

民生病院常任委員会

日 時 令和5年3月9日(木)午前10時から
場 所 全員協議会室

議 題

1 付託案件(16件)

- (1) 議案第9号 令和4年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- (2) 議案第10号 令和4年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- (3) 議案第11号 令和4年度射水市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- (4) 議案第13号 令和4年度射水市病院事業会計補正予算(第4号)
- (5) 議案第2号 令和5年度射水市国民健康保険事業特別会計予算
- (6) 議案第3号 令和5年度射水市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (7) 議案第4号 令和5年度射水市介護保険事業特別会計予算
- (8) 議案第7号 令和5年度射水市病院事業会計予算
- (9) 議案第16号 射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- (10) 議案第17号 射水市国民健康保険条例の一部改正について
- (11) 議案第18号 射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (12) 議案第19号 射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (13) 議案第20号 射水市立認定こども園条例の一部改正について
- (14) 議案第23号 令和4年度射水市病院事業会計資本金の額の減少について
- (15) 議案第25号 指定管理者の指定について
- (16) 議案第26号 指定管理者の指定の期間の変更について

2 報告事項(9件)

- (1) 射水市文化施設等再編検討について
(市民生活部 市民活躍・文化課 資料1)
- (2) 最終処分場基本計画概要について
(市民生活部 環境課 資料1)
- (3) 衛生センター基幹的設備改良工事について
(市民生活部 環境課 資料2)

- (4) 射水市再生可能エネルギービジョン(案)について
(市民生活部 環境課 資料3)
- (5) 第2次射水市環境基本計画の改訂について
(市民生活部 環境課 資料4)
- (6) 射水市住宅用太陽光発電システム設置補助金(案)について
(市民生活部 環境課 資料5)
- (7) 国民健康保険税に係る令和5年度税制改正について
(福祉保健部 保険年金課 資料1)
- (8) 後期高齢者医療保険料均等割に係る軽減判定所得の見直しについて
(福祉保健部 保険年金課 資料2)
- (9) 新型コロナウイルスワクチン接種進捗状況等について
(福祉保健部 保健センター 資料1)

3 その他

射水市文化施設等再編検討について

1 射水市文化施設等再編検討委員会（庁内組織）の検討内容

（1）新湊中央文化会館、小杉文化ホール、大門総合会館の3つの文化ホール

射水市公共施設再編方針（令和2年3月策定）で掲げる「市民ニーズに見合った1館の施設に見直す」という方針に基づき、施設の利用状況の詳細を調査した上で、今後目指すべき方向性を検討

（2）大島絵本館

文化ホールと同様に、コンセプトや機能を整理し、事業内容と利用状況を調査した上で、今後目指すべき方向性を検討

2 検討結果の概要

（1）文化施設の現況

- ・文化施設は、それぞれ特徴あるホール及び附属施設を保有するが、老朽化が進行しており、特に新湊中央文化会館は、令和13年度には耐用年数を迎える。
- ・3施設の入館者数の合計は横ばいだが、近年の新型コロナウイルス感染症の流行等、社会情勢の変化により、施設を取り巻く環境やニーズが変化しており、先行きは不透明である。
- ・施設の運営経費については、利用料金収入で賄うことはできず、特に大きなホールを持つ新湊中央文化会館と小杉文化ホールは、毎年1億円を超える多額の費用を要する。

○3つの文化施設は、時代とともに変化するニーズに対応した施設設備のリニューアルが必要であるとともに、今後も安全に利用していくためには、近い将来、大規模修繕が必要となる。
○施設の老朽化に伴う長寿命化に要する経費及び維持管理経費を考慮すると、3施設すべてを大規模修繕し維持していくことは困難である。

（2）文化施設の利用状況

<ホール>

- ・新湊中央文化会館と小杉文化ホールの収入はホールの利用によるものが中心。一方、大門総合会館の収入は研修室等の附属施設の利用によるものが中心で利用状況が異なる。
- ・3施設とも、高岡市、富山市の団体の利用に伴う収入も多く、今後開館が予定されている富山市の中規模ホール（R5）、高岡テクノドーム別館（R6）の影響が懸念される。
- ・3施設とも、大小ホールの利用は少なく、稼働率も高くはない。
- ・小ホールについては、観客席を使用しない練習利用の割合が高い。

<附属施設>

- ・3施設とも稼働率は低く、施設の提供数が過剰傾向である。
- ・利用目的と利用される施設の用途が必ずしも一致しているわけではなく、場所や広さに応じて選択される傾向にある。

○大小それぞれのホールについては、市全域をサービス提供区域として、1か所に集約することが可能である。

○附属施設は、練習、研修・会議、展示等の多目的利用とすることにより、部屋数を絞り、効率的な運営が可能である。

○大門総合会館は、附属施設の利用回数が非常に多く、他の2施設とは異なる方向性の検討が必要である。

(3) 文化施設に必要とする機能

市民の芸術文化の活動拠点、市民が芸術文化に触れる施設としての効果を発揮するため、

- ・活動成果を発表する「発表スペース」
- ・日常的な文化活動を行う「創造スペース」
- ・芸術文化に触れる「交流スペース」

(4) 文化施設（新湊中央文化会館・小杉文化ホール）集約の検討

①既存施設の大規模改造による活用の場合

<施設機能と大規模改造の想定費用面での比較>

・新湊中央文化会館は、現在も様々なジャンルに対応できる舞台規模と舞台機構を備えており、大規模改造による施設機能の増強は可能だが、より多額の整備費用が見込まれる。

・小杉文化ホールは、大規模改造により、音楽ホールとしての性能が損なわれる可能性があり、多目的ホールへの変更の可能性も不透明。附属施設の機能を増強するためには、大幅な増築が必要である。

<立地条件での比較>

・新湊中央文化会館は、住宅地に隣接し交通の利便性が低い。一方、小杉文化ホールは、商業地と文教施設等の公共空間に隣接し、交通の利便性が高く来館しやすい環境にある。

○施設機能面では新湊中央文化会館に利点があり、整備費用及び立地面では小杉文化ホールに利点がある。

②新たに文化施設を建設する場合

・必要な施設機能を確保でき、DX・GX・ユニバーサルデザインなどへの対応など、効果的・効率的な施設運営を図ることが可能だが、多額の整備費用が見込まれる。

○財源の確保や公民連携による事業費の縮減策を検討することが必要である。

(5) 大島絵本館の現況

・大島絵本館は、全国でも有数の絵本文化振興の拠点であり、小学生や未就学児の感性や創造力を育む施設として利用されている。

・入館者数は減少傾向であり、リピーターは多いが、市内小学生の利用は多くない。

・運営経費は利用料金で賄うことはできず、支出は施設管理費の割合が大きい。

・施設については、著名な建築家によるデザイン性の高い魅力的な建築物であるが、設備を含め老朽化が進行しており、施設改修やユニバーサルデザインへの対応が困難である。

○本市で培ってきた絵本ブランドの継続と発展に向けて、事業内容や事業体制と施設の一体的な検討が必要である。

(6) 各施設の方向性

- 市民の芸術文化活動に必要とする施設の機能及び規模については、他市ホールの開館やコロナ禍の影響、利用形態の動向、人口動態等も考慮し、引き続き検討を続ける。
- 芸術文化活動の拠点である新湊中央文化会館及び小杉文化ホールについては、市全域をサービス提供区域として1か所に集約するものとし、新たな施設の整備についても検討を続ける。
- 大門総合会館については、大ホールの用途変更や施設機能の整理を行うなど効率的な運営を図り、当分の間、市民の集いの場として活用しながら、民間事業者の誘致等を検討する。
- 大島絵本館については、他施設の集約や整備の検討と並行して、事業内容や事業体制を含む施設の在り方を継続的に検討する。
- 各施設の整備に伴って跡地が生じる場合は、立地条件や近隣の公共施設の配置と併せて活用方法を検討していく。

3 検討経過と今後のスケジュール

年 度	内 容
令和3年度	射水市文化振興・文化施設在り方検討に関する報告書（有識者検討会）
令和4年度	射水市文化施設等再編検討について（中間報告）
令和5年度	「（仮称）射水市文化施設等再編基本構想」の策定 ＜想定スケジュール＞ 12月 基本構想（素案）説明 3月 基本構想 決定

1 文化施設の現況 (1 / 4)

射水市文化施設等再編検討について(報告資料)

(1) 施設の概要

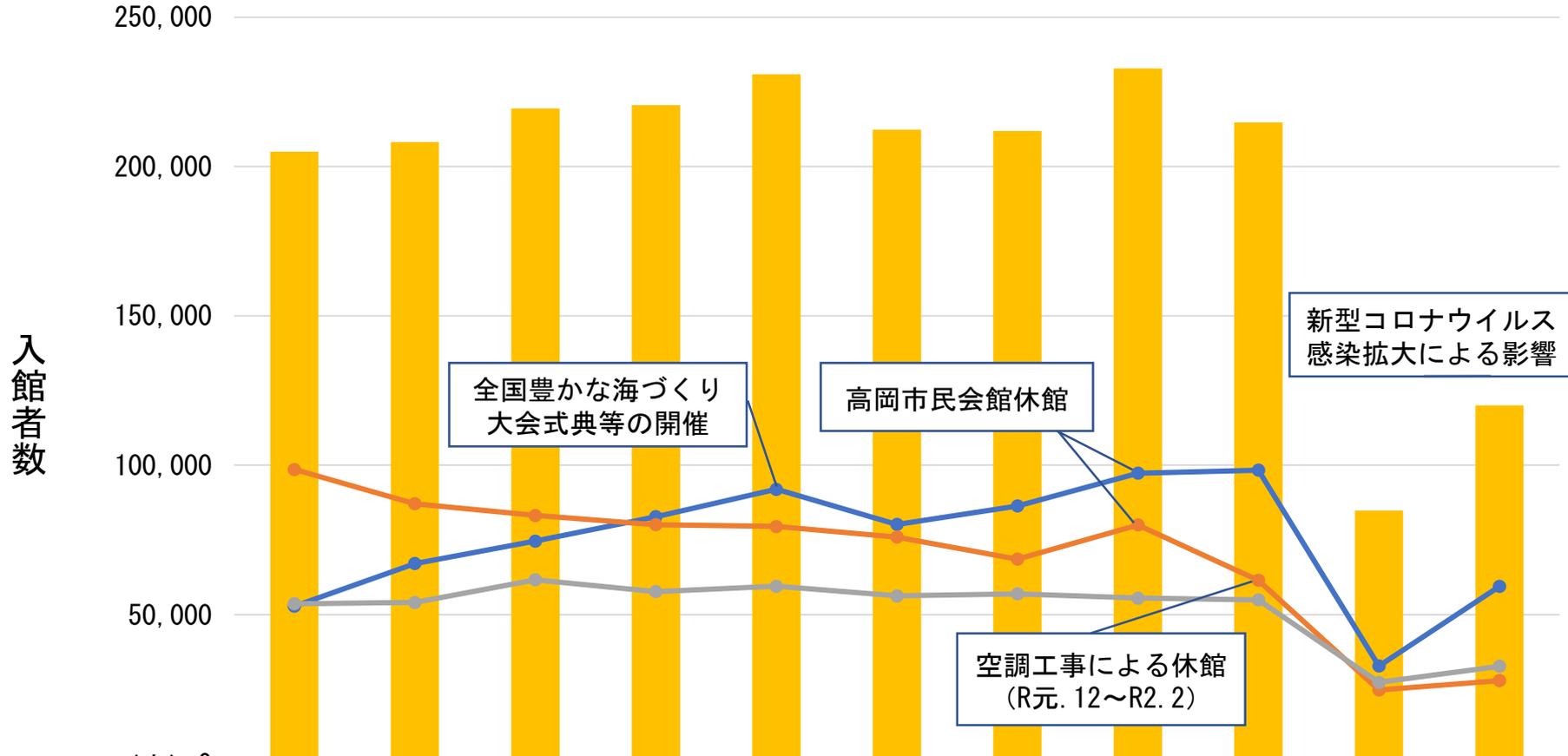
(令和4年3月31日現在)

新湊中央文化会館		小杉文化ホール		大門総合会館	
所在地	三日曾根3-23	所在地	戸破1500	所在地	大門67
愛称	高周波文化ホール	愛称	7ザック小杉文化ホール	建設年	昭和62年(1987年)
建設年	昭和56年(1981年)	建設年	平成5年(1993年)	経過年数	34年(耐用年数まで16年)
改修年	平成20年(2008年)	経過年数	28年(耐用年数まで22年)	建築面積	1,557㎡
経過年数	40年(耐用年数まで10年)	建築面積	3,807㎡	延床面積	6,161㎡
建築面積	5,833㎡	延床面積	5,714㎡	構造	SRC6F 地下1F
延床面積	12,437㎡	構造	RC4F 地下1F	敷地面積	4,551㎡
構造	RC3F 地下1F	敷地面積	16,850㎡	駐車台数	160台(総数)
敷地面積	17,304㎡	駐車台数	240台(臨時520台)	(他施設の大ホールに相当する規模のホールは有しない)	
駐車台数	230台(臨時370台)	大ホール	818席[音楽ホール] (舞台130㎡)		
大ホール	1,220席[多目的ホール] (舞台306㎡)	大ホール	818席[音楽ホール] (舞台130㎡)	大ホール	342席 (舞台75㎡)
小ホール	392席 (舞台132㎡)	小ホール	240席 (舞台68㎡)	附属施設	軽運動室(1室) 会議室(12室) 展示室(104㎡) 茶室 多目的ホール(304㎡)
附属施設	練習室(3室) 研修室(7室) 展示室(311㎡) 茶室	附属施設	練習室(2室) 研修室(3室) 展示コーナー(47㎡)	複合施設	正力図書館 正力・小林記念館 国際交流協会事務所 金融機関店舗 障害児通所支援事業所 フリースクール
複合施設	新湊図書館	複合施設	なし		
※多目的ホール 演劇、コンサート、ダンス等の 様々なジャンルに対応する舞台 機構が備えられたホール		※音楽ホール クラシック音楽の演奏会を主な 目的として音響効果(残響時間) を計算し、設計されたホール			

1 文化施設の現況 (2 / 4)

(2) 入館者数の推移

➤ コロナ禍前の入館者数は、全体でほぼ横ばい。



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
合計	205,010	208,244	219,450	220,572	230,938	212,391	211,896	232,862	214,775	84,831	120,016
新湊中央文化会館	52,786	67,091	74,628	82,778	91,948	80,189	86,351	97,348	98,379	32,782	59,434
小杉文化ホール	98,583	87,086	83,164	80,088	79,484	75,926	68,578	79,996	61,462	24,766	27,892
大門総合会館	53,641	54,067	61,658	57,706	59,506	56,276	56,967	55,518	54,934	27,283	32,690

1 文化施設の現況 (3 / 4)

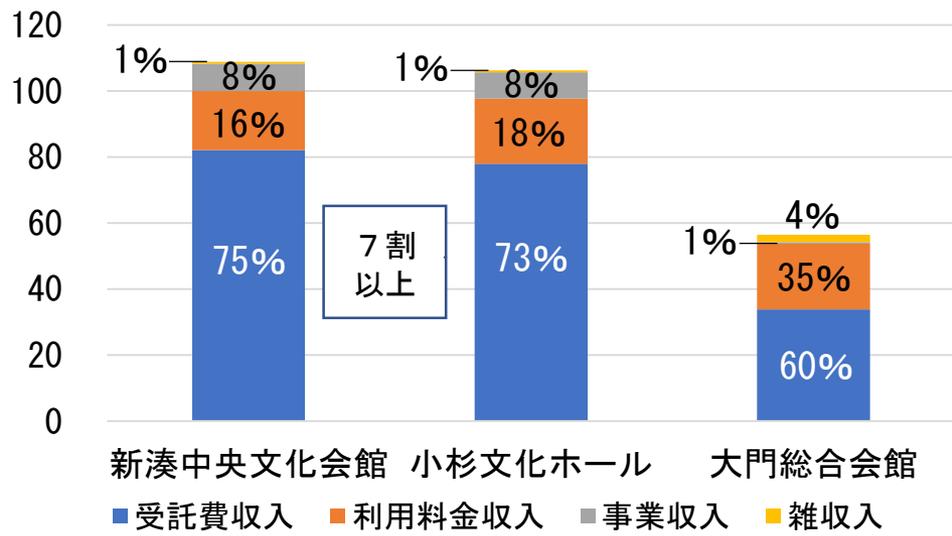
(3) 文化施設の収支内訳 (平成30年度)

【収入】

(単位：千円)

収入項目	新湊中央文化会館	小杉文化ホール	大門総合会館
受託費収入 (指定管理料等)	82,171	78,029	33,868
利用料金収入	17,882	19,672	19,969
事業収入	8,231	8,036	471
雑収入	621	573	2,177
収入計	108,905	106,310	56,485

(百万円)



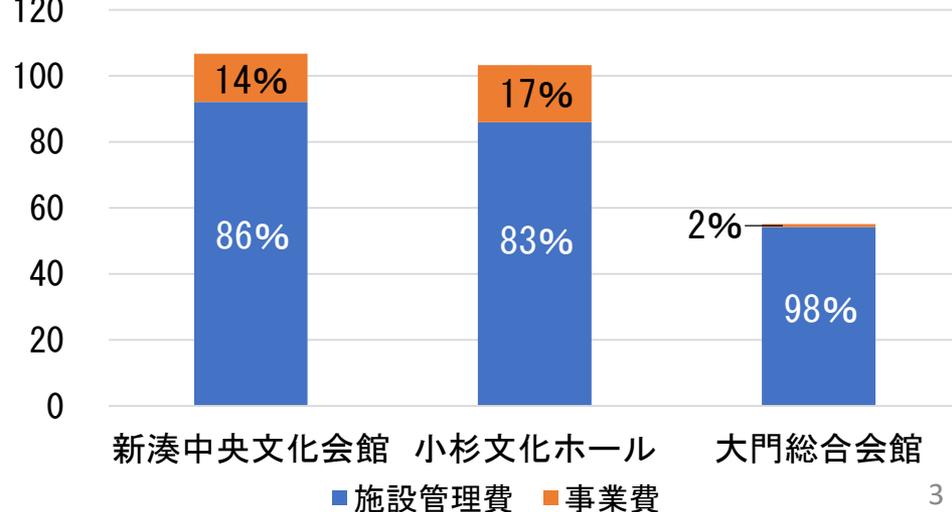
- いずれも指定管理による運営で、指定管理料が収入の7割を占める。
- 新湊中央文化会館、小杉文化ホールの運営経費はそれぞれ約1億円。

【支出】

(単位：千円)

支出項目	新湊中央文化会館	小杉文化ホール	大門総合会館
施設管理費	92,134	85,946	54,210
事業費	14,585	17,314	888
支出計	106,719	103,260	55,098

(百万円)



1 文化施設の現況（4 / 4）

- ✓ 3文化施設は、それぞれ特徴あるホール及び附属施設を保有するが、老朽化が進行しており、特に新湊中央文化会館は、令和13年度には耐用年数（50年）を迎える。
- ✓ 入館者数の合計は横ばいであるが、新型コロナウイルス感染症の流行等、社会情勢の変化により、施設を取り巻く環境やニーズが変化している。
- ✓ 文化施設の運営経費は、利用料金収入で賄うことはできず、特に大きなホールを持つ新湊中央文化会館・小杉文化ホールは多額の費用を要する。

文化施設は、時代とともに変化するニーズに対応した施設設備のリニューアルが必要であるとともに、今後も安全に利用していくためには、近い将来、大規模修繕が必要となる。

施設の老朽化に伴う長寿命化に要する経費及び維持管理経費を考慮すると、3施設すべてを大規模修繕し維持していくことは困難である。

⇒ 利用状況と今後必要とする機能を整理し、施設配置の方向性を検討する。

2 文化施設の利用状況（1 / 6）

※コロナ禍前の平成30年度の利用状況を分析

項目	新湊中央文化会館	小杉文化ホール	大門総合会館
施設の収入源は？ （貸館収入の施設ごとの割合）	大ホール 47% 小ホール 20% その他研修室等 33%	大ホール 48% 小ホール 26% その他研修室等 26%	大ホール 6% その他研修室等 94%
施設の運営を支えている地域は？ （利用団体の所在地ごとの割合） [利用料金の支払額]	射水市 47% 富山市 16% 高岡市 21% その他県内・県外 15% 高岡市の団体はホールの利用が多い。	射水市 48% 富山市 32% 高岡市 10% その他県内・県外 10% 富山市の団体はホールのほか、研修室の利用も多い。	射水市 52% 富山市 11% 高岡市 20% その他県内・県外 16% ほとんどが附属施設の利用で、ホールの利用はごく僅か。
親しんで利用している地域は？ （利用団体の所在地ごとの割合） [利用団体数]	射水市 63% 富山市 13% 高岡市 11% その他県内・県外 13% [合計198団体]市外の団体の利用は比較的少ない。	射水市 44% 富山市 33% 高岡市 10% その他県内・県外 13% [合計331団体]富山市の団体の利用が多い。	射水市 48% 富山市 16% 高岡市 22% その他県内・県外 14% [合計470団体]高岡市の団体の利用が比較的多い。
どのような目的で利用している？ （全ての利用の活動目的ごとの割合） [延べ利用回数]	芸術文化活動 58% 民間事業等 17% 学校・保育園の活動 9% 学習塾 2% 市役所・公共的団体 7% 自治会・町内会活動 1% その他 6% 指定管理者の事業、施設に拠点を置く芸文協等の利用が多い。	芸術文化活動 54% 民間事業等 27% 学校・保育園の活動 7% 学習塾 2% 市役所・公共的団体 6% 自治会・町内会活動 1% その他 3% 指定管理者の事業、民間の音楽教室、民間の研修・会議が多い。	芸術文化活動 31% 民間事業等 49% 学校・保育園の活動 1% 学習塾 12% 市役所・公共的団体 2% 自治会・町内会活動 1% その他 4% 地域住民が参加する文化教室や民間の研修・会議が多い。

2 文化施設の利用状況（2 / 6）

※コロナ禍前の平成30年度の利用状況を分析

項目	新湊中央文化会館	小杉文化ホール	大門総合会館
どのくらい施設が利用されている？ （主な施設の延べ利用回数）	大ホール 101回	大ホール 128回	大ホール 28回
	小ホール 136回	小ホール 189回	練習室（軽運動室） 557回
	練習室 613回	練習室 710回	研修室・会議室 3,020回
	研修室・会議室 554回	研修室・会議室 749回	展示室 204回
	展示室 150回	展示コーナー 48回	茶室 7回
	茶室 22回		こぶしホール 60回
	実習室 91回		料理実習室 37回
	（全施設合計 2,045回）	（全施設合計 2,140回）	（全施設合計 3,913回）
ホールは各団体が年1～数回の公演・発表会・研修会等に利用される。附属施設（練習室ほか）は日常的な文化活動に利用されるが、特定の利用内容に限られる部屋の利用は少ない。			
ホールが埋まっている割合は？ （1日単位で算出した稼働率） [利用日数/開館日数]	大ホール 40%	大ホール（ひびき） 40%	大ホール 8%
	小ホール 44%	小ホール（まどか） 54%	
全国の市町村（規模：人口5～20万人）所有施設におけるホール稼働率の平均 57%			
附属施設が埋まっている割合は？ （3時間単位で算出した部屋の種類ごとの稼働率の平均）	練習室 29%	練習室 41%	練習室（軽運動室） 53%
	研修室・会議室 8%	研修室・会議室 41%	研修室・会議室 29%
	展示室 32%	展示コーナー 10%	展示室 26%
	茶室 2%		茶室 1%
	実習室 7%		こぶしホール 12%
			料理実習室 6%
		練習室 3室 研修室 7室	練習室 2室 研修室 3室

2 文化施設の利用状況（3 / 6）

※コロナ禍前の平成30年度の利用状況を分析

項目	新湊中央文化会館	小杉文化ホール	大門総合会館
<p>どのような活動に大ホールを利用している？ （利用目的ごとの割合） [延べ利用回数]</p>	<p>公演（リハ等含む） 23% 発表会（リハ等含む） 39% 練習会 35% 文化活動以外 3%</p> <p>[101回]練習会はコンテストに向けた特別な練習。</p>	<p>公演（リハ等含む） 11% 発表会（リハ等含む） 41% 練習会 15% 文化活動以外 33%</p> <p>[128回]民間の研修・会議にも多く利用。</p>	<p>「リハ等」は、公演・発表会の前日等に行われるリハーサルや準備</p> <p>「文化活動以外」は、民間事業者等の研修・会議等</p> <p>「催し物」は、公演、発表会、研修・会議等の本番のみ</p> <p>客席数：新湊(大) 1,220席 小杉(大) 818席 新湊(小) 392席 小杉(小) 240席 大門(大) 342席</p> <p>*小杉(大)…ひびきホール 小杉(小)…まどかホール</p>
<p>大ホールの催し物の観客数は？ （客席を使用する場合の入場者数の割合） [延べ利用回数]</p>	<p>300人未満 0% 500人未満 10% 700人未満 16% 1,000人未満 21% 1,000人以上 53%</p> <p>[38回]1,000人以上は商業公演が大半。</p>	<p>300人未満 23% 500人未満 37% 700人未満 30% 1,000人未満 10%</p> <p>[78回]音楽団体の発表会が多いが、700人を超えることはほとんどない。</p>	
<p>どのような活動に小ホールを利用している？ （利用目的ごとの割合） [延べ利用回数]</p>	<p>公演（リハ等含む） 1% 発表会（リハ等含む） 26% 練習会 33% 文化活動以外 40%</p> <p>[136回]民間の研修・会議、吹奏楽の定例の練習会が多い。</p>	<p>公演（リハ等含む） 3% 発表会（リハ等含む） 26% 練習会 46% 文化活動以外 25%</p> <p>[189回]コーラス等の定例の練習会が最も多い。</p>	<p>公演（リハ等含む） 0% 発表会（リハ等含む） 32% 練習会 18% 文化活動以外 50%</p> <p>[28回]利用回数が少なく、民間の研修・会議が中心。</p>
<p>小ホールの催し物の観客数は？ （客席を使用する場合の入場者数の割合） [延べ利用回数]</p>	<p>100人未満 15% 200人未満 29% 300人未満 22% 300人以上 34%</p> <p>[65回]音楽団体・教室の発表会、民間の研修・会議が中心。</p>	<p>100人未満 35% 200人未満 32% 300人未満 33%</p> <p>[78回]音楽教室の発表会、民間の研修・会議が中心で、それぞれ規模は様々。</p>	<p>100人未満 17% 200人未満 50% 300人未満 11% 300人以上 22%</p> <p>[18回]発表会は合計5回。民間の研修・会議が中心。</p>

2 文化施設の利用状況（4 / 6）

※コロナ禍前の平成30年度の利用状況を分析

項目	新湊中央文化会館	小杉文化ホール	大門総合会館
どのような活動に練習室を利用している？ （利用目的ごとの割合） [延べ利用回数]	練習会・文化教室 58% 研修・会議 23% 学習塾 6% 販促セミナー等 4% その他 9% [613回] ダンス等の練習に利用できる大小の部屋が2室と和室が3室。	練習会・文化教室 68% 研修・会議 14% 学習塾 11% 販促セミナー等 3% その他 4% [710回] バンド練習等の少人数向けの練習室が2室。	練習会・文化教室 99% 研修・会議 1% 学習塾 0% 販促セミナー等 0% その他 0% [557回] ダンス等の練習に利用できる広い練習室が1室。
どのような活動に研修室・会議室を利用している？ （利用目的ごとの割合） [延べ利用回数]	練習会・文化教室 33% 発表会 2% 研修・会議 57% 学習塾 1% 販促セミナー等 2% その他 5% [554回] 3階に大小の部屋が6室と和室が1室。	練習会・文化教室 18% 発表会 4% 研修・会議 51% 学習塾 2% 販促セミナー等 14% その他 11% [749回] 1階に2室と2階に和室が1室。	練習会・文化教室 28% 発表会 0% 研修・会議 40% 学習塾 19% 販促セミナー等 11% その他 2% [3,080回] 各階に様々な規模の部屋が10室と和室が2室。6階にこぶしホール。
どのような活動に展示室を利用している？ （利用目的ごとの割合） [延べ利用回数]	展示発表会 41% 練習会・文化教室 1% 研修・会議 9% 販促イベント等 36% その他 13% [150回] 市内で最も広い展示室。2室に分割可能で、民間事業者の展示販売会等にも利用。	展示発表会 6% 練習会・文化教室 0% 研修・会議 0% 販促イベント等 8% その他 86% [48回] 1階ホワイエにある展示コーナー。ひびきホール等と同時に利用されることが多い。	展示発表会 0% 練習会・文化教室 35% 研修・会議 53% 販促イベント等 7% その他 5% [204回] 2階の他の部屋から離れた場所にあり、主に楽器の練習や研修・会議に利用。

2 文化施設の利用状況（5 / 6）

ホールのまとめ

- ✓ **新湊中央文化会館と小杉文化ホールの収入は、ホール利用が中心。**
ホールを利用した芸術文化団体等の発表会は、それぞれ年1回程度。
- ✓ **3施設とも、高岡市、富山市の団体の利用に伴う収入も多い。**
開館が予定される富山市の中規模ホール（令和5年度）、高岡テクノドーム別館（令和6年度）の影響が懸念される。
- ✓ **3施設とも、大小ホールの利用は少なく、稼働率も高くはない。**
- ✓ **大小ホールは、芸術文化団体の成果発表のほか、様々な団体の総会・研修会等の文化活動以外にも利用される。**
- ✓ **小ホールは、観客を入れない練習利用の割合が高い。**
吹奏楽やコーラス等の広い場所が必要なジャンルの練習に多く利用されている。

大小それぞれのホールは、市全域をサービス提供区域として、1か所に集約することが可能。

2 文化施設の利用状況（6 / 6）

附属施設のまとめ

- ✓ 3施設とも、附属施設の稼働率は全体に低く、施設の提供数が過剰傾向。
- ✓ 附属施設の利用は、利用目的と利用される施設の用途が必ずしも一致するものではなく、場所や広さに応じて選択される傾向にある。
日常的な文化活動（練習会等）は、専用の施設や設備が必要な活動に限らず、地域の団体の活動もあることに留意が必要。

附属施設は、練習、研修・会議、展示等の多目的利用とすることにより、部屋数を絞り、効率的な施設運営が可能。

大門総合会館について

- ✓ 大門総合会館は、附属施設の利用回数が非常に多い等、ホール利用が中心の新湊中央文化会館・小杉文化ホールとは利用状況が異なる。

大門総合会館は、他2施設とは異なる方向性の検討が必要。

3 文化施設に必要とする機能

文化施設に求める効果

(1) 市民の芸術文化の活動拠点

① 成果発表（舞台発表・作品展示）

② 創造活動

(2) 市民が芸術文化に触れる施設

① 気軽に芸術文化を楽しむ鑑賞・体験

② 文化情報の発信、多様な芸術文化活動の企画等

a～dの調査結果等により、集約の検討材料として、現状を踏まえた文化施設に求める効果を設定

a. 本検討における文化施設の利用状況

b. 令和3年度「射水市文化振興・文化施設在り方検討会」による有識者からの意見

c. 令和3年度「第3次射水市総合計画策定にかかる市民意識調査」による芸術文化に関する意識調査

d. 令和3年度「文化施設利用者アンケート」による利用団体の利用・活動実態の調査

⇒ 効果を発揮するため必要と考えられる施設機能

- 発表スペース…活動成果を発表 ▶ ホール
- 創造スペース…日常的な文化活動 ▶ 多目的室、特別室(展示室、スタジオ等)
- 交流スペース…芸術文化に触れる ▶ 展示ギャラリー、体験室等

4 文化施設 (新湊中央文化会館・小杉文化ホール) 集約の検討 (1 / 4)

(1) 既存施設の大規模改造による活用の場合 (施設機能の比較)

項目	新湊中央文化会館を活用	小杉文化ホールを活用
発表スペース (ホール)	<ul style="list-style-type: none"> ○様々なジャンルに対応できる舞台規模と舞台機構を備える × 1,220席の客席数は、収益を目的とする公演には小さいため有名なアーティストを誘致しにくく、市民団体の発表会には過大 	<ul style="list-style-type: none"> ○818席の客席数は、市民団体の発表会に適している ×大規模改造に伴い、音楽ホールとしての音響性能が損なわれる可能性あり ×演劇や舞踊等に対応できる舞台の規模、舞台機構への変更が困難
創造スペース (多目的室)	<ul style="list-style-type: none"> ○大人数の練習にも対応できる施設への変更が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ×多目的利用、大人数の練習に対応できる施設を確保するには増築が必要
創造スペース (特別室)	<ul style="list-style-type: none"> ○展示室は市民の展示発表会が可能な規模 	<ul style="list-style-type: none"> ○スタジオに利用できる練習室がある ×研修室に展示機能を有するが、大規模な展示発表会が困難
交流スペース	<ul style="list-style-type: none"> ×市民ホール等に展示ギャラリーや体験室の設置は困難 	<ul style="list-style-type: none"> ○展示ギャラリーを有する ×交流スペースに適した空間がない
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○入口からホールまで段差がなく、ユニバーサルデザイン (UD) への更新が可能 ×ホール規模に対して駐車場が狭い 	<ul style="list-style-type: none"> ×入口からホールまで段差が多く、ユニバーサルデザイン (UD) への対応が困難 ○ホール規模に見合った駐車台数が確保できる

4 文化施設 (新湊中央文化会館・小杉文化ホール) 集約の検討 (2 / 4)

(1) 既存施設の大規模改造による活用の場合 (費用・立地の比較)

項目	新湊中央文化会館を活用	小杉文化ホールを活用
大規模改造工事 想定費用	約 89 億円	約 64 億円
将来都市構造 (都市マス)	都市中核拠点 (観光・交流)	都市中核拠点 (教育・文化)
周辺施設	○近隣に新湊小学校、新湊高校 × 周辺は閑静な住宅地 × 新湊交流会館と一部機能が重複	○近隣に商業施設、歌の森運動公園、小杉体育館、富山県立大学、小杉高校等 × 市民交流プラザと一部機能が重複
交通の利便性	× あいの風とやま鉄道の停車駅が近隣にない × 幹線道路から遠く、道路幅も狭い	○ あいの風とやま鉄道の停車駅が近隣にあり、徒歩による来館が可能 ○ 幹線道路へのアクセスが容易であり、交通量が多い

※大規模改造工事について

大規模修繕 (長寿命化) にあわせ、必要な施設・設備の増強と法適合工事を行うもの。

また、1か所に集約することで全体に稼働率の上昇が見込まれるため、平成30年度における施設の利用状況を参考に、必要となるスペースの確保を検討した。

※想定費用について

令和元年～4年に竣工した国内類似施設の事例を参考に、平方メートルあたりの工事単価を設定し、概算費用を想定した。(ただし、令和4年度以降、建設資材やエネルギー価格が高騰しており、そのため建設価額が30%上昇するものとして算出した)

4 文化施設(新湊中央文化会館・小杉文化ホール)集約の検討 (3 / 4)

(1) 既存施設の大規模改造による活用の場合 (まとめ)

- ✓ 新湊中央文化会館は、大規模改造によって施設機能を増強することが可能であるが、交流スペース等に課題があり、より多額の整備費用が見込まれる。
- ✓ 新湊中央文化会館は、住宅地に隣接し、交通の利便性が低い。
- ✓ 小杉文化ホールは、大規模改造に伴って音楽ホールとしての性能が損なわれる可能性があり、様々なジャンルに対応できる多目的ホールへの変更の可能性も不透明。また、附属施設の機能を増強するためには、大幅な増築が必要と見込まれる。
- ✓ 小杉文化ホールは、商業地と文教施設等の公共空間に隣接し、交通の利便性が高いため、来館しやすい。

施設機能では新湊中央文化会館に利点があるが、整備費用及び立地では、小杉文化ホールに利点がある。

4 文化施設(新湊中央文化会館・小杉文化ホール)集約の検討 (4 / 4)

(2) 新文化施設の建設の場合

- ✓ 新たに施設整備を計画することで、ホール等の必要な施設機能を確保でき、またDX・GX・UD等に対応し、効果的・効率的な施設運営を図ることが可能。
- ✓ 持続的な施設運営を図るため、様々な地域の芸術文化団体の成果発表及びその他団体の利便性も考慮した立地とすることが必要。
- ✓ 新文化施設を建設する場合も多額の整備費用が必要。

参考：氷見市芸術文化館（令和4年10月開館）

建築面積 5,667㎡

延床面積 10,455㎡（室内 約6,000㎡）

ホール 客席数 800席

附属施設 マルチスペース（174㎡）、交流室3室、スタジオ2室、交流工房1室、交流ラウンジ

工事費 約45億円（用地費含まず、建設価額が上昇する前の工事）

多額の整備費用が見込まれるため、財源の確保及び公民連携による事業費の縮減の検討が必要。

5 大島絵本館の現況（1 / 7）

（1）事業の目的

絵本文化・芸術等の振興及び児童の健全な育成に関する事業を行い、創造性豊かで潤いのある市民生活の実現と地域社会の発展に寄与する。

（2）コンセプト

F e e l（感じる）

見て、感じて、豊かな心へ

施設：ライブラリー、ギャラリー、カフェギャラリー

M a k e（つくる）

見て、つくって、新たな発見へ

施設：ワークショップ、CGワークショップ

T e l l（伝える）

心から心へ、そして世界へ

施設：パフォーマンスホール、シアター

5 大島絵本館の現況 (2 / 7)

(3) 施設の概要

(令和4年3月31日現在)

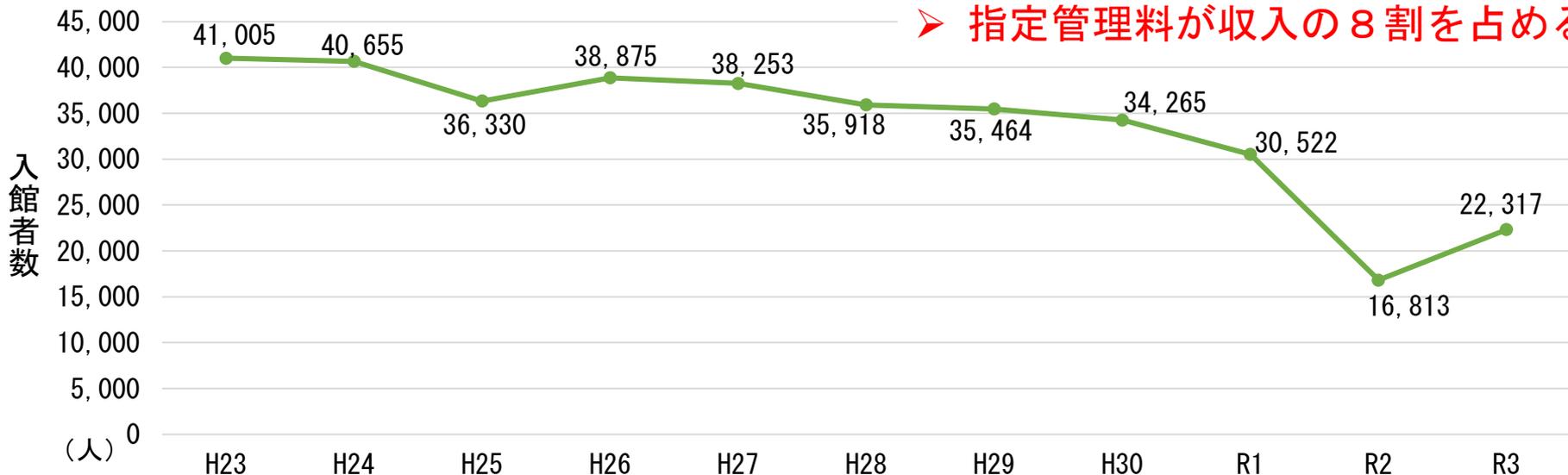
施設概要		施設の主な機能	
所在地	鳥取50	ライブラリー	蔵書数18,000冊、絵本の読み聞かせ
建設年	平成6年(1994年)	ワークショップ	手づくり絵本、仕掛け絵本、各種工作
経過年数	27年	CGワークショップ	カレンダー、ポストカード、キーホルダー、エコバッグ等の作成
建築面積	1,772㎡	ギャラリー	絵本原画展の開催(年6回) (ユゼフ・ウィルコン原画114点所蔵)
延床面積	2,406㎡	シアター(208席)	コンサート、絵本DVD上映等
構造	RC2F 地下1F	パフォーマンスホール	各種パフォーマンス、催し物
敷地面積	4,292㎡	カフェギャラリー	市内作家等の創作作品展
駐車台数	35台		
配置職員の資格	学芸員 絵本専門士 小学校教諭 図書館司書 等	平成28年 9月11日	全国絵本ミュージアム会議開催
		平成29年10月28日	全国絵本ミュージアム協議会設立(初代会長)

〈参考〉主な絵本専門の美術館(全国絵本ミュージアム協議会加盟館)

- | | | | |
|------------------|-------|---------------|-------|
| ① けんぶち絵本の館 | (北海道) | ⑥ 黒姫童話館 | (長野県) |
| ② ちひろ美術館・東京 | (東京都) | ⑦ 軽井沢絵本の森美術館 | (長野県) |
| ③ いわむらかずお絵本の丘美術館 | (栃木県) | ⑧ 絵本美術館 森のおうち | (長野県) |
| ④ 安曇野ちひろ美術館 | (長野県) | ⑨ 大島絵本館 | (富山県) |
| ⑤ イルフ童画館 | (長野県) | ⑩ 祈りの丘絵本美術館 | (長崎県) |

5 大島絵本館の現況 (3 / 7)

(4) 入館者数の推移

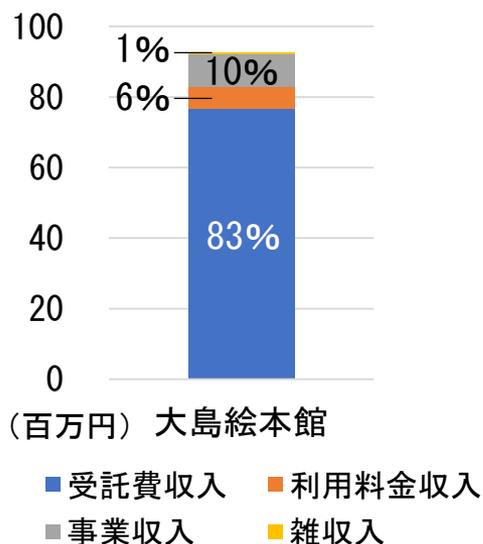


- 最近の入館者数は減少傾向。
- 指定管理料が収入の8割を占める。

(5) 収支内訳 (平成30年度)

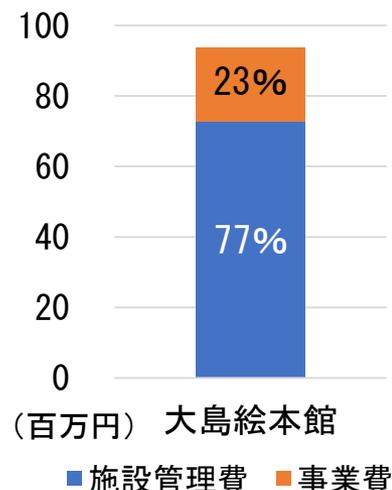
【収入】 (単位：千円)

収入項目	収入額
受託費収入 (指定管理料)	76,781
利用料金収入	5,965
事業収入	9,430
雑収入	513
収入計	92,689



【支出】 (単位：千円)

支出項目	支出額
施設管理費	71,293
事業費	21,650
支出計	92,943



5 大島絵本館の現況 (4 / 7)

➤ 個人利用が多く、概ね半数は
小中学生(ほぼ小学生)と未就学児。

(6) 入館者の内訳 (平成30年度)

※コロナ禍前の平成30年度の利用状況

入館者数		34,265人	個人(一般)・団体の 子どもの利用	入館者数
出前講座利用者 (入館者数の外数)		2,094人 (45回)	小中学生 (うち市内)	3,383人 (935人)
未就学児			未就学児	6,248人
個人利用			個人(その他)の 主な内訳	入館者数
一般	17,748人	親子フリーパス (親と幼児)	1,825人 (発券数593枚)	
その他	9,331人	孫とおでかけ支援事業 (祖父母と孫)	3,574人 (祖父母 1,748人) (孫 等 1,826人)	
団体利用	3,230人 (65団体)	絵本創作教室 (年10回)	2,389人	
貸館利用 (シアターホール)	3,956人 (30回)			

5 大島絵本館の現況（5／7）

（7）主な事業等（令和4年度の状況）

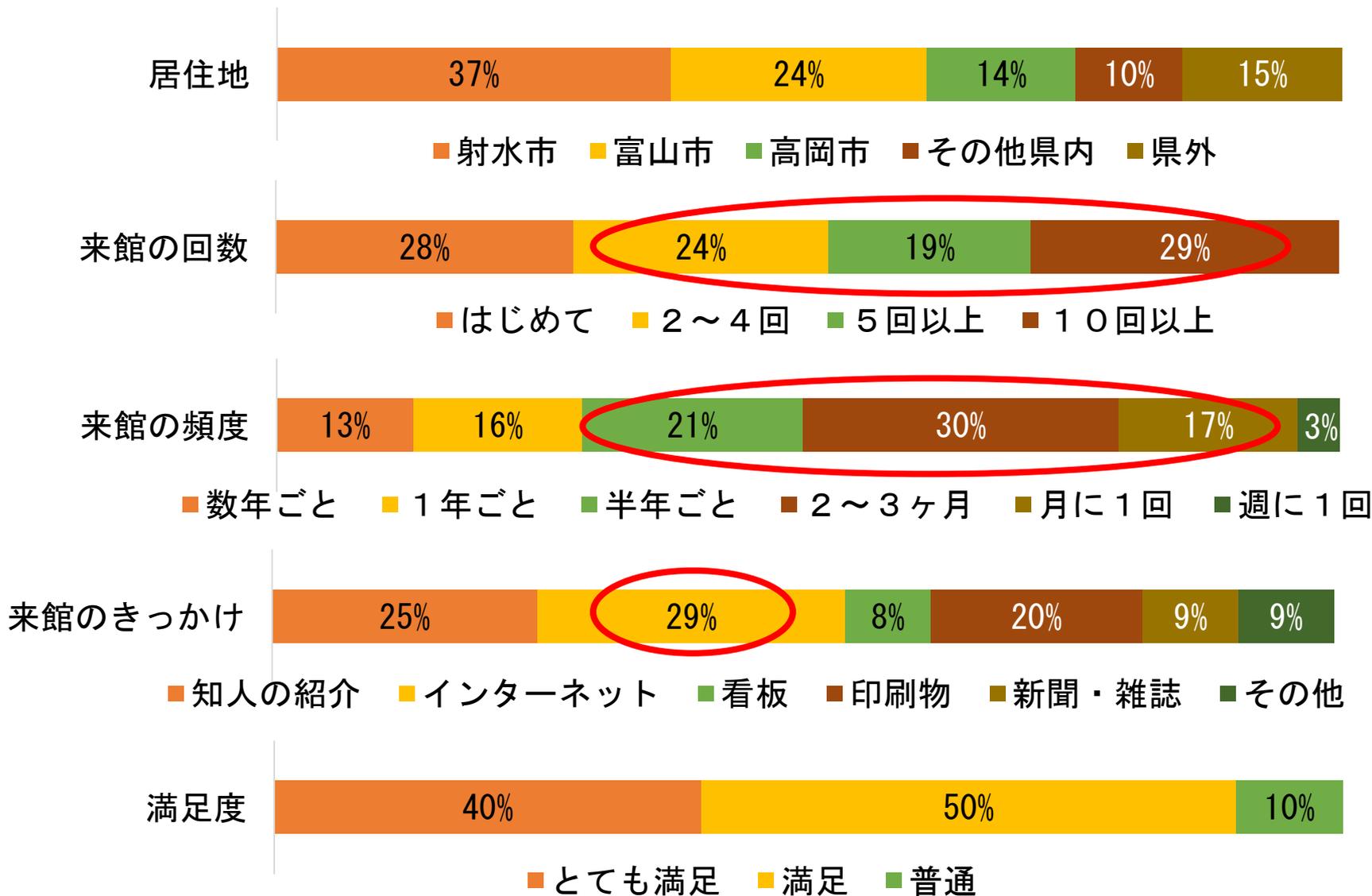
令和4年度の事業

5月	にじいろコンサート（入場143人）	
6月	絵本館寄席（入場130人）	
7月	第29回おおしま国際手づくり絵本コンクール（応募総数251点）	
8月	開館28周年記念感謝デー 絵本館まつり（入館890人）	
9月	ハーブコンサート（入場100人）	
10月	絵本作家によるワークショップ（限定30人）	
11月	第29回おおしま国際手づくり絵本コンクール ジュニアの部（応募総数695点）	
	いのちの絵本Ⅰ（トーク）（入場78人）	
12月	いのちの絵本Ⅱ（トーク、コンサート）（入場97人）	
	クリスマスコンサート（入場182人）	
1月	ジャンボカルタ大会（子どものみ参加93人）	
2月	公募絵本ライブⅤ（絵本をテーマとした表現活動の発表）	
3月	人形劇「三びきのやぎのガラガラドン」	
その他	絵本の出版（コンクール最優秀賞等）	累計26冊
	絵本原画展	年6回
	絵本創作教室	年10回
	カフェギャラリー展示	年23回
	情報誌（マグちゃん通信）の発行	年6回

5 大島絵本館の現況 (6 / 7)

(8) 利用状況 (令和4年度アンケート)

- リピーターの割合が高い。
- コロナ禍前は3割程度が県外から。



5 大島絵本館の現況（7 / 7）

- ✓ 大島絵本館は、全国でも有数の絵本文化振興の拠点。
- ✓ 表現活動の鑑賞や参加の機会を提供するイベントを活発に行い、小学生・未就学児の感性や創造力を育む施設として好評。
- ✓ 入館者数は減少傾向。リピーターは多いが、市内小学生の利用は多くない。
- ✓ 大島絵本館の運営経費は、利用料金で賄うことはできず、支出は施設管理費の割合が大きい。
- ✓ 施設は著名な建築家によるデザイン性の高い魅力的な建築物であるが、設備を含め老朽化が進行しており、施設改修やユニバーサルデザインへの対応が困難。

本市絵本ブランドの継続と発展に向け、事業内容や事業体制と施設の一体的な検討が必要。

6 各施設の方向性

- ✓ 市民の芸術文化活動に必要とする施設の機能及び規模については、引き続き検討を続ける。
規模の検討は、他市ホールの開館やコロナ禍の影響、利用形態の動向、人口動態等についても考慮する。
(射水市人口R2 90,742人→ R14推計 82,496人→ R42推計 61,833人)
- ✓ 芸術文化活動の拠点である新湊中央文化会館及び小杉文化ホールについては、市全域をサービス提供区域として1か所に集約するものとし、新たな施設の整備についても検討を続ける。
- ✓ 大門総合会館については、当分の間、市民の集いの場として活用しながら、民間事業者の誘致等を検討する。
大ホールの用途変更及び施設機能の整理を行う等、効率的な運営を図る。
- ✓ 大島絵本館については、他施設の集約や整備の検討と並行して、継続的に施設の在り方（事業内容及び事業体制を含む）を検討する。
- ✓ 各施設の整備に伴って跡地が生じる場合は、立地条件及び近隣の公共施設の配置と併せて活用方法を検討する。
地域のまちづくり全体に効果のある活用方法を検討することが必要。

A. 文化施設整備に対する民間事業者の意識について

文化施設の整備（既存施設の大規模改造・新施設の建設）には、多額の費用が見込まれ、公民連携による事業費縮減の検討が必要となることから、施設集約の方向性検討の参考とするため、民間事業者の意識等について調査を行った。

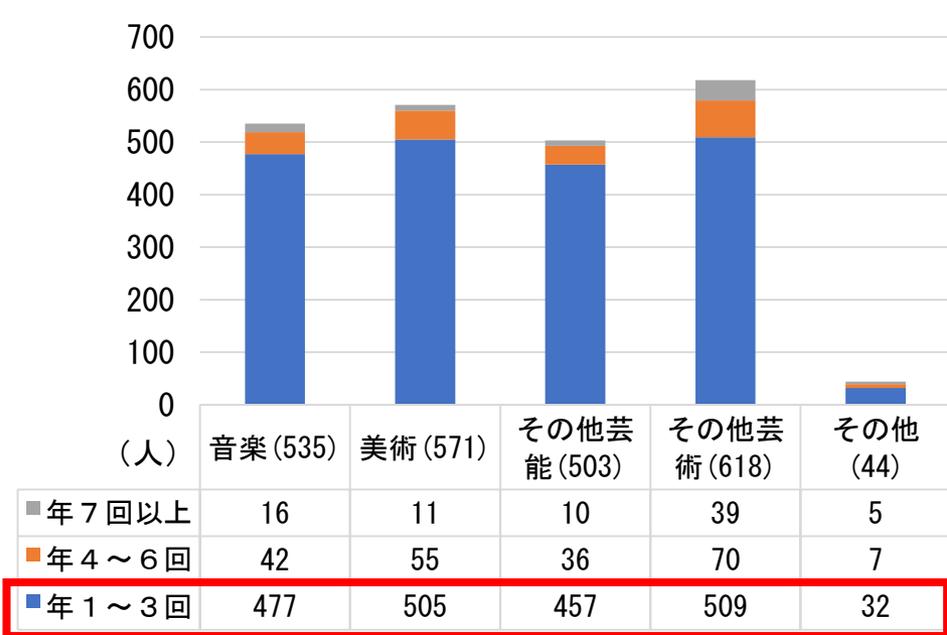
項目	内容
調査実施期間	令和4年11月～12月
調査方法	全国で公民連携の実績を有する民間事業者との意見交換
協力事業者	4事業者
意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・文化施設に商業的な集客や収益性を求めることは困難であり、一般に民間の意欲は薄い ・PFI事業による財政負担の平準化は可能であるが、立地は限られる ・文化施設の建物に商業施設の複合を成功させることは困難

⇒ 今後、様々な公民連携の可能性について、広く調査が必要。

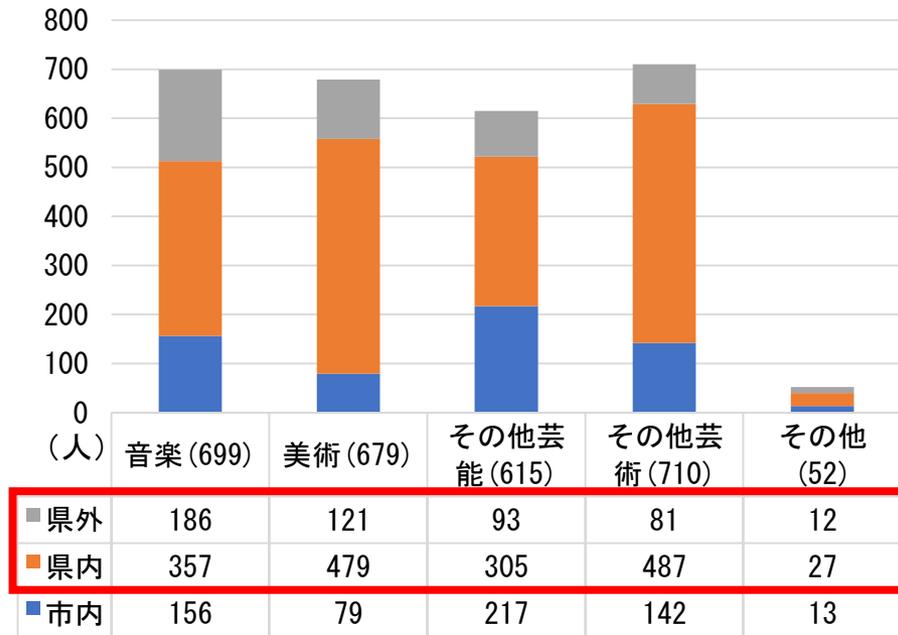
B. 市民の文化活動の状況

(1) 文化鑑賞に出かけた市民の割合 (令和元～2年度)

鑑賞に出かけた市民の割合 (回答数 : 2,129人)



鑑賞した回数 (ジャンルごとに回答)
(回答数 : 953人、2,271件)



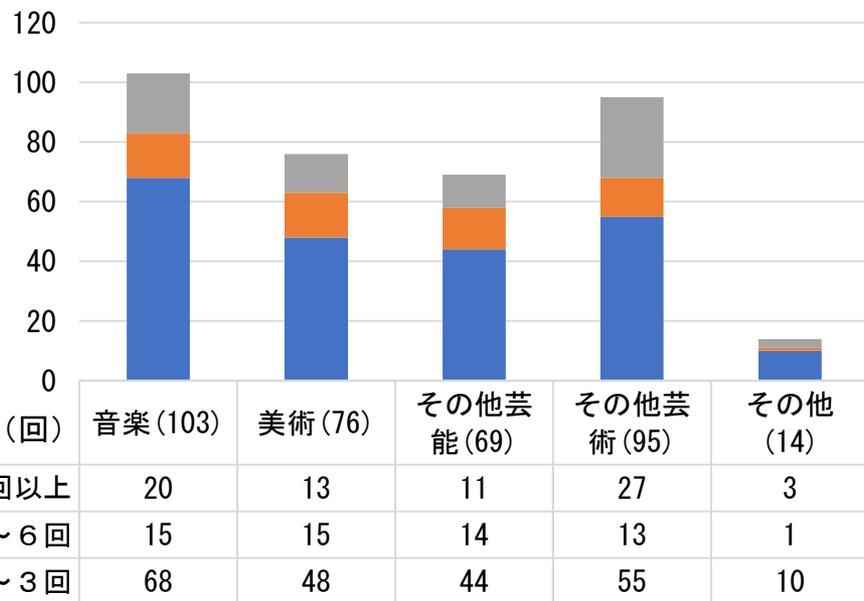
鑑賞した場所 (ジャンルごとに複数回答可)
(回答数 : 953人、2,755件)

➤ ほとんどが年1～3回、場所は市外が多い。

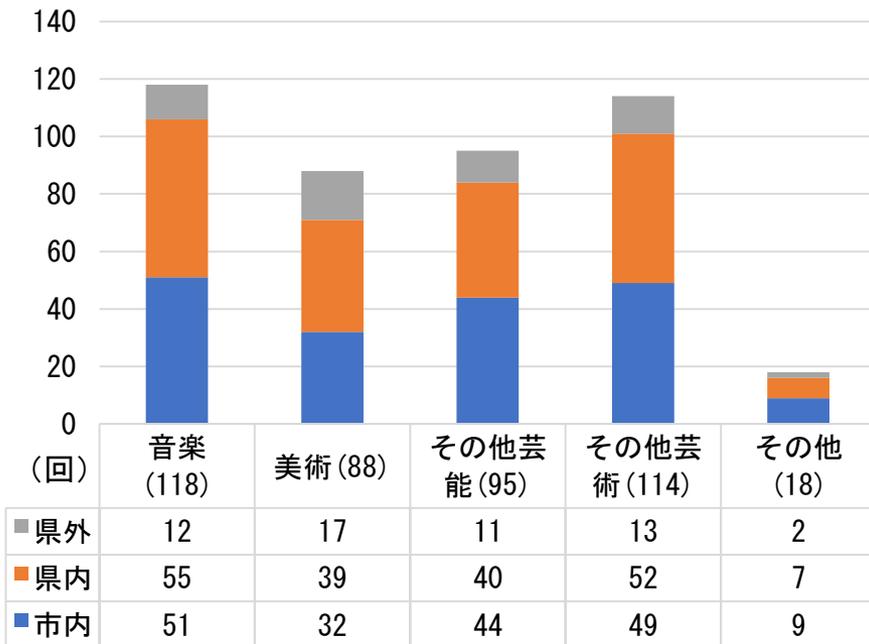
(第3次射水市総合計画策定にかかる市民意識調査)

(2) 文化活動を行った市民の割合 (令和元~2年度)

活動を行った市民の割合 (回答数 : 2,129人)



活動した回数 (ジャンルごとに回答)
(回答数 : 236人、357件)



活動した場所 (ジャンルごとに複数回答可)
(回答数 : 236人、433件)

➤ 活動した人は全体の約1割程度。

(第3次射水市総合計画策定にかかる市民意識調査)

C. 文化施設等再編の検討経過

令和3年3月 射水市公共施設個別施設計画

文化施設（新湊中央文化会館、小杉文化ホール、大門総合会館）

市民ニーズに見合った1館の施設に機能を集約するなど効率的かつ効果的な施設運営を目指すとともに、芸術文化振興の今後のあるべき方向性を検討し、「(仮称)文化施設等再編基本構想」を、令和5年度（2023年度）末までに策定する。

なお、基本構想の策定に当たっては、文化施設以外の公共施設や民間機能を含めた更なる複合化の可能性について検討するとともに、既存建物や跡地利活用の可能性についても調査・検討を行う。

大島絵本館

今後、より効率的かつ効果的に絵本文化事業を推進するため、文化施設の再編基本構想の検討の中で、提供機能や整備手法、民間活力の活用も含めた様々な観点から今後の施設の在り方を検討する。

令和4年2月 射水市文化振興・文化施設の在り方検討に関する報告書（有識者による検討会）

文化施設（新湊中央文化会館、小杉文化ホール、大門総合会館）

各ホールの施設、機能、利用等の現況と、本検討会が示した望ましい文化振興の実現に必要な事項を整理し、各ホールの機能を活かした施設活用の可能性についての研究を含め、適切な施設の整備方針を検討されることを求める。

大島絵本館

さらなる観光振興への貢献や市民の利用促進が求められることから、効果的に事業を展開できる環境の整備について、様々な視点から検討することが必要。

令和4年4月 射水市文化施設等再編検討委員会（庁内検討組織）

- 4月 第1回 文化施設の現況
- 6月 第2回 利用状況の分析、機能の検討
- 8月 第3回 集約パターン・跡地利用の検討、大島絵本館の現況
- 令和5年1月 第4回 民間事業者との意見交換、各施設の方向性

令和5年3月 射水市文化施設等再編検討について（中間報告）

最終処分場基本計画概要について

【計画の趣旨】

市が保有している一般廃棄物最終処分場の野手埋立処分所は、昭和57年4月に供用開始し、埋立完了が令和9年度末の予定であることから、新たな最終処分場の整備を令和10年度の供用開始に向け、計画するものである。

1. 計画位置

計画位置は、図-1に示すとおり、県道小杉吉谷線及び2級河川下条川の西側、北陸自動車道小杉インターチェンジより南南西約4kmの射水丘陵に位置している。



図-1 計画位置

2. 計画の概要

本事業の計画概要は、表-1に示すとおりであり、埋立開始予定は2028(令和10)年度とし、埋立予定期間は15年とする。

表-1 本事業の計画概要

項目	計画概要
施設名称	野手埋立処分所
計画位置	射水市野手地内
計画ごみ質	焼却残渣、不燃物、がれき、汚泥
敷地面積	71,000 m ²
埋立面積	変更前 22,900 m ² 変更後 25,900 m ² 整備面積 12,900 m ² (拡張 3,000 m ² ・既設上部 9,900 m ²)
埋立容積	変更前 280,000m ³ 変更後 350,000m ³ 整備容積 70,000m ³
工期	2025年度(令和7年度)～2027年度(令和9年度)
処分開始年度	2028年度(令和10年度)予定
埋立予定期間	15年

3. 計画施設の概要

本計画施設の概要を表-2に示す。

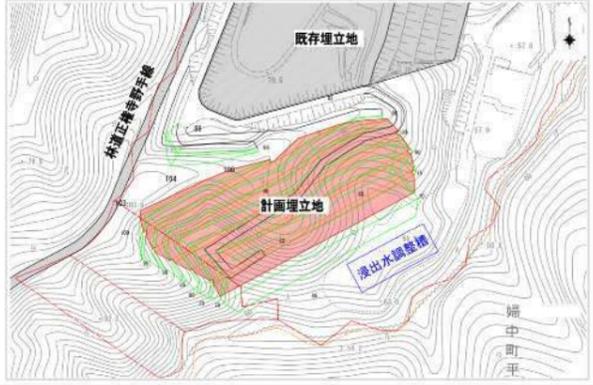
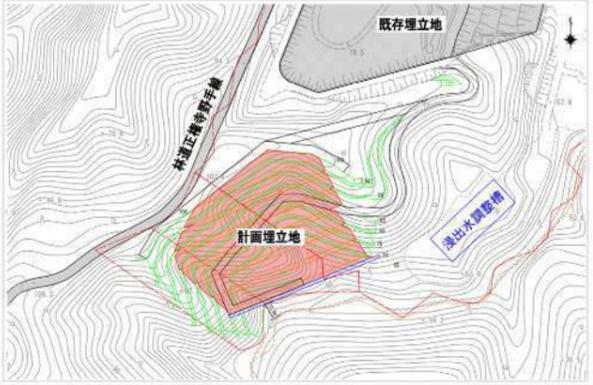
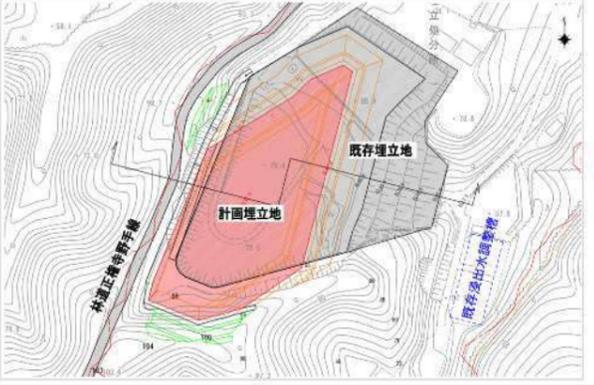
表-2 本計画施設の概要

項目	施設概要
埋立形式	オープン型処分場
遮水工	基準省令に基づく遮水工
管理施設	管理道路、地下水モニタリング施設
関連施設	立札、外周フェンス、門扉
財源計画	循環型社会形成推進交付金、一般廃棄物事業債、財源対策債、一般財源

4. 配置検討結果

処分場の配置検討比較結果は表-3に示すとおりであり、費用対効果を有するC案とする。

表-3 処分場の配置検討比較結果

項目		A案	B案	C案
施設配置図(概要)				
埋立面積		約12,300㎡	約9,400㎡	約12,900㎡
埋立容量		約81,400㎡	約71,600㎡	約70,000㎡
概要		既存埋立地南西側に位置する谷間を利用して埋立地を造成し、延長約150mの締切構造物(土堰堤)を設ける。浸出水は、新設する専用の調整槽に一時貯留し、既設浸出水処理施設に送水する。	既存埋立地南西側に位置する谷間を利用して埋立地を造成し、延長約115mの締切構造物(重力式擁壁)を設ける。浸出水は、a案と同様に新設する専用の調整槽に一時貯留し、既設浸出水処理施設に送水する。	既存埋立地の高上げ及び一部を拡張して埋立地を造成し、既存の締切構造物(鉄筋コンクリート製擁壁)を再使用する。浸出水は、既存の調整槽に一時貯留し、既設浸出水処理施設に送水する。
遮水工		基準省令に規定された遮水工(2重遮水シート)	同左	同左
浸出水処理		既設浸出水処理施設にて処理する。	同左	同左
運搬経路		埋立廃棄物運搬車は、既設処分場管理道路を走行した後、新最終処分場の場内道路を使用する。	同左	埋立廃棄物運搬車は、既設処分場搬入道路を利用した場内道路を使用する。
埋立工法		廃棄物は下流側から運搬車によるダンピング後に転圧し、即日覆土するセル方式。	同左	同左
発生土量		約 109,000 ㎡ (残土処分)	約 58,000 ㎡ (残土処分)	約 25,000 ㎡ (購入土)
浸 出 水 調 整 槽	全体必要容量	約 10,100 ㎡	約 6,300 ㎡	約 4,700 ㎡
	現調整槽容量	約 4,200 ㎡	約 4,200 ㎡	約 4,200 ㎡
	増設必要容量	約 5,900 ㎡	約 2,100 ㎡	約 500 ㎡
概算工事費		29.6億円	22.6億円	15.0億円
財 源	交付金	5.9億円	4.5億円	3.0億円
	起債	19.5億円	14.9億円	9.9億円
	一般財源	4.2億円	3.2億円	2.1億円
	実質負担額	15.7億円	12.0億円	8.0億円
総合評価		<ul style="list-style-type: none"> 掘削土量が多く、場外の搬出土置き場の確保及び残土処分に難がある。 新たな浸出水調整槽を確保する必要がある。 <p style="text-align: center;">□</p>	<ul style="list-style-type: none"> 掘削土量が多く、場外の搬出土置き場の確保及び残土処分に難がある。 新たな浸出水調整槽を確保する必要がある。 <p style="text-align: center;">□</p>	<ul style="list-style-type: none"> 購入土が発生するが、敷地内の土砂を利用できるのであれば、より経済的となる。 増設する浸出水調整槽が最も小さく経済的である。 <p style="text-align: center;">○</p>

凡例 「○:良」、「□:可」、「×:不可」
備考) 用地取得費用は含まない。

5. 主要施設配置図

C案の埋立面積を約 12,900 m²とした施設の配置は、図-2 及び図-3 に示すとおりであり、埋立地は既存処分場を嵩上げ及び一部拡張して整備する

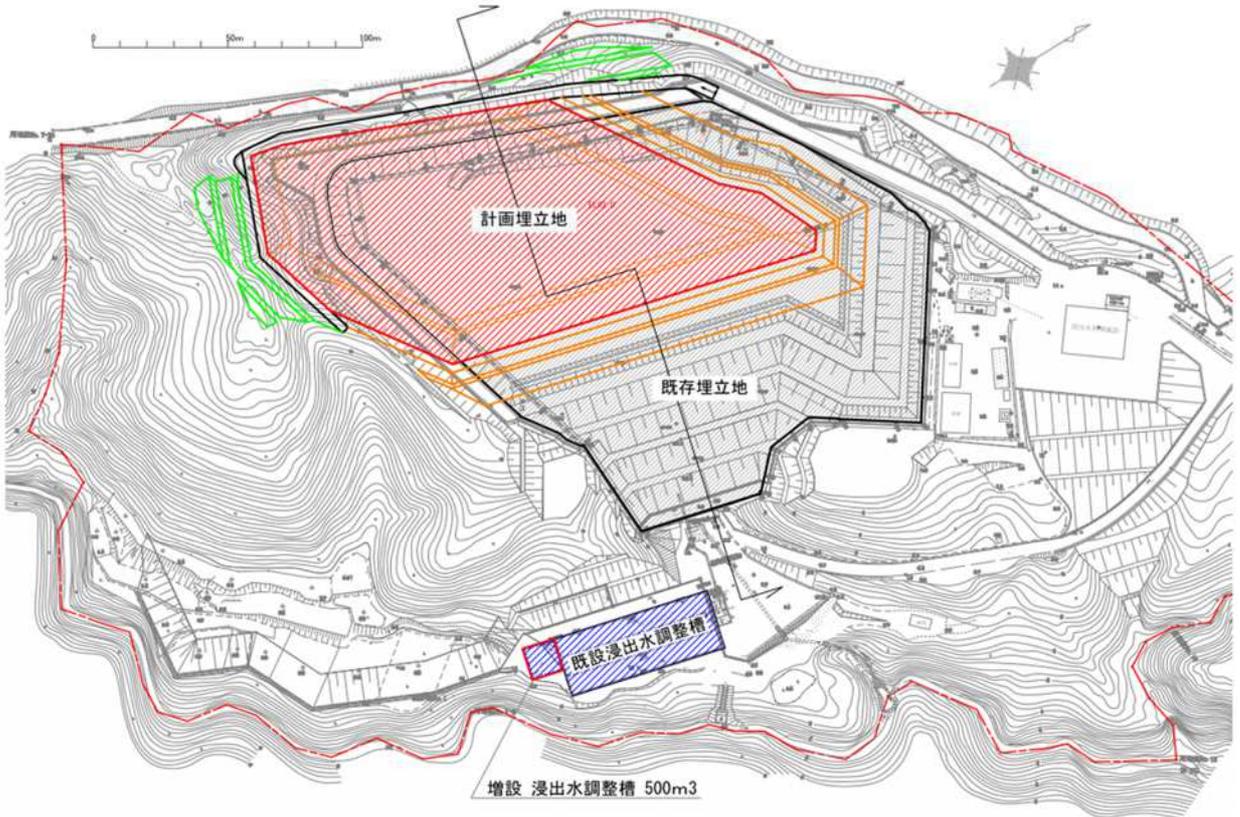


図-2 主要施設配置図

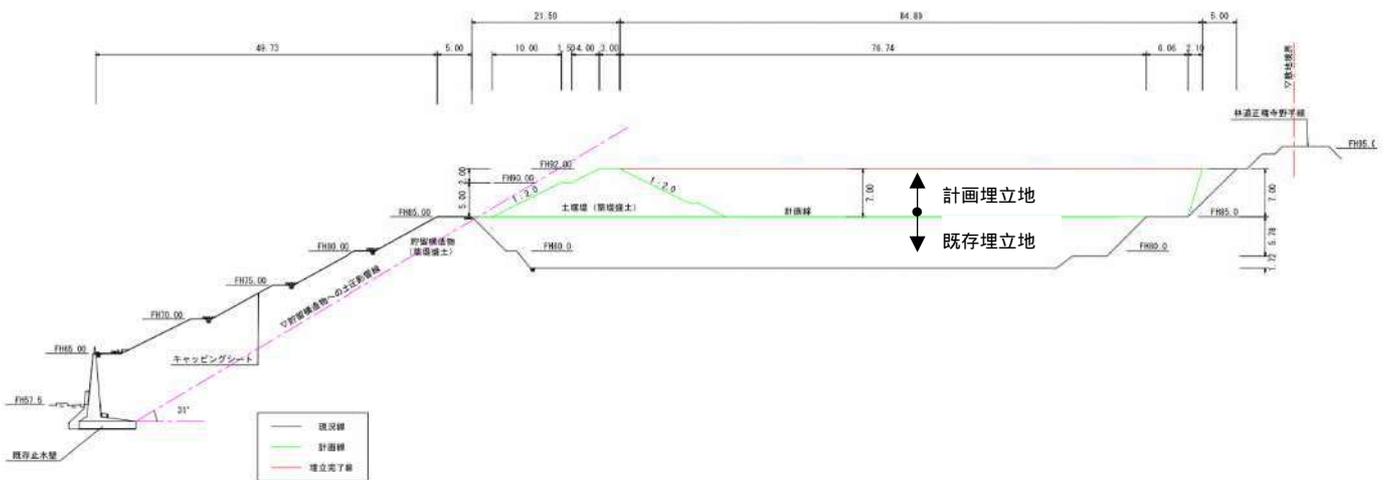


図-3 施設断面図

6. 財源内訳（案）

本計画事業の施設整備に係る建設工事費（概算）は1,500,000千円と見込まれ、当該工事における財源内訳は表-4に示すとおりである。

表-4 財源内訳

項目		整備事業費 (単位：千円)	摘要
財源内訳	交付金	300,000	対象内金額 × (1/3)
	起債額（交付対象）	540,000	(対象内-交付金) × (75%+15%)
	起債額（交付対象外）	450,000	対象外 × 75%
	一般財源	210,000	概算工事費-交付金-起債額
建設工事費		1,500,000	概算工事費

7. 事業実施スケジュール（案）

本計画事業の整備スケジュールは表-5に示すとおりであり、供用開始予定は2028年度（令和10年度）とする。

表-5 事業実施スケジュール

項目	年度							
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
土質調査	■							
現地測量	■							
基本計画	■							埋立開始 →
基本設計		■						
生活環境影響調査		■						
実施設計			■					
施設建設工事				■	■	■	■	

衛生センター基幹的設備改良工事について

1 趣旨

本市が管理する射水市衛生センターは、昭和62年9月の供用開始後、36年が経過しており、経年的な老朽化が進行している。このことから令和4年3月に策定した「長寿命化総合計画」に基づき、基幹的設備改良工事を実施することとした。

本事業の実施により、施設の延命化を図るとともに、減少傾向であるし尿処理量に適した施設規模へ改良することにより、ライフサイクルコストの削減や、安定したし尿等の処理の継続を目的とするものである。

2 施設規模について

処理能力	現行 116 42 キロリットル/日
災害対策等	受入対応あり（週休運転を連続運転することで対応可能）
CO2削減率	3%（設備・機器の高効率化による）

3 基幹的設備改良工事内容

設備名	主な工事内容
1 受入・貯留設備	投入ポンプ、貯留槽攪拌ポンプ 等（更新）
2 一次・二次処理設備	曝気ブロウ、攪拌ブロウ、循環液ポンプ 等（更新）
3 高度処理設備	硫酸バンド注入ポンプ、苛性ソーダ注入ポンプ、次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ 等（更新）
4 汚泥処理設備	凝集反応槽攪拌機、凝集反応槽 等（更新） 脱水機 等（整備）
5 脱臭設備	塩酸注入ポンプ、活性炭脱臭塔 等（更新）
6 取排水設備	取水ポンプ 等（更新）
7 薬品類注入設備	硫酸バンド貯留タンク、苛性ソーダ貯留タンク 等（更新）
8 配管設備	汚水、汚泥、処理水、薬液配管類 等（更新）
9 土木・建築設備	生し尿沈砂槽・受入槽、浄化槽沈泥沈砂槽・受入槽 沈殿槽、スカム槽、混和槽、汚泥濃縮槽、汚泥貯留槽、処理棟内壁・外壁 等（補修） 処理棟屋上（防水）
10 電気・計装設備	高圧配電設備、中央監視装置、動力制御盤 等（更新） 配線、配管類 等（補修） 照明設備（LED化）

4 事業費

総事業費 1,140,944千円（2か年継続事業）

内訳 令和5年度（2023年度） 114,095千円

令和6年度（2024年度） 1,026,849千円

5 スケジュール（案）

令和5年（2023年）5月 入札（仮契約）

） 6月 契約議案上程（本契約）

令和7年（2025年）3月 竣工

射水市再生可能エネルギービジョン（案）について

1 射水市再生可能エネルギービジョン（素案）のパブリック・コメント実施結果

(1) 実施期間

令和4年12月26日(月)から令和5年1月16日(月)まで

(2) 閲覧を行った書類

射水市再生可能エネルギービジョン（素案）

(3) 書類の閲覧場所

射水市ホームページ、環境課（本庁舎2階）、各地区センター

(4) 寄せられたご意見等

1人（3件）

(5) ご意見の提出方法

ファクシミリによる提出

(6) ご意見等の概要・ご意見等に対する考え方

	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
1	火力発電事業所の排熱利用（P43）	エネルギー転換部門は本ビジョンの対象外としているため、火力発電事業者からの排熱の蓄熱輸送を対象外とすべきではないか。	火力発電事業については、市域を越えた広域にエネルギーを供給する事業であることからビジョンの対象外としている一方、火力発電事業等の排熱利用については、地域資源の活用であり、地域全体の省エネ化につながることから必要と考えています。	無
2	本ビジョンの位置付け（P2） メガソーラー発電状況（P12）	通し番号があるとよい。	通し番号は不要と考えます。	無
3	本ビジョンの位置付け（P2）	バイオマス発電（木質バイオマス）6,750kw 規模を含んだ農村漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を記載してはどうか。	本計画と密接な関係を持つ計画であるため、関連計画として記載を追記します。	有

2 射水市再生可能エネルギービジョン（案） 別添

3 これまでの経過及び今後のスケジュール

令和4年	4月～	課題の把握、具体的な施策の整理
	8月	第1回射水市再生可能エネルギービジョン策定検討会
	9月	第2回射水市再生可能エネルギービジョン策定検討会
	12月	射水市再生可能エネルギービジョン（素案）議会報告
	12月～5年1月	パブリック・コメントの実施、集約
令和5年	2月	第3回射水市再生可能エネルギービジョン策定検討会
	3月	射水市再生可能エネルギービジョン（案）議会報告
	3月	市ホームページ等で公表、周知

射水市再生可能エネルギービジョン(案)

～地域資源を最大限に活用した再生可能エネルギー導入の推進～

令和5年2月
射水市

目次 Contents

第1章 再生可能エネルギービジョン策定の趣旨	1
1 再生可能エネルギービジョン策定の背景と目的	1
2 近年のエネルギー政策の動向	1
(1) 国におけるエネルギー政策	1
(2) 富山県内の動向	1
3 ビジョンの位置付け	2
4 ビジョンの期間	2
5 対象とするエネルギー	3
第2章 温室効果ガス排出量とエネルギーの現状	4
1 温室効果ガス排出量	4
(1) 温室効果ガス排出量の現況	4
(2) 部門別の二酸化炭素排出量	5
(3) その他ガス（メタン、一酸化二窒素）	8
2 再生可能エネルギー	9
(1) 再生可能エネルギーの定義	9
(2) 再生可能エネルギーの導入状況	9
(3) エネルギー種別導入状況	12
(4) 再生可能エネルギー種別導入ポテンシャル	16
第3章 課題の整理	21
1 産業部門	21
2 業務その他部門（商業・サービス・事務所等）	22
3 家庭部門（自家用乗用車等の運輸関係を除く家庭消費部門）	23
4 運輸部門（乗用車やバス等の旅客部門、陸運や海運などの貨物部門）	23
5 廃棄物部門	24
第4章 温室効果ガス排出量の将来推計と再生可能エネルギーの導入目標	25
1 温室効果ガス排出量の将来推計	25
(1) 現状趨勢ケースにおける温室効果ガス排出量	25
(2) 温室効果ガス排出量の将来推計結果（現状趨勢ケース）	25
2 温室効果ガス排出削減目標	26
3 長期（2050（令和32）年）温室効果ガス削減シナリオ	27
第5章 再生可能エネルギービジョンの目指すかたち	28
1 再生可能エネルギービジョンの目指すかたち	28
2 再生可能エネルギービジョンにおける基本方針	29
第6章 カーボンニュートラルの実現に向けて	46

第1章 再生可能エネルギービジョン策定の趣旨

1 再生可能エネルギービジョン策定の背景と目的

20世紀半ば以降、世界の平均気温は上昇し続けている。18世紀後半の産業革命以降、人間が大量の化石燃料を消費し、これに伴い大量の温室効果ガスが排出され、大気中の温室効果ガス濃度が急激に上昇したことが地球温暖化の要因であると考えられている。

地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、近年、世界各地で発生している記録的な猛暑や干ばつ、熱波、集中豪雨、巨大台風等といった異常気象の背景には、地球温暖化の影響が指摘されており、2015（平成27）年12月に採択された「パリ協定」では、産業革命以降の気温上昇を2℃ないし1.5℃に抑制することが長期目標として掲げられた。この長期目標を達成するためには、人間活動に伴う温室効果ガスの排出量を大幅に削減していくことが必要となる。

このような国際的な流れを受け、国においても「2050（令和32）年カーボンニュートラル」が宣言され、各計画に基づき施策が進められており、富山県においても同様に2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「とやまゼロカーボン推進宣言」が発表されている。

本市においても、自然的・経済的・社会的条件を踏まえた温室効果ガスの段階的な削減を推進していくため、射水市再生可能エネルギービジョン（以下、「本ビジョン」という。）にて脱炭素に向けた地域の目指す姿を定め、カーボンニュートラルに向け再生可能エネルギーを最大限に導入していく。

2 近年のエネルギー政策の動向

(1) 国におけるエネルギー政策

2021（令和3）年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」においては、エネルギー政策を進める上では、安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上（Economic Efficiency）による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に環境への適合（Environment）を図る「S+3E」の視点が重要であるとしている。また、「2050年カーボンニュートラル」を実現するために、再生可能エネルギーについては、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組み、水素・CCUS*については、社会実装を進め、原子力については安全性の確保を大前提に、国民からの信頼の下で、必要な規模を持続的に活用していくとしている。

※CCUSとは二酸化炭素の回収・有効利用・貯留のことで、火力発電所等からの排ガス中の二酸化炭素（Carbon dioxide）を分離・回収（Capture）し、有効利用（Utilization）、又は地下へ貯留（Storage）する技術

(2) 富山県内の動向

富山県では、2019（令和元）年8月に温室効果ガス排出対策（緩和策）及び気候変動適応策を総合的、計画的に推進する「新とやま温暖化ストップ計画」を策定し、2020（令和2）年3月に、2050（令和32）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを旨とする「とやまゼロカーボン推進宣言」を発表している。

3 ビジョンの位置付け

本ビジョンは、上位計画である「第3次射水市総合計画（2022（令和4）年度策定）」をはじめ、「第2次射水市環境基本計画」、「第2次射水市一般廃棄物処理基本計画 改訂」など本市の関連計画のほか、国や県の環境・エネルギーに関する計画や政策との整合を図り策定する。

また、2023（令和5）年度以降に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定する予定としている。本ビジョンは、カーボンニュートラルに向けた取組の中で、再生可能エネルギーの創出に係る推進計画とする。

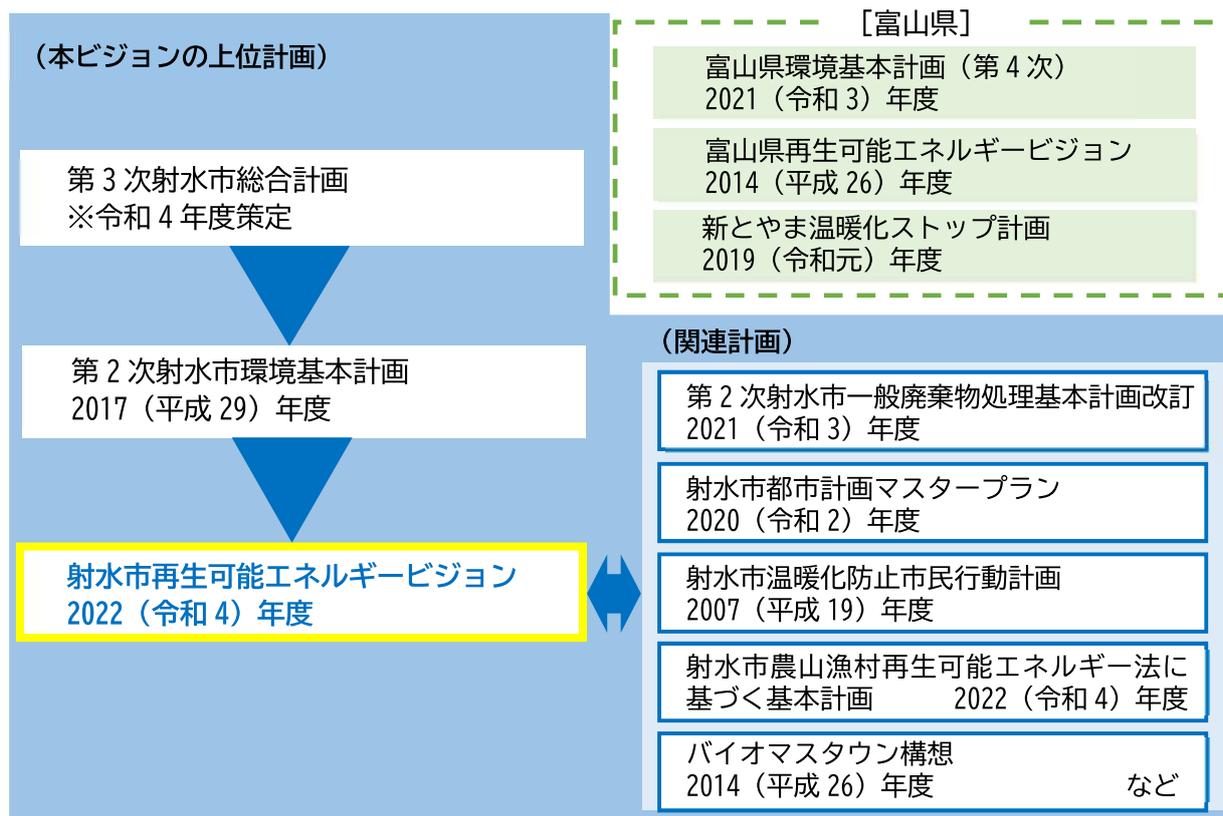


図 本ビジョンの位置付け

4 ビジョンの期間

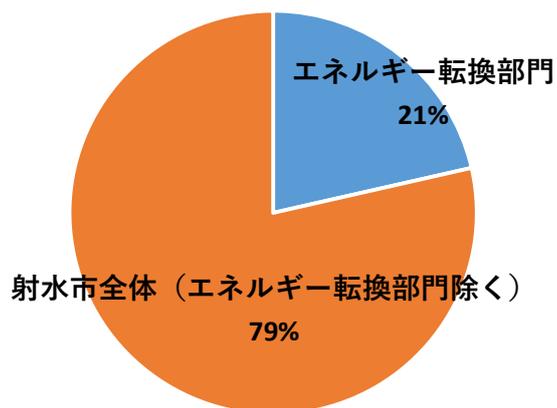
本ビジョンの期間は、2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までの8年間とする。国の地球温暖化対策計画との整合を図り、基準年度を2013（平成25）年度、目標年度を2030（令和12）年度とし、長期目標の2050（令和32）年にカーボンニュートラルを目指す。ただし、社会的状況の変化、技術的進歩等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。



図 基準年度及び目標年度の設定

5 対象とするエネルギー

本市の温室効果ガス排出量について、発電所の運営等のエネルギーである「エネルギー転換部門」の温室効果ガス排出量が21%を占めている。「エネルギー転換部門」のエネルギーは市内で利用するエネルギーに対し、大きな割合を占めているが、市域を超えた広域のエネルギー施策に関連するため、本ビジョンの対象から除外することとし、「産業部門」「業務その他部門」「家庭部門」「運輸部門」「廃棄物部門」を対象とする。



※「自治体排出量カルテ」による2017（平成29）年の温室効果ガス排出量のデータ

図 射水市におけるエネルギー転換部門の排出量構成比

第2章 温室効果ガス排出量とエネルギーの現状

1 温室効果ガス排出量

(1) 温室効果ガス排出量の現況

① 温室効果ガス排出量

2019（令和元）年度の本市における温室効果ガス排出量は977.5千t-CO₂であり、基準年度の2013（平成25）年度比で22.4%（282.2千t-CO₂）減少している。ただし、主に電力事業者の取組等により電力排出係数※が低下（19%の減）したことにより減少したものであり、その他の取組はあまり進んでいない。

※電力排出係数とは電力会社が一定の電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素を排出したかを推し測る指標で、「kg-CO₂/kWh」という単位で表す。

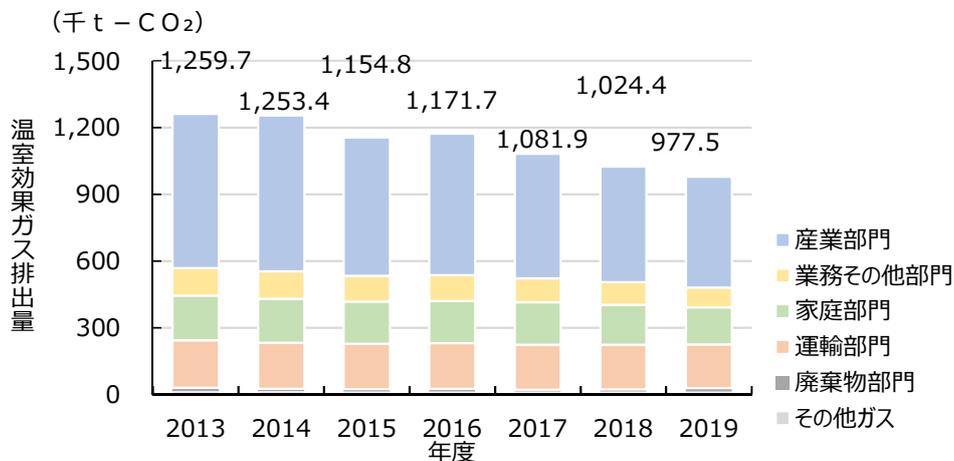
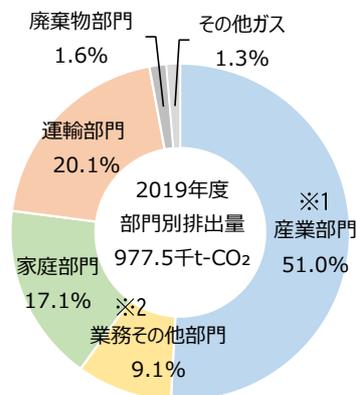


図 部門別温室効果ガスの排出量の推移

② 温室効果ガスの部門別排出割合

2019（令和元）年度における温室効果ガスの部門別排出割合は、「産業部門」が最も大きく51.0%と本市における温室効果ガス排出量の半分を占める。温室効果ガスのガス種別割合は、「二酸化炭素（CO₂）」が98.7%、その他ガスの「メタン（CH₄）」が1.0%、「一酸化二窒素（N₂O）」が0.3%となっている。なお、本ビジョンにおいてCH₄とN₂Oの排出量は、地球温暖化係数を乗算し、二酸化炭素の温室効果排出量に揃えて算出する。



※1：産業部門とは、製造業、農林水産業、鉱業、建設業の合計である。
 ※2：業務その他部門とは、公共施設を含む商業、サービス・事務所等の合計である。
 ※各数値で四捨五入を行っているため、合計等と合わない場合がある。

図 温室効果ガスの部門別排出割合（2019年度）

電力排出係数

電力のCO₂排出係数のことで、電力供給1kWhあたりのCO₂排出量を示している。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、電力会社の事業者には、温室効果ガスの排出量を報告するよう義務付けている。電力会社は、様々な燃料を使用して発電しているが、燃料によって排出されるCO₂の量は異なる。例えば、石炭(一般炭)と原油と液化天然ガスが排出するCO₂の量を比較したとき、石炭(一般炭)：原油：液化天然ガス = 10：7.5：5.5と定められている。

電力排出係数の推移

(単位：kg-CO₂/kWh)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
北陸電力	0.630	0.647	0.627	0.640	0.593	0.542	0.510

(2) 部門別の二酸化炭素排出量

① 産業部門

産業部門の2019(令和元)年度の排出量は、498.4千t-CO₂である。年度によって排出量の変動しているものの、概ね減少傾向にあり、2013(平成25)年度比で28.0%(193.6千t-CO₂)減少している。

2019(令和元)年度における産業部門の業種別排出割合は、製造業からの排出量が産業部門の9割以上を占めており、製造業の中でも鉄鋼・非鉄・金属製品製造業が約8割を占めている。製造業における電気及び石油の使用量の減少が見られ、エネルギー効率の改善等が進んだことで排出量が減少したと考えられる。

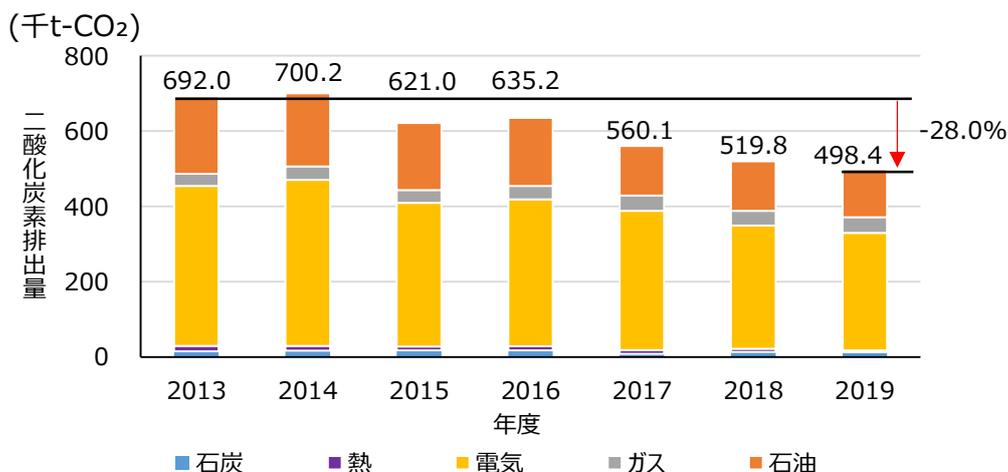
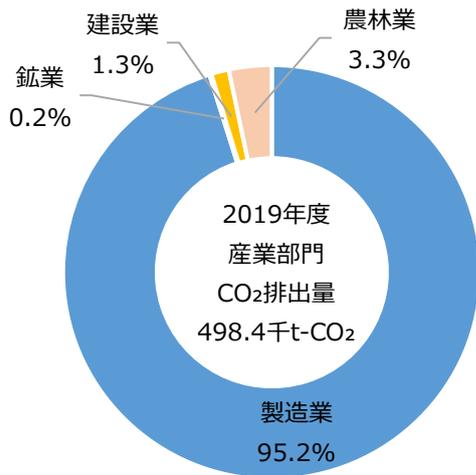


図 産業部門エネルギー別二酸化炭素排出量の推移



※各数値で四捨五入を行っているため、合計等と合わない場合がある。
 図 産業部門の業種別二酸化炭素排出割合 (2019年度)

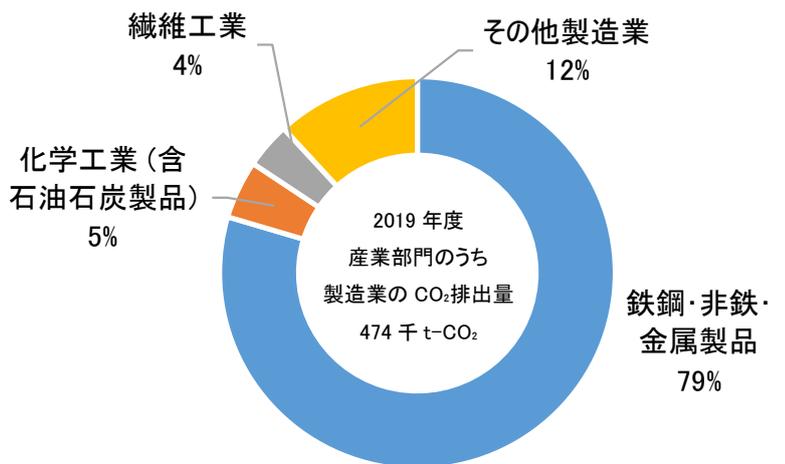


図 製造業の業種別二酸化炭素排出割合 (2019年度)

② 業務その他部門 (商業・サービス・事務所等)

業務その他部門の2019(令和元)年度の排出量は、89.1千t-CO₂である。排出量は減少傾向にあり、2013(平成25)年度比で**28.4%**(35.3千t-CO₂)減少している。

エネルギー消費量の算定の基礎となる延床面積は、ほぼ横ばいで推移している。一方、延床面積当たりのエネルギー使用量は減少傾向にある。要因としては、エネルギー源の電化や省エネ機器等の普及により、石炭やガスなどの使用量の減少が見られること、また排出量の約7割を占める電力の排出係数低下により減少したことが考えられる。

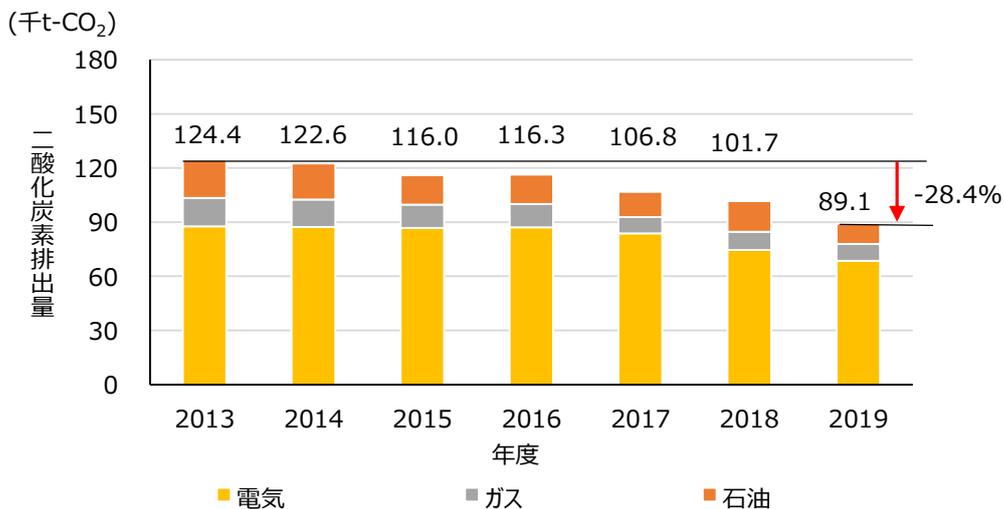


図 業務その他部門エネルギー別二酸化炭素排出量の推移

③ 家庭部門（自家用乗用車等の運輸関係を除く家庭消費部門）

家庭部門の2019（令和元）年度の排出量は、166.9千t-CO₂である。排出量は概ね減少傾向にあり、2013（平成25）年度比で16.9%（33.9千t-CO₂）減少している。

石油（軽質油（灯油等））の使用量の減少が見られ、暖房・給湯用途のエネルギー源の電化や省エネ機器等の普及と電力排出係数の低下により排出量が減少したと考えられる。

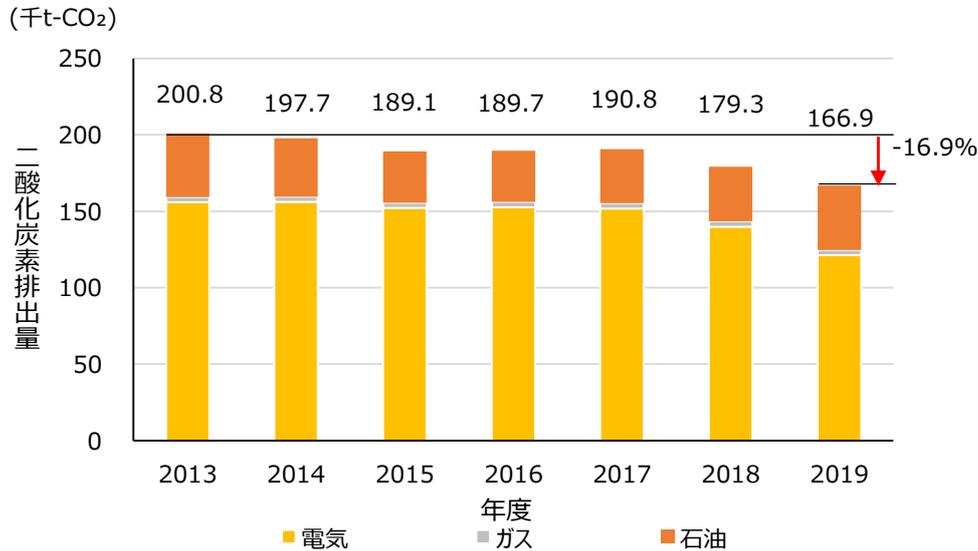


図 家庭部門エネルギー別二酸化炭素排出量の推移

④ 運輸部門（乗用車やバス等の旅客部門、陸運や海運などの貨物部門）

運輸部門の2019（令和元）年度の排出量は、176.9千t-CO₂である。排出量は微減傾向にあり、2013（平成25）年度比で8.2%（15.9千t-CO₂）減少している。

本市における自動車保有台数はわずかながら増加傾向にあるが、EV車（電気自動車）の普及、自動車の燃費向上やエコドライブの浸透等により、排出量が減少したと考えられる。

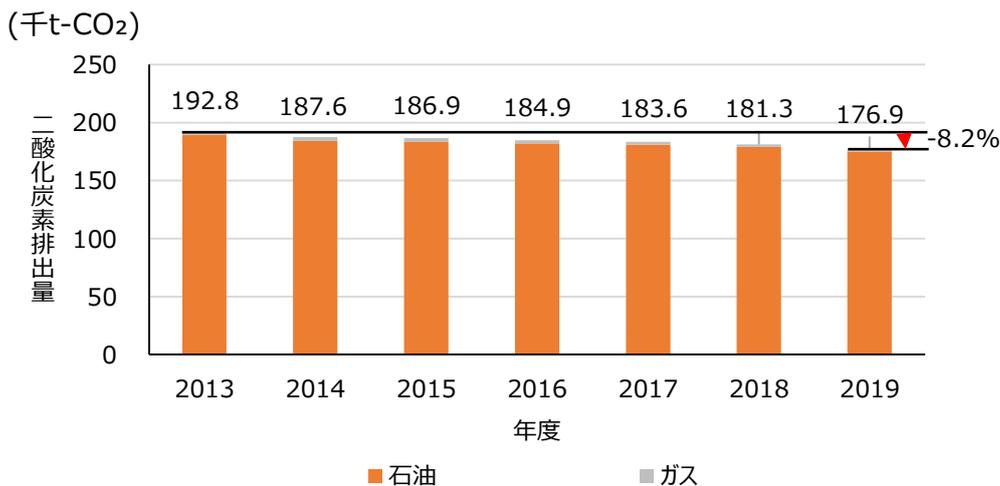


図 運輸部門エネルギー別の二酸化炭素排出量の推移

⑤ 廃棄物部門

廃棄物部門の2019（令和元）年度の排出量は、14.2千t-CO₂であり、2013（平成25）年度比で10.4%（1.7千t-CO₂）減少している。

本市の人口は減少傾向であるが、焼却処理量は概ね横ばいである。

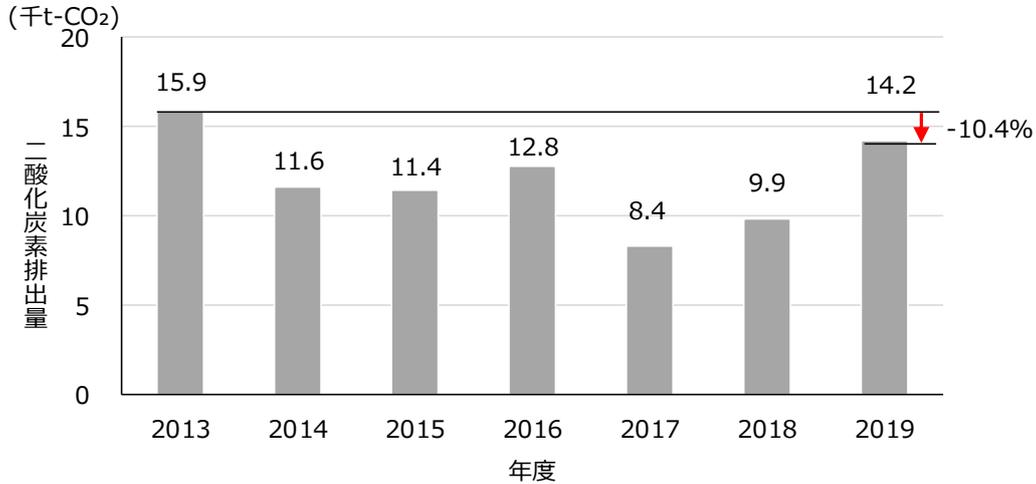


図 廃棄物部門の二酸化炭素排出量の推移

(3) その他ガス（メタン、一酸化二窒素）

2019（令和元）年度のおけるその他ガス排出量は、12.9千t-CO₂であり、2013（平成25）年度比で5.9%（0.8千t-CO₂）減少している。なお、その他ガス排出量の77.3%をメタン（CH₄）が占めている。

2019（令和元）年度におけるその他ガス排出量の分野別排出割合は、農業分野の耕作に関する排出が87.4%を占めており、水稻の作付面積の減少がメタン（CH₄）の排出量の減少に影響していると考えられる。

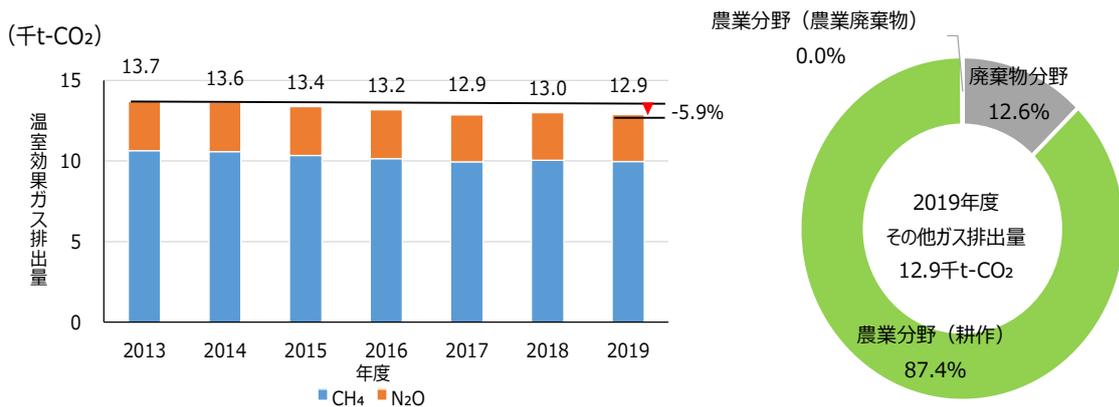


図 その他ガス排出量の推移

※各数値で四捨五入を行っているため、合計等と合わない場合がある。

図 その他ガスの分野別排出割合（2019年度）

2 再生可能エネルギー

(1) 再生可能エネルギーの定義

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（エネルギー供給構造高度化法）においては、「再生可能エネルギー源」について「太陽光、風力、その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、バイオマスがこれにあたる。

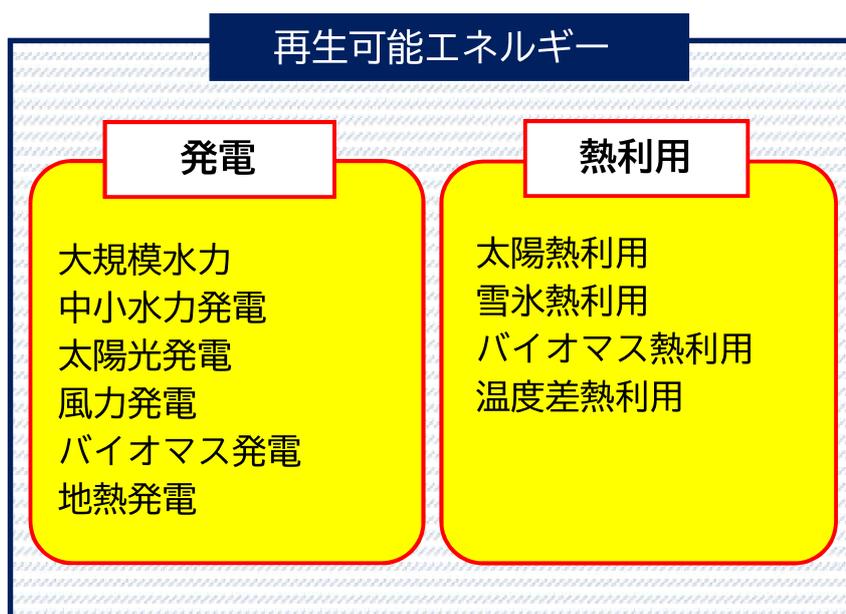


図 再生可能エネルギーの種類

(2) 再生可能エネルギーの導入状況

① 再生可能エネルギーの導入状況

本市の2020（令和2）年度の再生可能エネルギーによる発電量は98,583MWhであり、区域の年間電気使用量（推計値）1,032,693MWhと照らし合わせると、9.5%にすぎない。

国のエネルギー政策の方針を示す「第6次エネルギー基本計画」では、2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を36から38%に引き上げ、再生可能エネルギーの主電源化を進めることとしており、本市においても更なる導入が必要である。

表 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギー種別	区域の再生可能エネルギーの設備容量の導入状況(MW)						
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
家庭用太陽光発電(10kW未満)	4.0	4.4	4.8	5.2	5.6	6.3	6.7
事業用太陽光発電(10kW以上)	14.7	25.1	27.1	29.3	31.2	35.0	37.6
水力発電	0	0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
バイオマス発電 ^{※1}	0	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8
再生可能エネルギー合計	18.7	35.2	37.8	40.4	42.7	47.2	50.2

再生可能エネルギー種別	区域の再生可能エネルギーによる発電量(MWh) ^{※3}						
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
家庭用太陽光発電(10kW未満)	4,780	5,234	5,807	6,271	6,769	7,530	8,040
事業用太陽光発電(10kW以上)	19,433	33,197	35,909	38,764	41,237	46,357	49,779
水力発電	0	0	468	468	468	468	468
バイオマス発電 ^{※1}	0	40,296	40,296	40,296	40,296	40,296	40,296
再生可能エネルギー合計	24,213	78,727	82,480	85,799	88,770	94,651	98,583
区域の電気使用量	1,103,583	1,040,575	1,047,816	1,067,955	1,047,079	1,032,693	1,032,693
対消費電力FIT導入比 ^{※2}	2.2%	7.6%	7.9%	8.0%	8.5%	9.2%	9.5%

※1 バイオマス発電の導入容量は、FIT制度公表情報のバイオマス発電設備の値を用いている。

※2 区域の消費電力量に対するFITの導入比率(≒地域の再生可能エネルギー自給率)

※3 太陽光発電の設備利用率として、一般社団法人太陽光発電協会「公共・産業用太陽光発電システム手引書」の4.参考資料に掲載されている都道府県別の1kW当たり年間予想発電電力量(富山:951kWh/年/kW)を参考に推計することも可能である。1kW当たりの年間予想発電電力量÷(365(日)×24(時間))=設備稼働率となる。

一般社団法人太陽光発電協会「公共・産業用太陽光発電システム手引書」

<https://www.jpea.gr.jp/document/books/point/>

出典) 自治体排出量カルテ

② エネルギー種別導入割合

本市の再生可能エネルギーの設備容量は全体で50.2MWあり、太陽光発電が88%、バイオマス発電が12%の割合を占める(小水力発電は1%に満たない)。

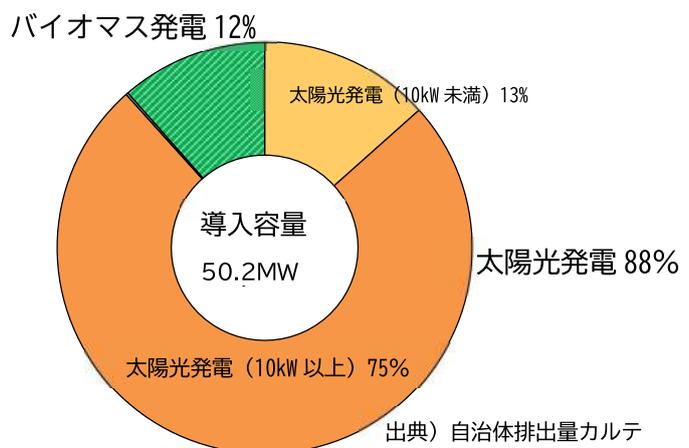


図 エネルギー種別導入割合

再生可能エネルギーの固定価格買取制度と FIP 制度

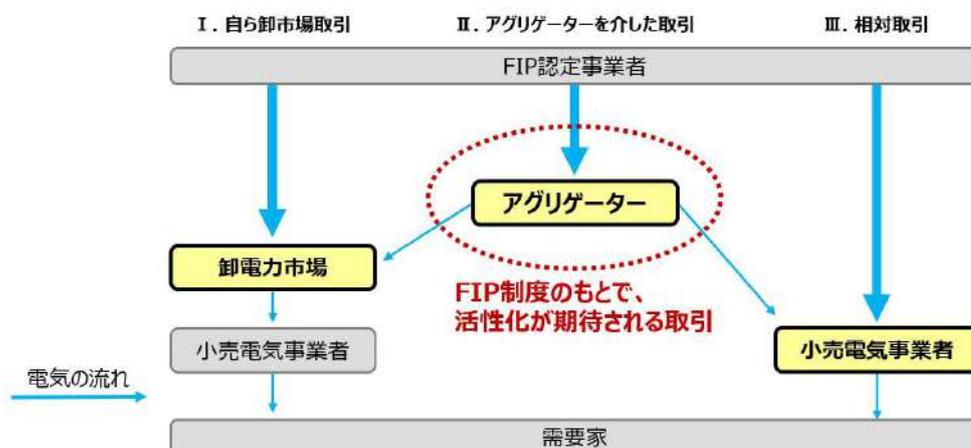
2011（平成 23）年 8 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立し、2012（平成 24）年 7 月 1 日から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT 制度）」が開始された。原則として毎年見直される買取価格については、2020（令和 2）年度は太陽光発電では 250kW 以上については入札制度により価格が決定され、50kW から 250kW では 12 円/kWh、10kW から 50kW では 13 円/kWh となり、10kW 未満では 21 円/kWh となっている。

しかし、FIT 制度導入により、電力会社が再エネ電気を買取ったコストの一部を電気料金に上乗せされる（賦課金）形で国民の負担となる等の課題もあったことから、再エネ導入をさらに進めるため、2020（令和 2）年 6 月に電力市場の価格と連動した発電を促す「FIP 制度」の導入が決まり、FIT 制度に加えて 2022（令和 4）年 4 月 1 日から「市場価格をふまえて一定のプレミアムを交付する制度（FIP 制度）」が開始された。



出典）経済産業省ホームページ「再エネ特措法改正関連情報」

発電事業者はプレミアムをもらうことによって再生可能エネルギーへ投資するインセンティブが確保され、さらに、電力の需要と供給のバランスに応じて変動する市場価格を意識しながら発電し、蓄電池の活用などにより市場価格が高いときに売電する工夫をすることで、より収益を拡大できるというメリットがある。また、市場取引を代行する「アグリゲーション・ビジネス」が活性化している。

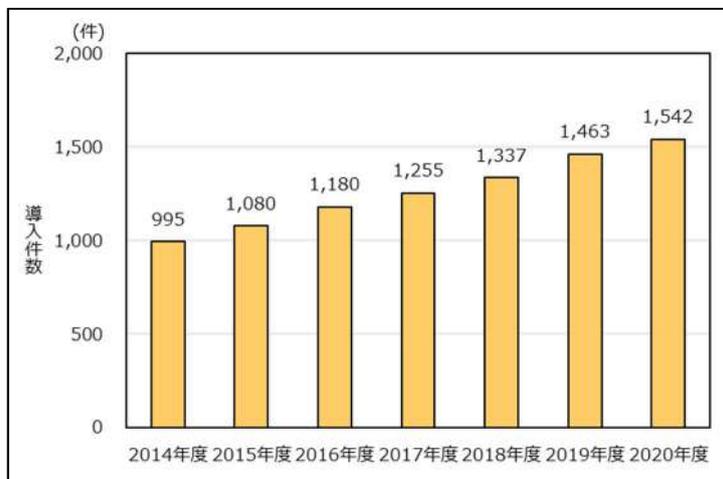


出典）経済産業省ホームページ「再エネを日本の主力エネルギーに！「FIP 制度」が 2022 年 4 月スタート」

(3) エネルギー種別導入状況

① 太陽光発電

本市における住宅用太陽光発電（10kW 未満）設備の導入件数は、2014（平成 22）年度の 995 件から 2020（令和 2）年度には 1,542 件と約 1.5 倍に増加している。



出典) 自治体排出量カルテ

図 太陽光発電（10kW 未満）設備の導入件数累積の経年変化

本市における事業用太陽光発電（10kW 以上）設備の導入状況は、2014（平成 26）年度から 2015（平成 27）年度にかけて急増し、2016（平成 28）年度以降は緩やかに増加する傾向にある。2020（令和 2）年度の設備容量は 37.6MW となっている。

表 射水市の主なメガソーラー発電所導入状況

新堀地区メガソーラー	導入容量：2,5MW 運転開始：2013（平成 25）年 12 月
海竜町地区メガソーラー	導入容量：3,0MW 運転開始：2014（平成 26）年 4 月
稻積地区メガソーラー	導入容量：2,6MW 運転開始：2016（平成 28）年 2 月
有磯地区メガソーラー	導入容量：4,5MW 運転開始：2016（平成 28）年 3 月

出典) 富山県ホームページ

本市の公共施設における太陽光発電設備は、主に小・中学校を中心に 1999（平成 11）年から導入が進み、現在 25 件で導入されている。2020（令和 2）年度の発電量は 249MWh である。

② 水力発電

本市には、小水力発電所である芹谷野発電所が1箇所のみ存在する。2020（令和2）年度の発電量は468MWhである。

芹谷野発電所



水車発電機（横軸フランシス）



【発電所諸元】

位 置：富山県射水市串田新

最 大 出 力：89kW

年間発電可能量：616MWh

最大使用水量：0.52m³/s

有 効 落 差：23.0m

建 設 費：3億9,400万円

運 用 開 始：平成28年10月

造 成 事 業 名：地域用水環境整備事業(芹谷野用水地区)

施 設 管 理 者：庄東用水土地改良区

③ バイオマス発電

本市における 2020 年度の発電量は 40,296MWh で、再生可能エネルギーによる総発電量のうち 40.9%に相当する。

本市では、2014（平成 26）年度にバイオスタウン構想を策定し、2015（平成 27）年度には富山県初の木質バイオマス発電施設（設備容量 5.8MW）が整備され、間伐材などを原料としたバイオマス発電が行われている。



【燃料となる未利用間伐材】

【木質バイオマス施設の外観】

出典) とやま環境フェア開催委員会「とやま環境フェア 2021 in WEB」



出典) 株式会社グリーンエネルギー北陸ホームページ「カーボンニュートラルについて」

図 木質バイオマス発電のカーボンニュートラルについて

本市の一般廃棄物焼却施設であるクリーンピア射水では、バイオマス（廃棄物）発電を行っており、2020（令和2）年度の発電量は6,417MWhである。2019（令和元）年6月から2022（令和4）年2月に基幹的設備の改良工事を行い、給じんシステムや焼却炉を改造したことにより発電効率が向上した。

表 クリーンピア射水の発電状況

 施設全景	住所	射水市西高木 1150
	設置年	2003(H15)
 発電機室	設備容量 (MW)	1.5
	2020（令和2）年度 発電量 (MWh)	6,417 (うち約50%が バイオマスと推定 される)

④ 熱利用

もみ殻を燃焼させ、温熱エネルギー利用ともみ殻灰の肥料化・材料化を同時に図る取組が行われており、温熱エネルギー量は10月から4月の7ヶ月間の利用で600GJ/年程度と試算される。



全国初のもみ殻処理炉はJAいみず野のカントリーエレベーター横に、2018年5月に設置された。



隣接する園芸ハウス5棟には、9,000株のいちごが植えられ、2018年12月から収穫されている。

出典) 経済産業省近畿経済産業局ホームページ
(https://www.kansai.meti.go.jp/3-6kankyo/H31R1fy/biomass_report30/07imizu.pdf)

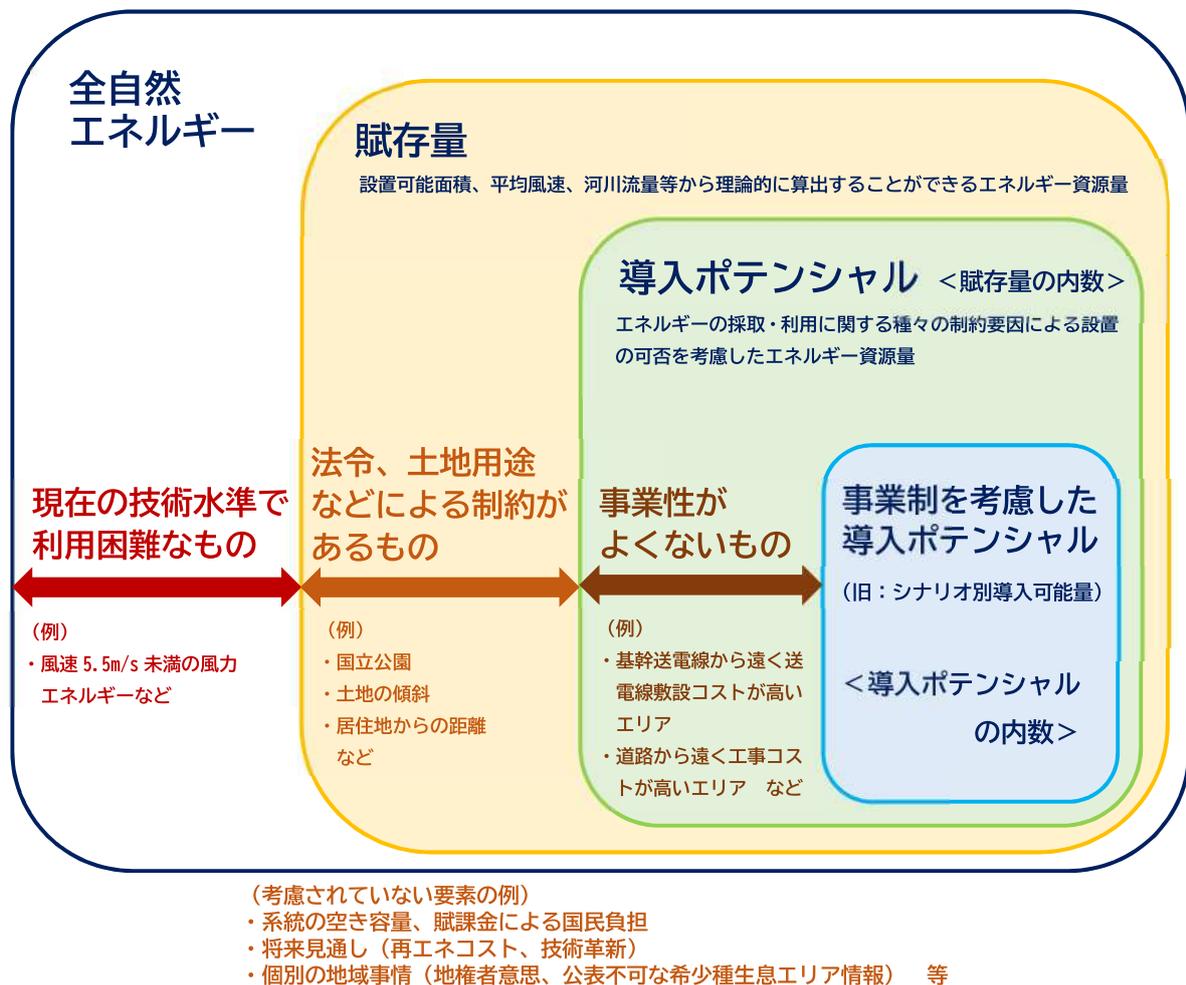
図 もみ殻の有効活用プロジェクト

(4) 再生可能エネルギー種別導入ポテンシャル

① 再生可能エネルギーのポテンシャルの考え方

環境省は、2020（令和2）年6月にウェブサイト「再生可能エネルギー情報提供システム」（以下、「REPOS」という。）を開設し、全国・地域別の再エネ導入ポテンシャル情報等を提供している。

REPOSにおいて、「導入ポテンシャル」とは「賦存量のうち、エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因（土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等）により利用できないものを除いた推計時点のエネルギーの大きさ（MW）または量（MWh等）」と定義付けられている。



出典) 再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーボス）】（環境省）をもとに作成

図 REPOS における導入ポテンシャルの定義

② 本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

REPOSにおいて、本市の再エネ種別導入ポテンシャルは、太陽光発電 715MW (844,400MWh)、中小水力 0.1W(468MWh)、地熱 0.2MW (923MWh)、太陽熱 480TJ、地中熱 7,969TJ の導入ポテンシャルが見込まれている。

表 本市における再生可能エネルギー種別導入ポテンシャル

大区分	中区分	導入ポテンシャル	単位
太陽光	建物系	542.7	MW
		641,083.787	MWh/年
	土地系	172.4	MW
		203,316.529	MWh/年
	合計	715.0	MW
		844,400.316	MWh/年
風力	陸上風力	—	MW
		—	MWh/年
	洋上風力	—	MW
		—	MWh/年
中小水力	河川部	—	MW
		—	MWh/年
	農業用水路	0.1	MW
		467.784	MWh/年
	合計	0.1	MW
		467.784	MWh/年
バイオマス	木質バイオマス	5.8	MW
		40,296.000	MWh/年
地熱	蒸気フラッシュ	—	MW
		—	MWh/年
	バイナリー	—	MW
		—	MWh/年
	低温バイナリー	0.2	MW
		923.230	MWh/年
合計	0.2	MW	
		923.230	MWh/年
再生可能エネルギー（電気）合計		721.0	MW
		886,087.330	MWh/年
太陽熱	太陽熱	479.513	TJ/年
地中熱	地中熱	7,969.012	TJ/年
再生可能エネルギー（熱）合計		8,448.525	TJ/年

※太陽光発電と風力は令和3年度推計、その他は令和元年度推計に基づくもの。

※中小水力（農業用水路）の導入ポテンシャルは既存施設の値。中小水力（農業用水路）の導入ポテンシャルの数字は環境省で見直し中。

※蒸気フラッシュとは蒸気によってタービンを回し、電気を生産する仕組み。

※バイナリーとは熱水と低沸点の媒体を利用して発電する方式。

※木質バイオマスの導入ポテンシャルは既存施設の値。環境省による木質バイオマスの導入ポテンシャルは現段階で未公開。

参考）再生可能エネルギー情報システム（REPOS）の「自治体再エネ情報カルテ」（環境省）より作成

表 本市における太陽光発電導入ポテンシャル

中区分	小区分		導入ポテンシャル	
			(MW)	(MWh/年)
建物系	官公庁		7.7	9,078.3
	病院		2.1	2,481.6
	学校		12.2	14,439.8
	戸建住宅等		126.5	149,142.1
	集合住宅		2.6	3,049.3
	工場・倉庫		73.1	86,380.4
	その他建物		318.4	376,404.4
	鉄道駅		0.1	107.8
	小計		542.7	641,083.8
土地系	最終処分場	一般廃棄物	2.5	3,007.8
	耕地	田	123.6	146,087.5
		畑	19.6	23,138.7
	荒廃農地	再生利用可能（営農型）	2.2	2,650.3
		再生利用困難	12.6	14,876.6
	ため池		11.8	13,555.7
	小計		172.4	203,316.5
合計			715.0	844,400.3

参考) 再生可能エネルギー情報システム (REPOS) の「自治体再エネ情報カルテ」(環境省) より作成

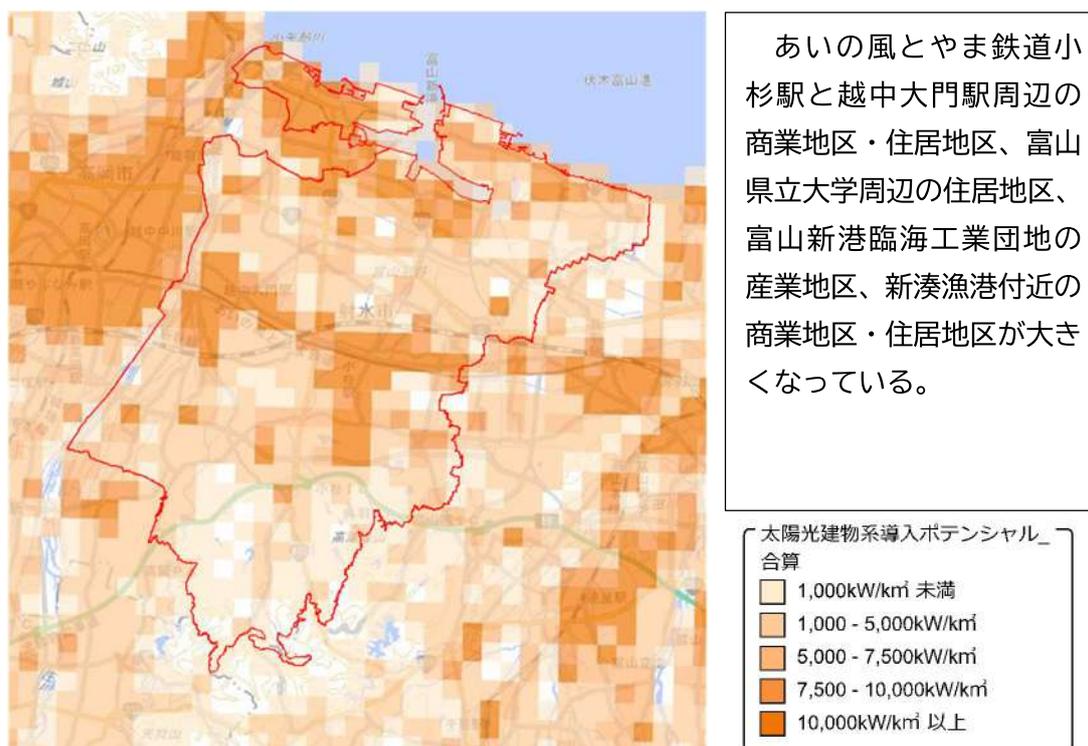
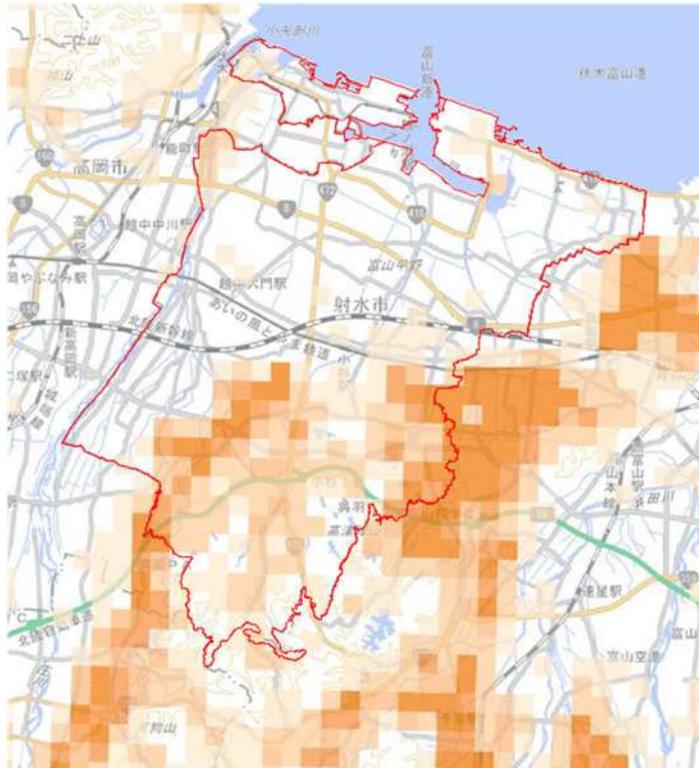


図 太陽光発電（建物系）導入ポテンシャルマップ



小杉 IC 西側の田園地区、歌の森運動公園付近の田園地区を中心に大きくなっている。

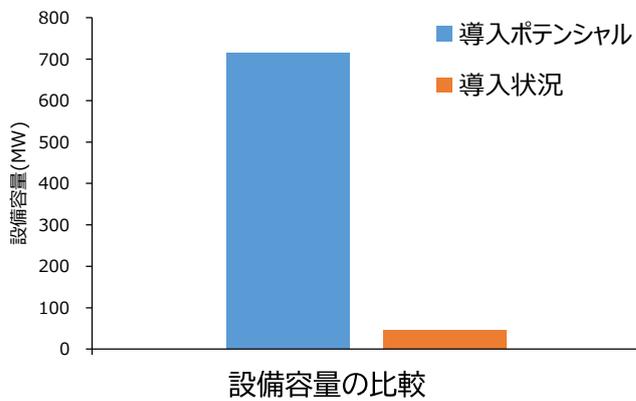
一方、市域北部の平野部については洪水時に浸水の可能性があることから、ポテンシャルとして認められない。

太陽光土地系導入ポテンシャル_合算

- 1,000kW/km² 未満
- 1,000 - 5,000kW/km²
- 5,000 - 7,500kW/km²
- 7,500 - 10,000kW/km²
- 10,000kW/km² 以上

図 太陽光発電（土地系）導入ポテンシャルマップ

太陽光発電導入状況と導入ポテンシャルの比較



導入ポテンシャルに対する2020（令和2）年度時点導入状況は設備容量で6.2%ある。



図 中小水力（農業用水路）
導入ポテンシャルマップ



図 地熱導入ポテンシャルマップ

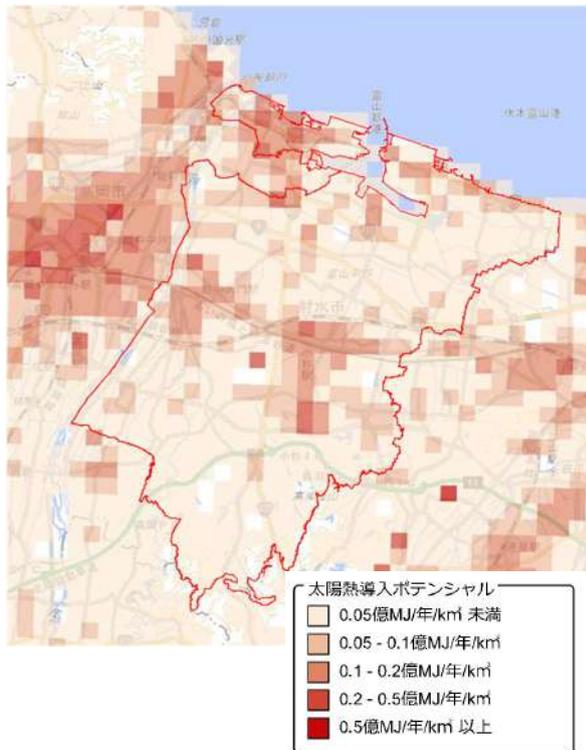


図 太陽熱導入ポテンシャルマップ

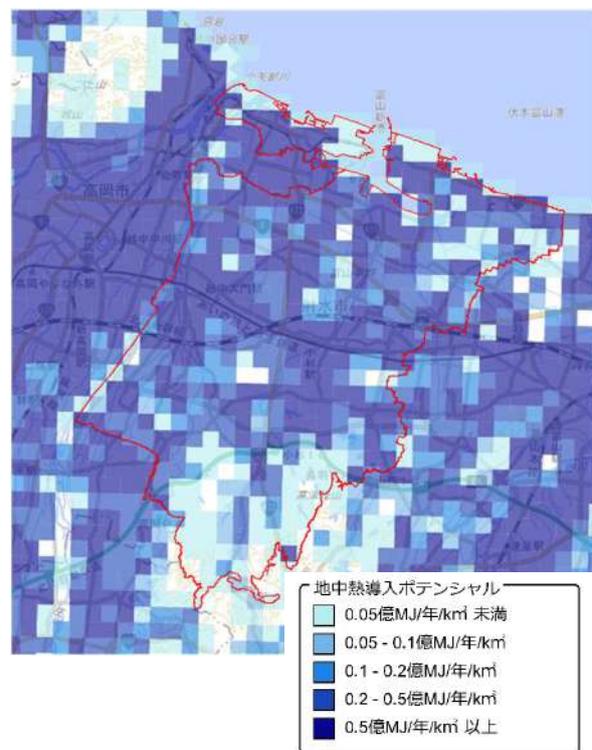


図 地中熱導入ポテンシャルマップ

第3章 課題の整理

各部門において省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入が推進されてきたが、更なる推進を図っていくため、各部門における課題を解決していく必要がある。

1 産業部門

本市では製造業の非鉄金属、鉄鋼が付加価値を稼いでいる産業であり、エネルギー消費量も鉄鋼・非鉄・金属製品製造業で突出して割合が高くなっている。

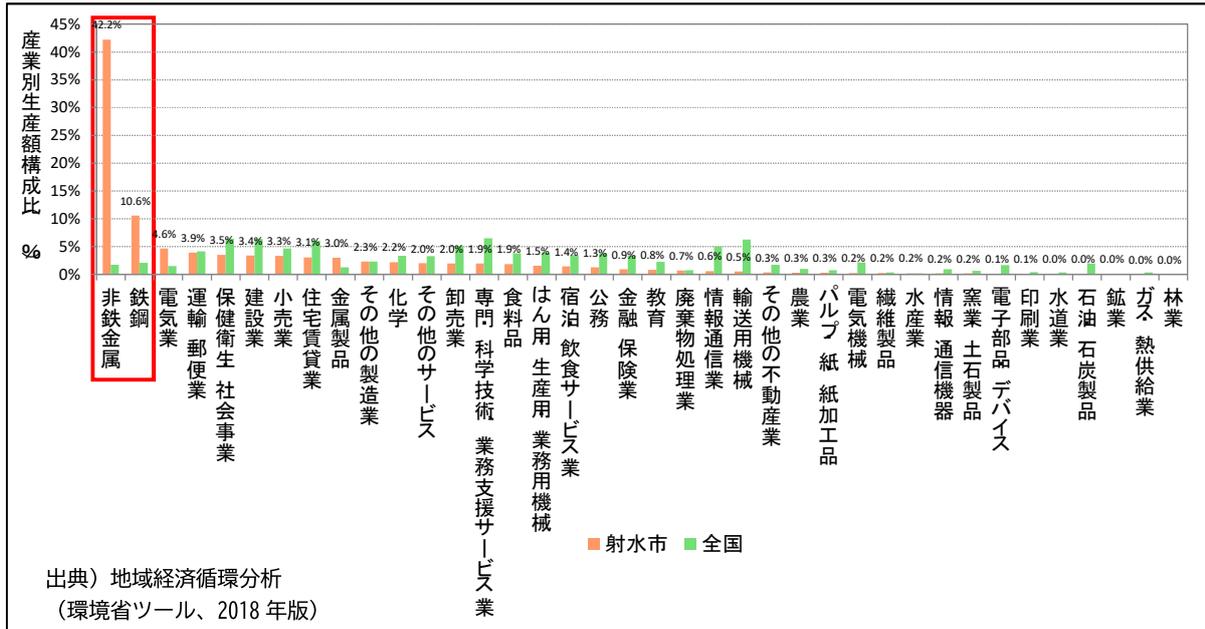


図 産業別生産額構成比

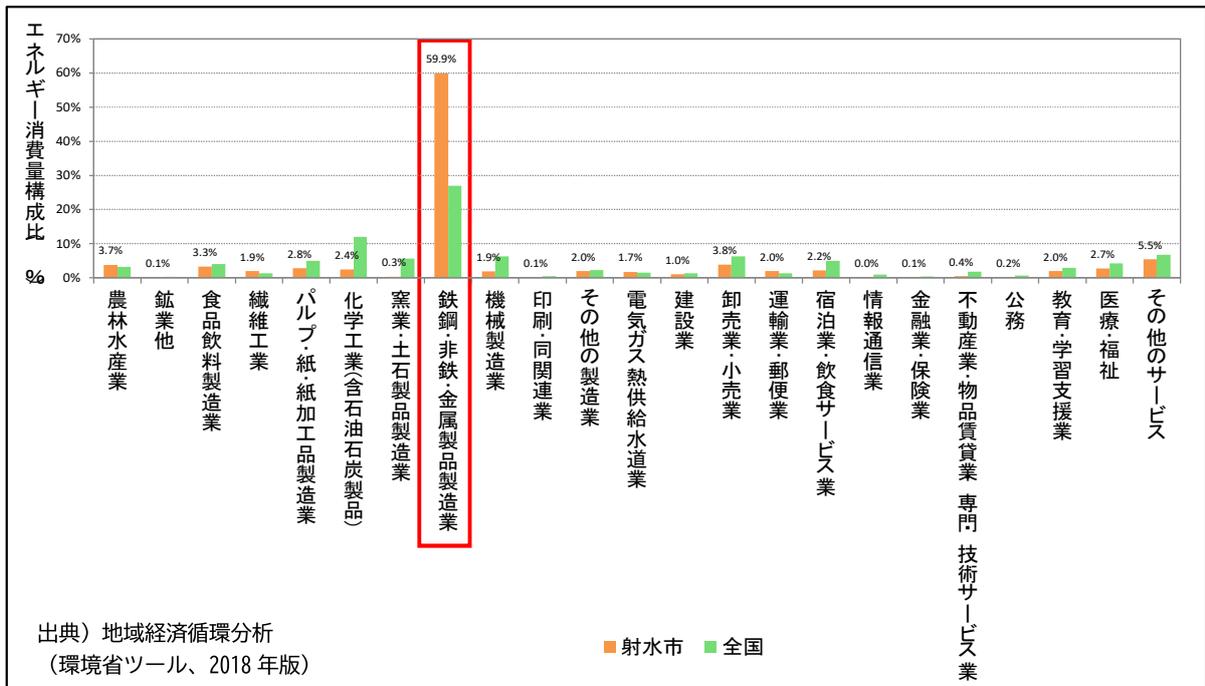
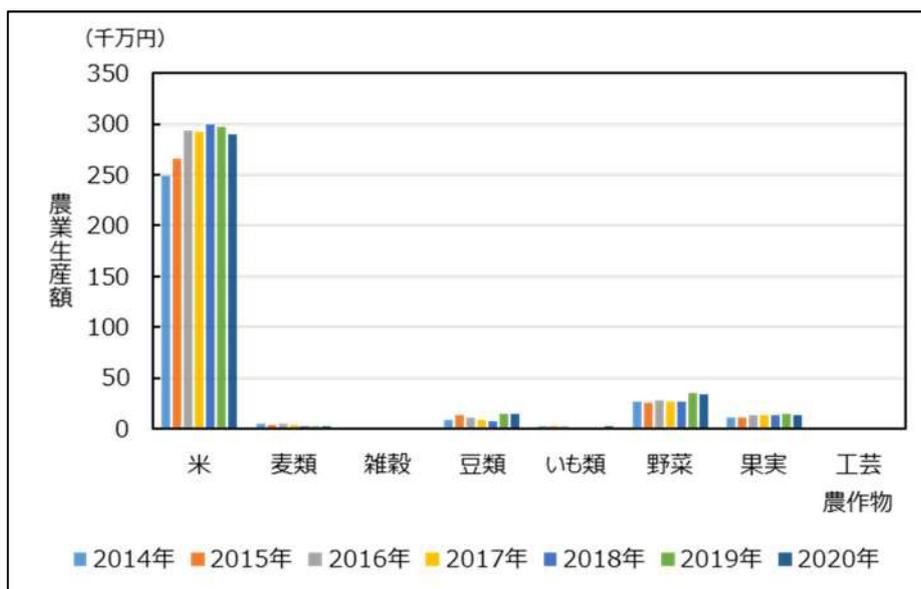


図 エネルギー消費量構成比

2019（令和元）年度の本市における温室効果ガス排出量のうち産業部門からの排出割合が51.0%を占める。また、産業部門のエネルギー消費量の約6割は鉄鋼・非鉄・金属製品製造業が占めている。一部で先進的な省エネ対策・再生可能エネルギー導入の取組が見られるが、カーボンニュートラルに向けては、更なる取組を積極的に行う必要がある。

農業分野においては、本市の面積の約3分の1は田が占めるが、農業従事者の減少により耕作放棄地が増加している。再生可能エネルギー発電（太陽光、マイクロ水力等）による収益確保や、本市で先進的に取り組んでいる「もみ殻循環プロジェクト」の更なる拡大を図ることで、稼ぐ農業の実現の可能性を有している。



出典）市町村別農業産出額（推計）

図 農業生産額の推移（耕種別）

2 業務その他部門（商業・サービス・事務所等）

2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量は89.1千t-CO₂で、排出割合は9.1%を占める。

県有地を活用した太陽光発電やバイオマス発電（業務その他部門の電気事業者に該当）の導入が進んでいる。一方、再生可能エネルギーによる発電量は、区域の電気使用量の9.5%（2020（令和2）年度）に留まっており、2016（平成28）年度以降は、導入容量10kW以上の事業用太陽光発電の導入が増加の傾向にあるものの、伸び幅は小さくなっており、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、災害時のレジリエンス強化や新たな地域経済基盤を創出するため、エネルギーの地産地消を進める必要がある。

3 家庭部門（自家用乗用車等の運輸関係を除く家庭消費部門）

2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量は166.9千t-CO₂で、排出割合は17.1%を占め、3番目に排出量が多い部門である。

導入容量10kW未満の家庭用太陽光発電の導入件数が年間100件前後であるのに対し、本市の年間新設住宅着工戸数は500戸前後（「射水市住宅生活基本計画（2021（令和3）年3月）」より）であり、新築住宅に対する太陽光発電の導入率は2割程度となっている。これは、全国の新築住宅の太陽光発電搭載率の4割（「令和2年度住宅市場動向調査（2020（令和2）年度 国土交通省）」より）の半分と少ない状況にある。

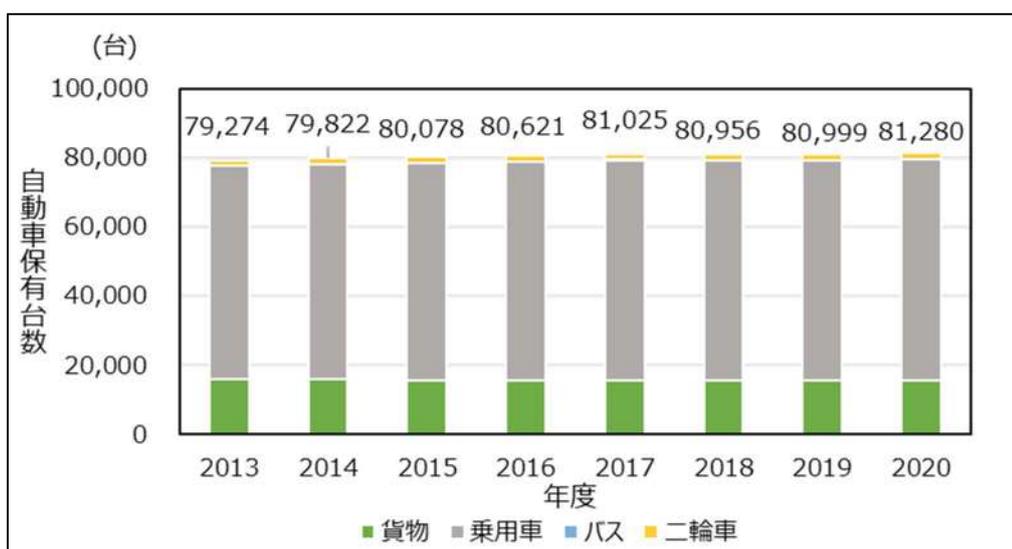
太陽光発電の住宅・建築物への更なる導入拡大として、国では2030（令和12）年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されていることを目指している。

本市の日照時間は短いものの、持ち家率が2015（平成27）年で80.3%と高く、住宅の延床面積が大きいなど、住宅への設置拡大に優位性がある。太陽光発電を推進し、エネルギーの地産地消を行うには、蓄電池の設置も含めた太陽光発電設備の設置が必要と考えられ、更なる導入を進めるには補助制度の創設や初期投資が不要な屋根貸し太陽光発電等の運用方式を推進する必要がある。

4 運輸部門（乗用車やバス等の旅客部門、陸運や海運などの貨物部門）

2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量は176.9千t-CO₂で、排出割合は20.1%を占め、2番目に排出量が多い部門である。

本市の自動車保有台数は2020（令和2）年度に81,280台となっており、わずかながら増加傾向にある。乗用車は63,881台と同様に増加傾向にあり、1.4人に1台普及している状況で、生活に車が必須な状況となっている。万葉線、コミュニティバス等の公共交通機関の利便性をさらに高めるとともに、電気自動車の更なる普及、カーシェアリングなどの取組も進め、温室効果ガス排出量の削減による環境への負荷の低減を図る必要がある。



出典) 射水市統計書

図 自動車保有台数の推移

5 廃棄物部門

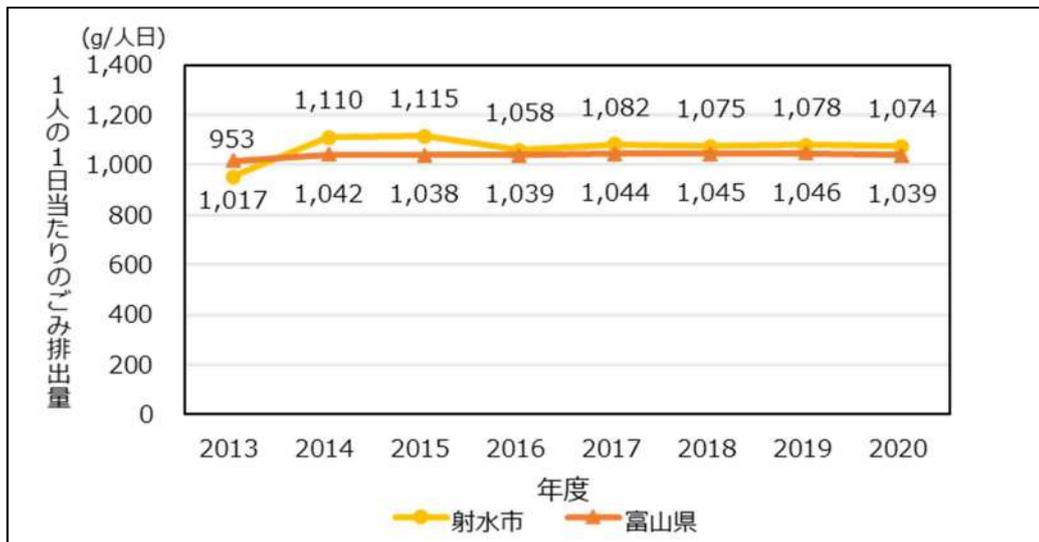
2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量は14.2千t-CO₂である。

人口の減少に伴い、ごみの総排出量は減少傾向となっているが、リサイクル率は減少している。また、富山県の数値と比較しても改善の余地が見込まれることから、これまで以上にごみの減量化・資源化に向けた取組を進め、ごみ焼却により排出される温室効果ガスの発生を抑制する必要がある。



出典) 一般廃棄物処理実態調査

図 ごみ量の推移



出典) 一般廃棄物処理実態調査

図 1人の1日当たりのごみ排出量の比較

第4章 温室効果ガス排出量の将来推計と再生可能エネルギーの導入目標

1 温室効果ガス排出量の将来推計

(1) 現状趨勢ケースにおける温室効果ガス排出量

将来的に見込まれる温室効果ガスの排出状況を考慮するために、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合に当たる現状趨勢ケース(BAU)の温室効果ガスについて推計を行った。

推計に当たっては、温室効果ガス排出量と関連の大きい人口などを活動量として設定し、直近年度における温室効果ガス排出量に活動量の変化率を乗じることで算出した。

なお、現状の温室効果ガス排出量における直近年度は、把握可能である 2019(令和元)年度とした。

$$\begin{aligned} \text{現状趨勢ケース排出量} &= \text{直近年度の温室効果ガス排出量} \times \text{活動量の変化率} \\ \text{活動量の変化率} &= \frac{\text{対象年度における活動量の推計値}}{\text{直近年度における活動量}} \end{aligned}$$

(2) 温室効果ガス排出量の将来推計結果(現状趨勢ケース)

推計の結果、2030(令和12)年度の温室効果ガス排出量は898.1千t-CO₂であり、2013(平成25)年度比で28.7%(361.6千t-CO₂)減少する見込みとなった。2050(令和32)年の温室効果ガス排出量は840.1千t-CO₂となり、2013(平成25)年度比で33.3%(419.6千t-CO₂)減少する見込みとなった。

排出量の減少が見込まれる理由としては、本市における人口の減少が予想されるため、家庭部門からの排出量が減少すること、また、人口の減少に伴って自動車保有台数や一般廃棄物焼却量が減少し、運輸部門及び廃棄物部門からの排出量が減少することが挙げられる。

表 現状趨勢ケースにおける温室効果ガス排出量

排出部門	温室効果ガス排出量(千t-CO ₂)				2030年度 2013年度比
	基準年度 2013年度	現況年度 2019年度	将来推計 2030年度	将来推計 2050年度	
産業部門	692.0	498.4	450.7	450.7	▲34.9%
業務その他部門	124.4	89.1	88.8	88.8	▲28.6%
家庭部門	200.8	166.9	150.8	124.7	▲24.9%
運輸部門	212.9	196.0	183.5	155.7	▲13.8%
廃棄物分野	15.9	14.2	12.9	10.6	▲19.0%
その他ガス	13.7	12.9	11.4	9.6	▲16.7%
温室効果ガス排出量 計	1,259.7	977.5	898.1	840.1	▲28.7%

※排出量の各数値は端数処理により、合計等と一致しない場合がある。

※将来推計における電力排出係数は、2019年度値を用いている。

2 温室効果ガス排出削減目標

本市における温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり設定する。

表 温室効果ガス排出量削減目標

目標年度		基準年度	削減目標
中期目標	2030（令和12）年度	2013（平成25）年度 （1,259.7千t-CO ₂ ）	50%以上 （629.9千t-CO ₂ 以上）
長期目標	2050（令和32）年度		100% ※実質ゼロ

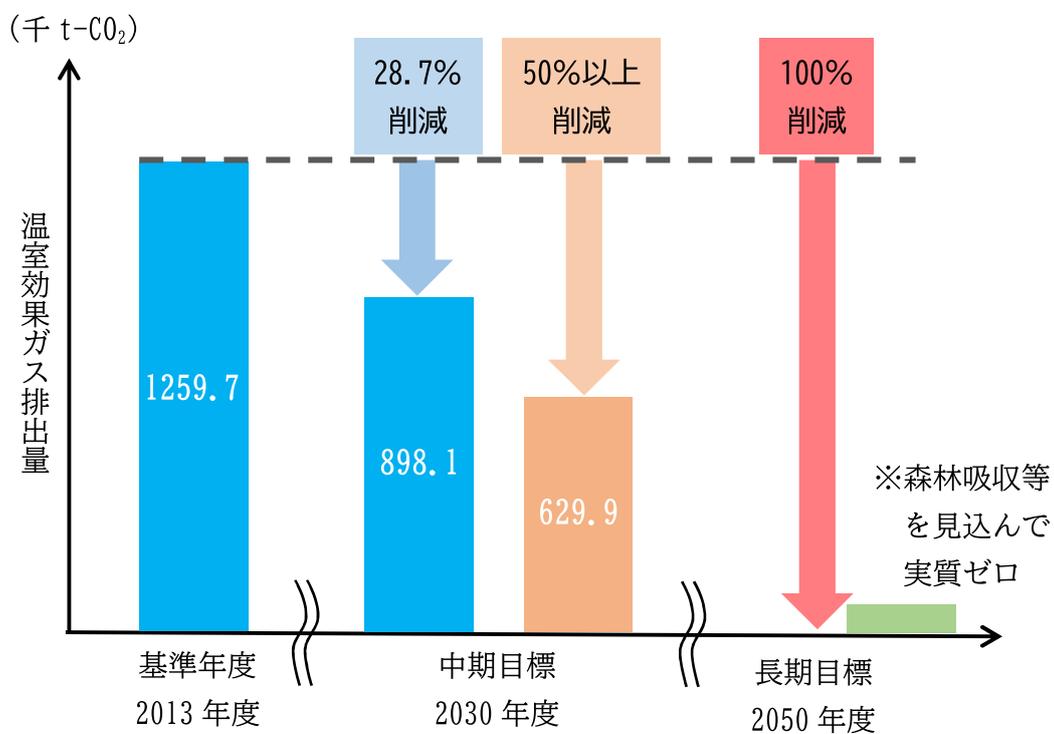
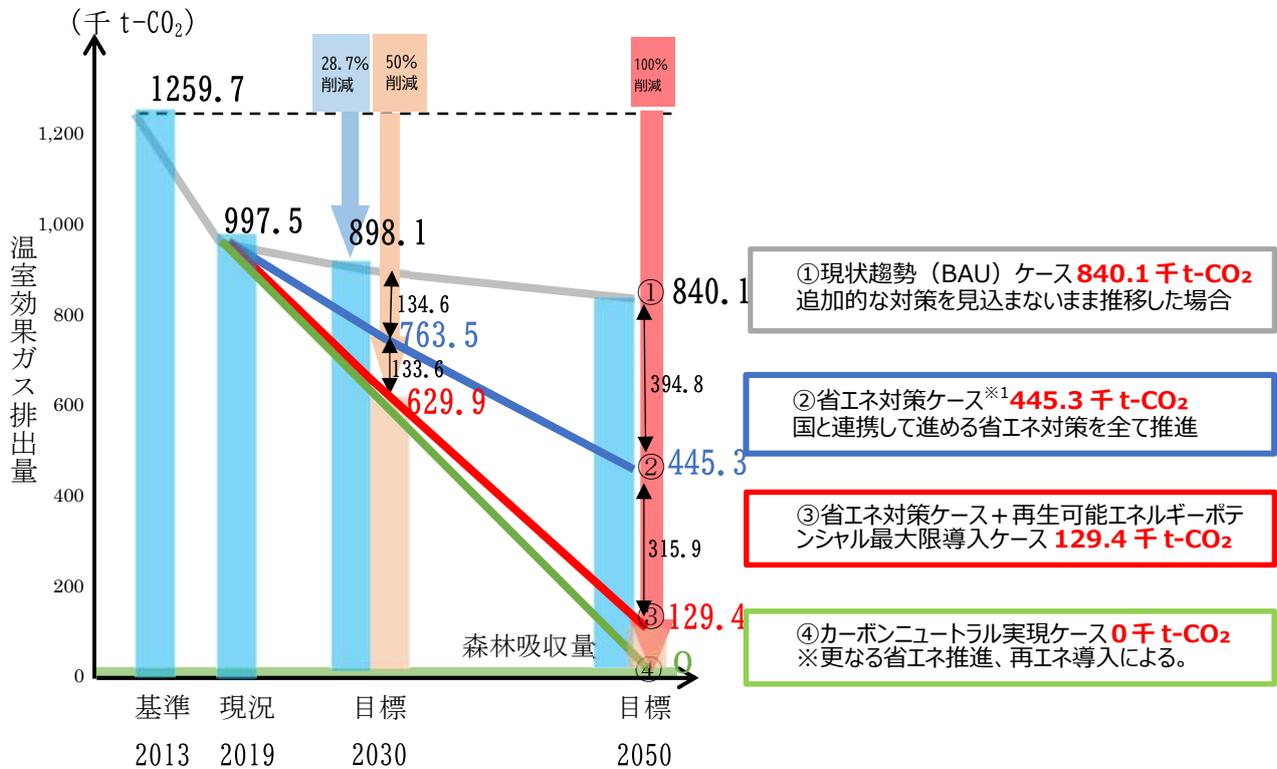


図 温室効果ガス排出量削減目標イメージ

3 長期（2050（令和 32）年）温室効果ガス削減シナリオ

国等と連携して進める各種省エネ対策等による温室効果ガスの削減効果を推計し、2050（令和 32）年度温室効果ガス排出量実質ゼロに向けたシナリオを想定した。



※1：2030年度の省エネ対策ケースは、「地球温暖化対策計画（2021年10月22日閣議決定）」（環境省）に示される施策に基づき、国等と連携して進める各種省エネルギー対策等による温室効果ガスの削減効果を、国の削減見込量から按分して推計、2050年度の省エネ対策は、「2050年脱炭素社会実現に向けたシナリオに関する分析 2021年6月30日 AIMプロジェクト」（国立環境研究所）における2050年ネットゼロ排出シナリオにおける対策による変化率を参考に設定

図 2050年度温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた国の省エネ対策によるシナリオ

国の地球温暖化対策計画において、温室効果ガス排出削減に関する対策（国の省エネ対策）及びその効果が定められている。2050（令和 32）年度の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けては、国の省エネ対策より更なる高みに向けた省エネ対策を推進するものとする。

2050（令和 32）年度の再生可能エネルギー導入量は、本市ポテンシャルの最大限導入（**886,087.3MWh**^{※2}（3,189.9TJ）、315.9千t-CO₂の削減量^{※3}）し、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す。2030（令和 12）年度の再生可能エネルギー導入量は、2050（令和 32）年度まで毎年一定量の導入（既存施設の発電量を含めて133.6千t-CO₂の削減量[※]）を推進するものとし、温室効果ガス排出量削減の中期目標（50%以上）の達成を目指す。

※2：17頁の本市における再生可能エネルギー種別導入ポテンシャルの再生可能エネルギー（電気）合計値

※3：315.9千t-CO₂の削減量は太陽光発電（5kW）の年間予想発電量の155,795件分に相当する。133.6千t-CO₂の削減量は太陽光発電（5kW）の年間予想発電量の65,888件分に相当する（本市の住宅総数は2018（平成 30）年度で35,960戸）

2 再生可能エネルギービジョンにおける基本方針

本ビジョンでは、「再生可能エネルギーの創出」を基本方針とし、「その他多様な手法を用いた脱炭素の推進」を含めた取組を推進することで、エネルギービジネスとして活性化させながら、地域が一体となって環境と経済の好循環を創出させるものとする。

<再生可能エネルギービジョンの施策体系>

再生可能エネルギーの創出	① ポテンシャルに合わせた計画的な太陽光発電設備の整備
	② 小水力発電設備の導入検討
	③ バイオマス発電設備の最大限の活用及び拡充
	④ 大型施設等の整備に伴う地中熱の活用の検討
	⑤ 水田から生じるもみ殻の熱利用の可能性の検討
	⑥ 地域マイクログリッドの構築
その他多様な手法を用いた脱炭素の推進	① 省エネルギーの推進
	② 本市の特性を生かした資源循環の構築

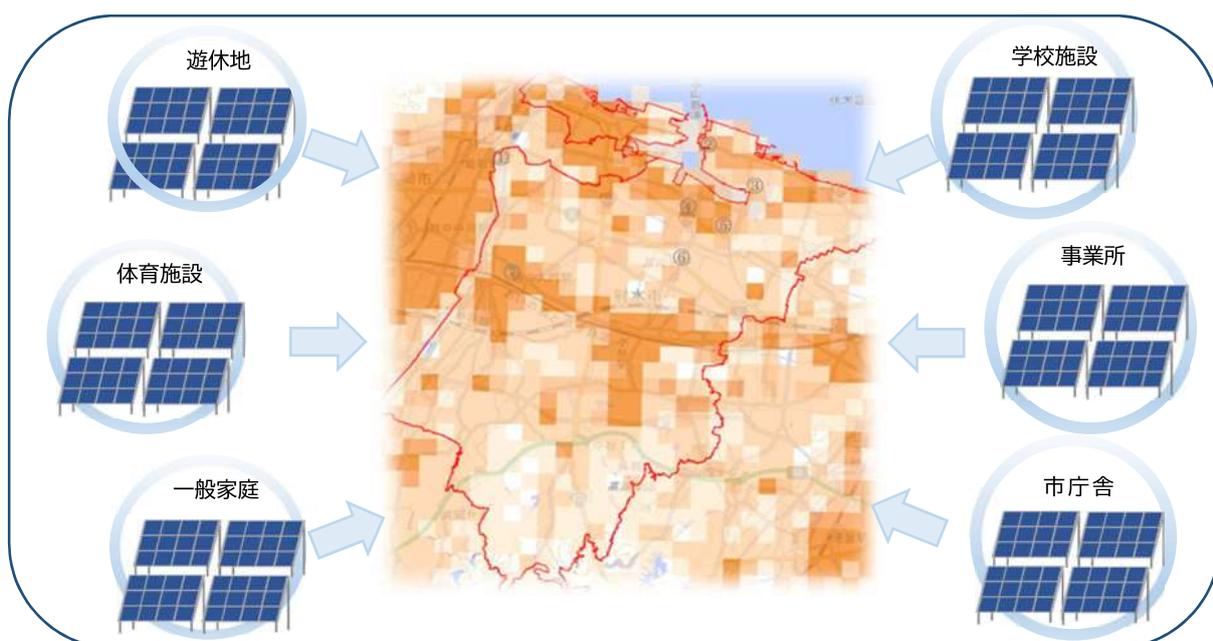
再生可能エネルギーの創出

本市における再生可能エネルギー導入ポテンシャルの割合のほとんどを占める太陽光発電の導入については、費用対効果が高いものから計画的に整備を図っていく。また、その他の種別のエネルギーについても、技術革新等の動向を注視し、本市のポテンシャルを最大限に生かした再生可能エネルギーの創出を図っていく。

一方で、現在の電力系統状況は、特別高圧以上の送電線、変電所の熱容量面での空き容量が無い場合、平常時において出力制限が発生する可能性があることから、系統の安定性と適切な容量の確保について検討しながら導入を進める必要がある。

(1) ポテンシャルに合わせた計画的な太陽光発電設備の整備

本市の再生可能エネルギーの中で、太陽光発電設備のポテンシャルが高い。平均日照時間は全国的には低い方であるが、高い持ち家率や住宅の延床面積が大きいなど、住宅の設置拡大に優位性があると考えられることから、戸建住宅への導入を促進していく。また、公共施設をはじめ、工場・倉庫・事業所等の建物、遊休地・農地等の土地に導入を図る。



(想定される取組)

- ・住宅及びカーポートへの太陽光発電導入支援
- ・自家消費型の太陽光発電の導入支援
- ・第三者所有モデル（PPA モデル）での太陽光発電設備による一般家庭や事業所、公共施設等への導入
- ・農地を活用したソーラーシェアリング※の導入(上述の PPA モデルによる事業も可)
- ・大規模なメガソーラーをはじめ、遊休地や池（水上フロート式を採用）を活用した太陽光発電の導入

※ソーラーシェアリングとは、農地に支柱等を立てて、その上部に設置した太陽光パネルを使って日射量を調節し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組のこと。

(取組時の参考情報)

太陽光発電の設置費用と費用対効果の試算

太陽光発電の設置費用と費用対効果、投資回収年数を試算すると、住宅用及び事業用太陽光発電は、概ね 10 年で投資が回収できる計算となる。また、住宅用太陽光発電 3kW システムの場合で約 1.7t-CO₂、事業用太陽光発電 500kW システムの場合で 289.9t-CO₂ の削減効果が期待され、太陽光発電は、費用に限らず、温室効果ガス排出量の削減にも大きな成果が期待できる。

住宅用太陽光発電（発電した分を自家消費する場合の試算）

項目	単位	3kW導入	5kW導入	7kW導入	9kW導入
システム費用	万円	75	125	175	225
年間運転維持費	万円	1.0	1.7	2.4	3.1
射水市の年間平均日照時間	時間	1761	1761	1761	1761
発電分の年間電気料金	円	86,069	143,448	200,827	258,206
投資回収年数	年	9.9	9.9	9.9	9.9
二酸化炭素排出削減量	t-CO ₂	1.7	2.9	4.1	5.2

※ 発電分を自家消費する場合の効果を示す。

※ 日照時間は、2012（平成 24）～2020（令和 2）年の年間合計値の平均。

※ 電気料金は、大手電力会社の 2016（平成 28）～2021（令和 3）年度の家庭用電気料金単価を 25.24 円/kWh として算出。

※ 二酸化炭素排出量は北陸電力㈱における 2019（令和元）年度の電力排出係数 0.51kg-CO₂により算出。

事業用太陽光発電（発電した分を自家消費する場合の試算）

項目	単位	50kW導入	100kW導入	500kW導入
システム費用	万円	711	1421	7105
土地造成費	万円	32.0	64.0	320.0
年間運転維持費	万円	27	54	270
発電分の年間電気料金	円	1,052,556	2,105,113	10,525,564
投資回収年数	年	9.9	9.9	9.9
二酸化炭素排出削減量	t-CO ₂	29.0	58.0	289.9

※ 発電分を自家消費する場合の効果を示す。

※ 電気料金は、大手電力会社の 2016（平成 28）～2021（令和 3）年度の事業用電気料金単価を 18.52 円/kWh として算出。

※ 二酸化炭素排出量は北陸電力㈱における 2019（令和元）年度の電力排出係数 0.51kg-CO₂により算出。

太陽光発電設備導入を初期投資ゼロで行う方法

発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組み（維持管理は需要家が行う場合もある）。「第三者所有モデル」とも言われる。



出典)「初期投資0での自家消費型太陽光発電設備の導入について」(環境省)

オンサイト PPA 方式の仕組み

リース事業者が需要家の敷地内に太陽光発電設備を設置し、維持管理を行う代わりに、需要家がリース事業者に対して月々のリース料金を支払う仕組み。発電した電気はすべて需要家のものになり、需要家は自家消費をして余った電力を電力会社へ売電することも可能である。

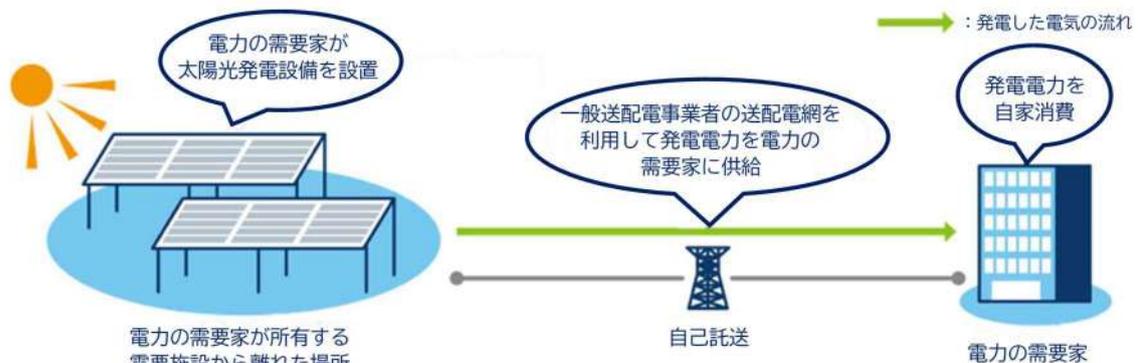


出典)「初期投資0での自家消費型太陽光発電設備の導入について」(環境省)

リース方式の仕組み

自己託送方式

需要家または発電事業者が、電力需要施設の敷地外において太陽光発電を設置し、そこで発電した電力量を電力系統を経由して、同事業所に供給・消費する仕組みである。



出典)「はじめての再エネ活用ガイド (企業向け)」(環境省) をもとに作成

新たな太陽光発電技術開発

NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）は、再生可能エネルギーの主力電源化の取組を進めるため、太陽光発電に関わる新市場創造や長期安定電源化のための技術開発、先進的な共通基盤技術の開発を目的とした新規事業「太陽光発電主力電源化推進技術開発」で様々な設置環境での適用等について技術開発を進めている。



重量制約のある屋根



建物側壁・窓



移動体（車載）

出典) NEDO ホームページ

図 「太陽光発電の新市場創造技術開発」のイメージ



傾斜地設置

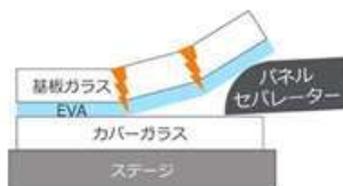


営農型



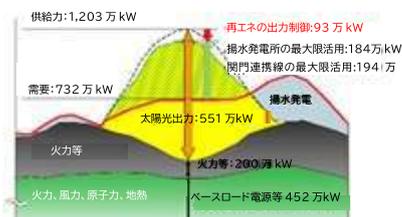
水上型設置

安全性・信頼性確保



ガラスの分離イメージ

モジュールの分離・マテリアルリサイクル



太陽光発電の余剰電力

系統影響緩和

出典) NEDO ホームページ

図 「太陽光発電の長期安定電源化技術開発」のイメージ

(2) 小水力発電所設備の導入検討

本市は大半が平野部で水田が広がり、南側の一部に射水丘陵と呼ばれるなだらかな丘陵地帯がある。このような地域特性から小水力発電の導入ポテンシャルは低いものの、農業用水路が網目のように張り巡らされていること、落差1~2mでも高効率で発電できる技術も開発されていることから、農業用水路の落差を利用したマイクロ水力の導入を図る。また、水道施設を利用したマイクロ水力の導入や、工場排水を利用した低水量・低落差でのマイクロ水力の導入を図る。

芹谷野用水路で小水力発電が行われているが、更なる小水力発電の導入に向けてポテンシャルが認められる和田川支流の一級河川八幡川のほか、他の用水路、水道施設等での可能性調査を行い、導入を検討する。

(想定される取組)

- ・ 農業水路や水道施設を活用したマイクロ水力発電の検討
- ・ 用水路における小水力発電の検討
- ・ 市域の南側にある一級河川八幡川などでの小水力発電設備の導入の検討 等

【イメージ例】

農業用水路の落差を利用したマイクロ水力発電の導入事例

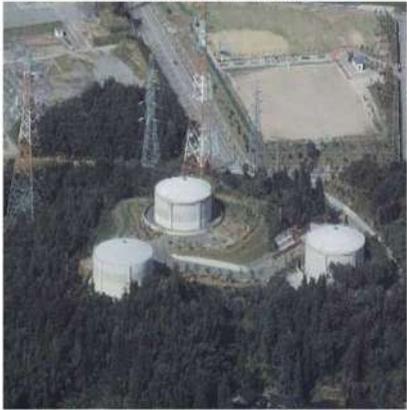
➔

■ 諸元	
河川名	那珂川水系那珂川
有効落差	2.0m
最大使用水量	2.4m ³ /s
最大出力	30kW
(両発電所 4機、計 120kW)	
水車の種類	立軸力プラン
発電機の種類	誘導発電機
※発電機 4機の諸元は全て同じ	

出典) 小水力発電設置のための手引き (国土交通省)

本市水道施設への水力発電の導入 (案)

上野調整場 (6,500m³×3池)



鳥越調整場 (低区 10,000m³×1池)



(4) 大型施設等の整備に伴う地中熱の活用の検討

本市は、神通川と庄川の間に広がる射水平野が大部分を占め、地下水に恵まれた地域であるため、地中熱の活用が見込まれる。地中熱ヒートポンプはクローズドループ（水・不凍液を循環）とオープンループ（地下水利用）等があるが、地下水を利用した活用を検討する。

再生可能エネルギー熱の利用に当たっては、小さな需要に合わせた熱利用設備では採算性の確保に課題がある。これらを踏まえ、規模の大きさや耐用年数を踏まえて導入を検討する。

(想定される取組)

- ・市の公共施設の整備・改修に伴って地中熱利用設備を率先的に導入
- ・商業施設や事務所、工場等の大型施設の整備に伴って地中熱の活用を推進
- ・地下水を利用した地中熱ヒートポンプの整備

等

【イメージ例】

大型施設での地中熱(井水)活用事例



熱源水	井水
納入機器	スクリータイプ (350kw)

出典) 日本熱源システム株式会社 ホームページ

(5) 水田から生じるもみ殻の熱利用の可能性の検討

もみ殻循環プロジェクトでは、いみず野農業協同組合の新湊カントリーエレベーターでもみ殻を燃焼し、もみ殻シリカ灰の有効活用と園芸ハウスへの排熱利用を行っている。引き続き既存施設での最大限の活用を進める。

また、本市の土地利用の特性である広い水田の耕作面積から生じるもみ殻の活用を推進していく。もみ殻以外の農業残渣のバイオマス資源の燃料化についても検討を行う。

<もみ殻プロジェクトの概要>



(想定される取組)

〈既存施設における取組〉

- ・ 熱交換器機能向上による利用可能量の増大
- ・ もみ殻燃焼計画の見直しによる、熱エネルギー利用効率の最適化

〈その他取組〉

- ・ 他のカントリーエレベーターにおける導入可能性の検討

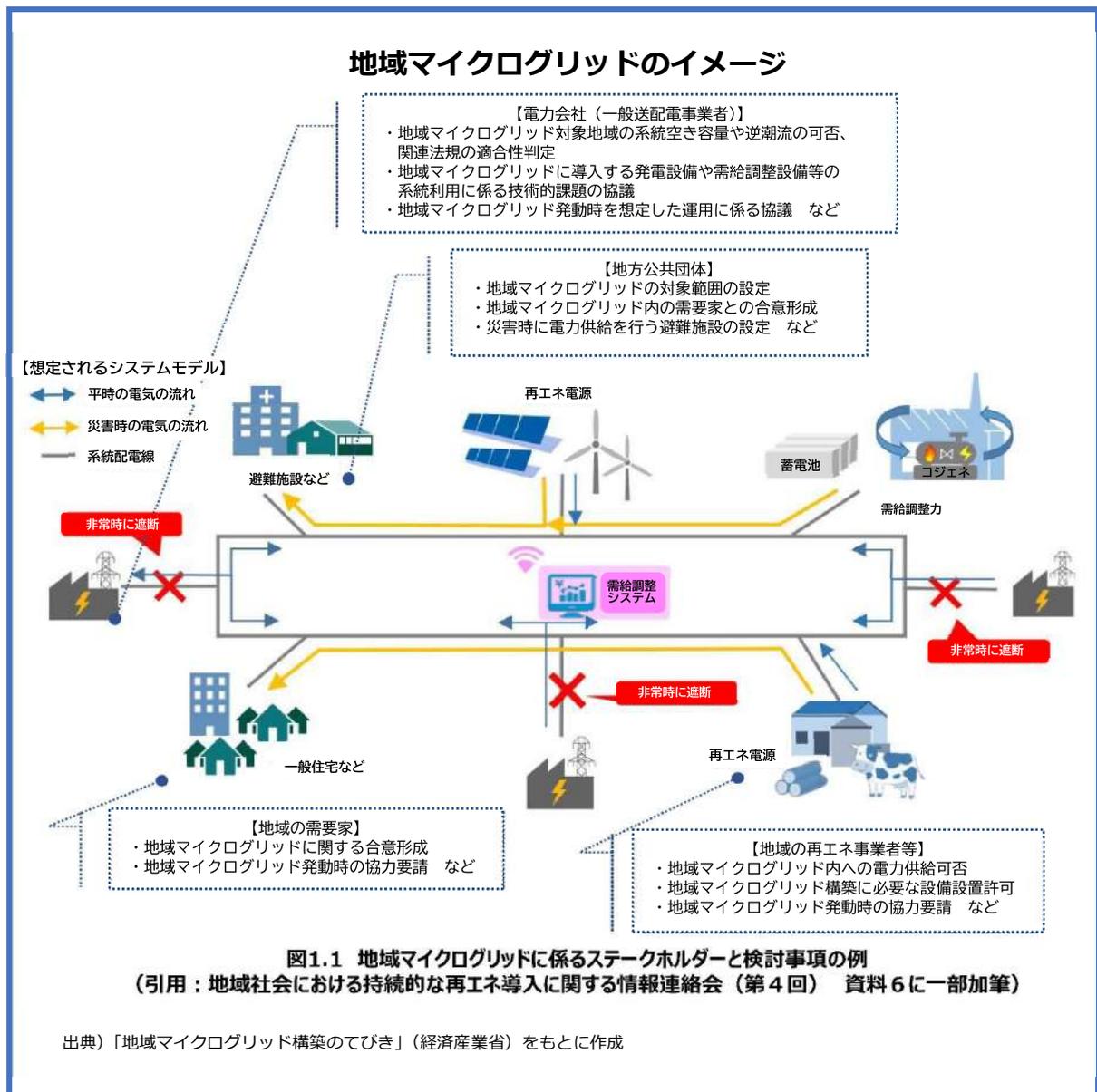
等

(6) 地域マイクログリッドの構築

限られたコミュニティの中で太陽光発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギーで電気をつくり、蓄電池などで電力量をコントロールし、当該コミュニティ内の電力供給を賄うことができるシステムである地域マイクログリッドは、平常時に再生可能エネルギーを効率よく利用でき、非常時には送配電ネットワークから独立し、エリア内でエネルギーの自給自足を行うことが可能になる。

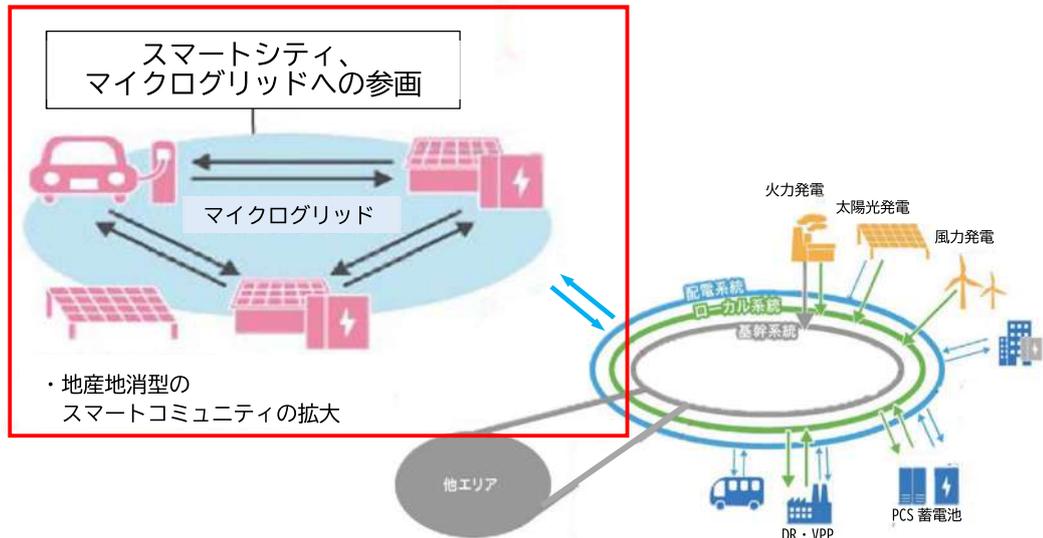
災害時の重要拠点となるエリアから優先的にマイクログリッドを構築し、適性のある他のエリアに展開する。

【イメージ例】



送電線網の次世代化の計画事例

北陸電力送配電株式会社では、2050（令和 32）年に向けた送配電網の次世代化として、地球温暖化問題への対応および地域の持続可能な発展とスマート社会の実現を目指し、再生エネルギー大量導入の基盤となる「送配電網の次世代化」を通じて、2050（令和 32）年カーボンニュートラルの実現に貢献していくとしている。



出典)「北陸電力送配電株式会社 中期経営計画<2022~2027 年度>」(北陸電力送配電株式会社)をもとに作成

その他本市のカーボンニュートラルに向けた取組方針

① 省エネルギーの推進

カーボンニュートラルに向けて CSR（企業の社会的責任）の観点、気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会を評価するベンチマークである ESG の要素も考慮した投資（ESG 投資[※]）を意識した経営によって企業価値を高める取組を推進する。

※ESG 投資とは、従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のことを指す。特に、年金基金など大きな資産を超長期で運用する機関投資家を中心に、企業経営のサステナビリティを評価するという概念が普及し、気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会を評価するベンチマークとして、国連持続可能な開発目標（SDGs）と合わせて注目されている。

・DX 推進による技術革新

DX はデジタル技術を活用し、ライフスタイルや社会システム、ビジネスモデルを変革させるとともに、新たな価値創出や効率向上を目指す取組であり、DX を推進することで社会の仕組みを変え同時に脱炭素の取組を推進する。

(想定される取組)

- ・IoT^{※1} の活用による低炭素物流の導入
- ・EV（電気自動車）・FCV（燃料電池自動車）の普及促進及びインフラ整備促進
- ・万葉線やコミュニティバスの更なる利用促進、MaaS^{※2} や自動運転の普及促進
- ・カーシェアリングの普及促進
- ・カーボンフットプリント^{※3} の管理
- ・製造業のトレーサビリティシステム^{※4} の活用
- ・排出量取引制度の活用



等

※1 IoTとは、「Internet of things（インターネット オブ シングス）」の略で、「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指している。

※2 MaaSとは、Mobility as a Service の略。出発地から目的地まで、利用者にとって最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービス。

※3 カーボンフットプリントとは、商品・サービスのライフサイクルの各過程で排出された「温室効果ガスの量」を追跡した結果、得られた全体の量をCO₂量に換算して表示すること。

※4 トレーサビリティシステムとは、「その製品がいつ、どこで、だれによって作られたのか」を明らかにすべく、原材料の調達から生産、そして消費または廃棄まで追跡可能な状態にするシステムのこと。

(参考情報)

GX リーグ（排出量取引などの場）

政府は、第4回GX実行会議において、今後10年で150兆円超の官民GX投資を実現し、我が国の産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくため、「先行投資支援」と「排出削減を促進する措置（賦課金と排出量取引制度）」を加速化させる方針を示した。GXリーグには、日本の排出量の4割以上を占める企業（500社以上）が参加を表明しており、積極的な炭素削減目標を掲げる企業が、排出量削減に向けた投資と、自主的な排出量の取引を行うことになる。

・産業部門における省エネ設備の振興

CO₂排出の削減や排出量の開示が進まない企業は、サプライチェーンから外れる可能性があることから、確実に高まるカーボンニュートラルへの対応について、自社内での取組だけでなく調達先や顧客、消費者を含めたサプライチェーンも意識した対応を行う必要がある。

高断熱化、高効率化によって大幅な省エネを実現した上で、太陽光発電等によって創出されるエネルギーにより、消費するエネルギー量を大幅に削減する最先端の建築物の導入を進める。

(想定される取組)

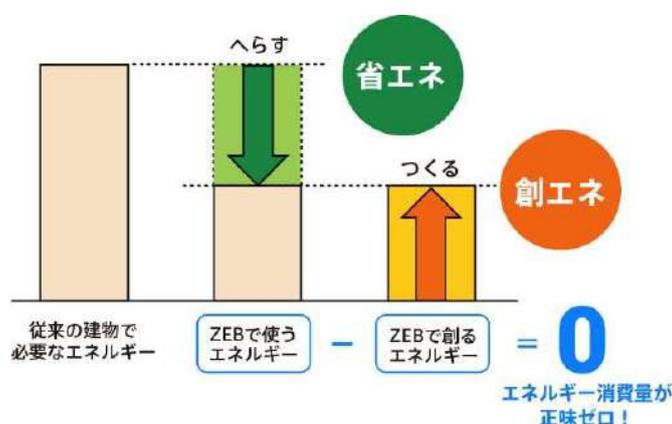
- ・高効率空調（エアコン等）、高効率産業ヒートポンプ、コージェネレーションシステム^{※1}、産業用モータ・インバータ、高性能ボイラー、低炭素工業炉の導入を推進
- ・事業所の ZEB^{※2} 化の推進
- ・LED 照明等の省エネルギー設備の導入の推進
- ・国の導入支援制度を活用したクリーンエネルギー自動車の導入
- ・環境マネジメントシステム^{※3} の導入促進

等

※1 コージェネレーションシステムとは、ガスや石油等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱を回収することで、電力と熱をともに供給するシステムの総称。

※2 ZEB（ゼブ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは、ビルの快適な室内環境を保ちながら、高断熱化・日射遮へい・自然エネルギー利用・高効率設備などによる省エネと、太陽光発電などによるエネルギーの創出により、年間で消費する一次エネルギー消費量がゼロ、あるいは概ねゼロとなる建築物のこと。

※3 環境マネジメントシステムとは、「Environmental Management System」のことで、組織や事業者がその運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組むことを「環境マネジメント」といい、そのための向上や事業所内での体制・手続きなどの仕組み。



出典) 環境省「ZEB PORTAL」

・民生部門（業務その他部門、家庭部門）における省エネの取組

新築住宅を建築する際に、省エネとエネルギーの創出と蓄電池を導入し、エネルギーの自家消費と停電時におけるエネルギー確保を行う。新築建物だけでなく、既存建物の改修においても同様の取組を推進する必要がある。

また、日常生活において省エネルギーに配慮した行動を実践するとともに、製品や住宅などを購入する際に、省エネタイプのものを選択するよう、環境教育やさまざまな活動を通じて地球温暖化に配慮した生活への変革について社会全体への浸透を図る。

(想定される取組)

- ・高い断熱性能や高効率設備（トップランナー基準^{※1}の設備）の利用による省エネ
 - ・HEMS^{※2}導入による省エネ
 - ・太陽光発電による再生可能エネルギーの創出
 - ・蓄電（蓄電システムまたはV2H^{※3}充電設備（充放電設備））の導入
 - ・国の導入支援策を活用した「ZEH」^{※4}の導入促進
 - ・民間事業者等によるゼロエネルギー住宅街区の形成促進
 - ・地産地消型エネルギーシステムの構築
 - ・環境教育活動の推進
- 等



※1 トップランナー基準とは、それぞれの機器で最も優れた消費効率の性能を有するもの。

※2 HEMS（ヘムス）とは、「Home Energy Management System（ホーム エネルギー マネジメント システム）」の略で、家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりできる。

※3 V2Hとは、「Vehicle to Home」の略語で、EV（電気自動車）やPHV（プラグインハイブリッド車）にバッテリーとして搭載されている電池があり、そこに蓄えられている電力を流用し自宅の家庭で使用することができるシステムのこと。

※4 ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

・公共施設における率先した省エネルギーの推進

公共施設の新築・既存建築物において建築物の省エネと創エネと蓄電を導入し、自立的エネルギー供給を実現し、災害時活動拠点施設としての機能を向上させる。民間との連携により、省エネルギー改修に要する経費を光熱水費の削減分で賄う ESCO 事業^{※1}も活用しながら、公共施設における率先した導入によって普及啓発を図る。

(想定される取組)

- ・高性能建材や高性能設備機器等の導入による省エネ
 - ・太陽光発電等による再生可能エネルギーの創出
 - ・蓄電システムの導入
 - ・市公用車へのクリーンエネルギー自動車の率先導入
 - ・国の補助制度を活用した電気自動車充電器の普及促進
 - ・グリーンスローモビリティ^{※2}の導入
 - ・ESCO 事業による省エネ促進
- 等



※1 ESCO 事業とは、Energy Service Company の略称で、ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービス。ESCO 事業は、省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業で、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。

※2 グリーンスローモビリティとは、時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待される。

② 本市の特性を生かした資源循環の構築

・循環型アルミ産業の拡大

使用済アルミ製品を原料として用いて同一種類の製品を製造する水平リサイクルについて、市内のリサイクル事業所において取り組まれている。

アルミは、リサイクルによる品質低下が少なく、半永久的なりサイクルが可能であるとともに、原料から生産する場合に比べ、消費電力とCO₂排出量を約97%削減可能することが可能である。

この資源循環によって、従来型の線形経済（経済大量生産・大量消費・大量廃棄といった一方通行の経済）から、循環経済（サーキュラーエコノミー：あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る経済）への転換を促進する。

アルミ産業において、アルミのグリーン化推進のための研究開発（省エネルギー技術、材料・加工プロセス技術、リサイクル技術）が富山県の産学官連携で行われている。省エネルギーに大きく貢献できるアルミ産業循環型の構築に向けた取組を推進し、地域経済の更なる発展を目指す。

（想定される取組）

- ・循環型社会ビジネスの振興
- ・再資源化技術の開発支援
- ・循環型アルミ産業網の構築
- ・未利用熱エネルギーの活用等



出典) NEDO プロジェクト
「動静脈一体車両リサイクルシステム」
の実現による省エネ実証事業

・蓄熱輸送システムの導入検討

本市は、もみ殻循環プロジェクトによるもみ殻燃焼から生じる熱エネルギーのほか、市内バイオマス発電所、クリーンピア射水からの排熱、さらには、富山新港背後地に広がる非鉄金属企業、火力発電事業所からの排熱など、未利用熱が豊富にある。半径7kmとコンパクトな地域特性を生かし、市域全体の排熱施設と熱利用施設を含めた蓄熱輸送システムの導入を検討する。

（想定される取組）

- ・蓄熱輸送システムの技術の動向把握
- ・排熱施設（工場・発電設備・ごみ焼却施設）と熱利用施設（工場・公共施設・ホテル・病院・集合住宅・温浴施設）の抽出、蓄熱輸送システムの構築等

・ CNP を目指した水素利用の可能性の検討

富山県では、水素等を活用し脱炭素に配慮した港湾機能の高度化等を通じた「伏木富山港カーボンニュートラルポート (CNP^{※1})」の形成に向けた検討が行われており、荷役機械、船舶、大型車両等を含めた港湾オペレーションの脱炭素化をはじめ、臨海部立地産業と連携して港湾地域における面的な脱炭素化等を 2050 (令和 32) 年に向けて、富山県及び隣接する富山市、高岡市と共に取り組んでいく。

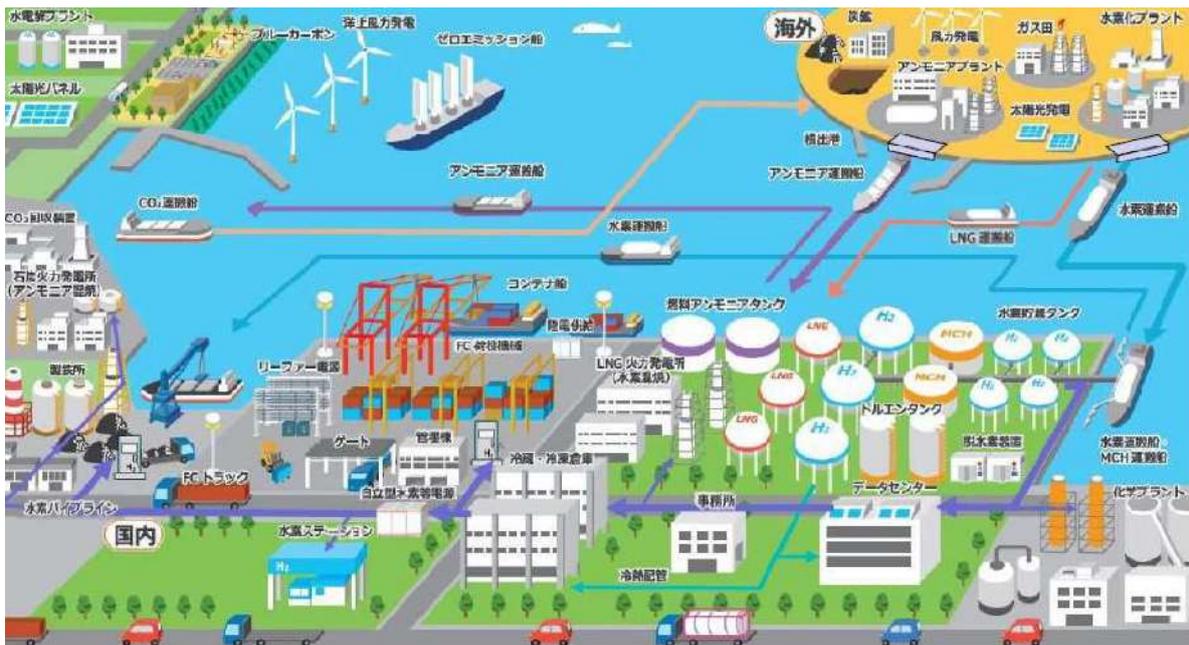
※1 カーボンニュートラルポート (CNP) とは、温室効果ガスの排出をゼロにすることを目指す港。国土交通省港湾局では、水素・燃料アンモニア等の大量・安定・安価な輸入・貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨海部産業との連携等を通じてカーボンニュートラルポート (CNP) を形成し、我が国全体の脱炭素社会の実現に貢献することとしている。

(想定される取組)

- ・ 水素ステーションの整備
- ・ 荷役機械やトレーラー等への燃料電池化
- ・ 火力発電所等における水素・アンモニア利用
- ・ 漁船の電化・水素化

等

【イメージ例】



出典) 国土交通省港湾局ホームページ

・水素のサプライチェーン構築推進

水素の供給を可能にするサプライチェーンの構築を図る。

県内の企業において、工場から発生するアルミ合金の削り粉を原料に水素を製造する技術が開発された。市内にはアルミニウム型材の生産工場があるため、廃アルミを再利用して水素を製造する技術の導入について、リサイクルコストと比較した上で導入を検討する。

(想定される取組)

- ・水素製造装置の導入
- ・燃料電池自動車（FCV）の燃料となる水素を補給する水素ステーションの設置
- ・水素発電施設の導入
- ・クリーンピア射水等から回収したCO₂と水素からメタンを合成する「メタネーション」技術の導入 等



・再生可能エネルギー由来水素活用設備の導入

地域内の太陽光発電の余剰電力を蓄電池に貯蔵するだけでなく、再生可能エネルギー由来水素活用設備により水素を製造し、長期保存ができる水素を業務・産業用燃料電池で発電させ、災害時等の事業継続のためのBCP（事業継続計画）への活用を図る。

また、再生可能エネルギー由来水素活用の普及のため、富山新港付近の工業団地を中心に燃料電池フォークリフトや燃料電池自動車（FCV）、燃料電池バス（FC）の導入を図る。

蓄電池と水素蓄電システムを併用し、地域内で建物の需要電力のタイミングを合わせて消費を行うシステムを導入し、エネルギーの地産地消を推進する。

第6章 カーボンニュートラルの実現に向けて

カーボンニュートラルに向けた再生可能エネルギー導入のロードマップは以下の通りとする。公共施設へ省エネ改修と再生可能エネルギーの創出を進めるとともに、新たな補助制度の創設し、市民、事業者への啓発を行うことで、市内の民間施設等へ波及させ、市全体としてのレジリエンスの向上を図る。リサイクル資源循環にあたっては、地域課題の解決、地域経済活性化を実現するため、本市の地域特性を生かした地域循環共生圏の形成を目指して取組を進めていく。

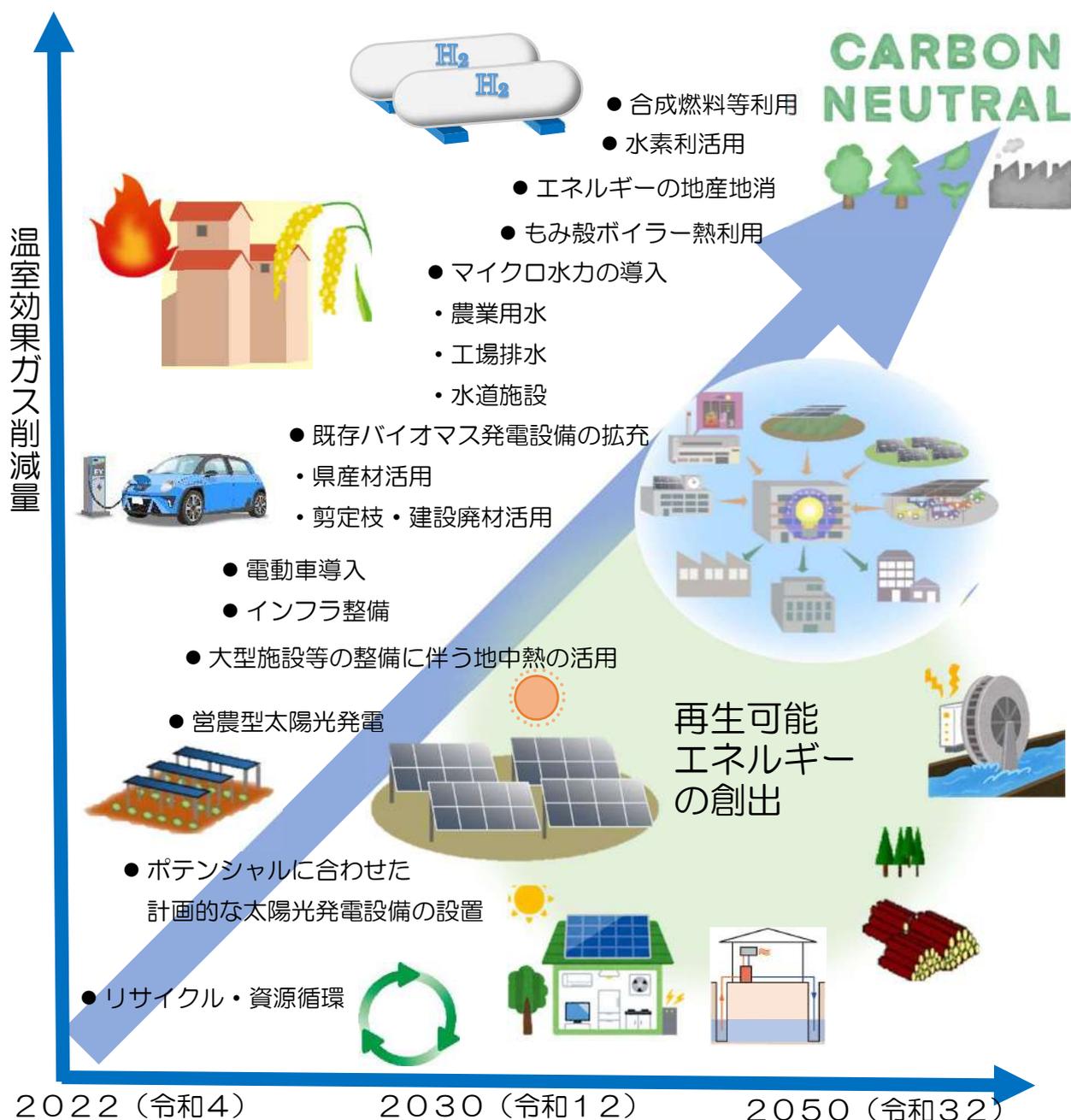


図 2050 (令和 32) 年脱炭素社会の実現へのロードマップイメージ



射水市再生可能エネルギービジョン（案）

発行 / 射水市 市民生活部 環境課

〒939-0294 射水市新開発 410 番地 1

[TEL] 0766-51-6624

[FAX] 0766-51-6656

[E-mail] kankyou@city.imizu.lg.jp

[ホームページ] <http://www.city.imizu.toyama.jp>

令和5年2月

第2次射水市環境基本計画の改訂について

1 計画策定の趣旨及び中間見直しの視点

本市では、恵み豊かな環境を良好な状態で将来世代に継承していくため、射水市環境基本条例（以下「条例」という。）を制定しており、射水市第2次環境基本計画は、条例第11条第1項の規定（市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めなければならない。）に基づき、平成30年3月に策定したものである。

本計画の計画期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間としているが、計画策定から5年間が経過し、その間、地球温暖化を起因とした気候変動やプラスチックごみによる海洋汚染、食品ロスなどの地球環境をめぐる問題が国際的に大きく取りざたされるようになり、「SDGs」やカーボンニュートラル実現に向けた様々な取組が進められている。

このような中、本市を取り巻く状況の変化や環境問題、社会情勢の変化、また、本年度策定した「第3次射水市総合計画」との整合性を図り、中長期的な視点に立ち、本計画で取り組む施策や目標となる指標等の見直しを行うものである。

【見直しの視点】

- (1) 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を踏まえた施策の推進
- (2) カーボンニュートラル実現に向けた地球温暖化施策の推進
- (3) プラスチック資源循環に向けた施策の推進
- (4) 地域循環共生圏の考え方を踏まえた施策の推進
- (5) 各種計画策定、達成状況に応じた目標値の見直し

2 これまでの経過と今後のスケジュール

- 令和5年2月 射水市環境審議会（第2次射水市環境基本計画改訂版（素案）審議）
3月 市議会定例会で報告（第2次射水市環境基本計画改訂版（素案））
4月 パブリック・コメント実施
5月 射水市環境審議会（第2次射水市環境基本計画改訂版（案）審議）
6月 市議会定例会で報告（第2次射水市環境基本計画改訂版（案））

3 内容

別冊「第2次射水市環境基本計画改訂版（素案）」のとおり

第2次射水市環境基本計画改訂版（素案）

平成30年度～令和9年度
（2018年度～2027年度）

令和5年2月
（2023年2月）

射 水 市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画策定の目的	2
第3節 計画の位置づけ	2
第4節 計画の範囲	2
第5節 計画の期間	3
第6節 計画の対象区域	3
第7節 計画の実施主体とその役割	3
第2章 射水市の概要	5
第1節 自然的特性	5
第2節 社会的特性	7
第3章 望ましい環境像と施策の展開	16
第1節 望ましい環境像	16
第2節 施策の展開	16
■ 施策体系	17
(1) 健康で安全な生活環境の確保	19
(2) 人と自然環境の共生	29
(3) うるおいとやすらぎのある快適環境の創出	35
(4) 循環型社会の構築	39
(5) 地球環境の保全	46
(6) 市民協働による環境の保全・創出	54
■ SDGs の視点から見た分野別の施策と主な取組	61
第4章 計画の推進と進行管理	63
附属資料	65

第1節 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨及び中間見直しの視点

本市では、恵み豊かな環境を良好な状態で将来世代に継承していくため、射水市環境基本条例（平成20年条例第5号）（以下「条例」という。）を制定し、平成20年4月から施行しています。射水市第2次環境基本計画は、条例第11条第1項「市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めなければならない。」に基づき、平成30年（2018年）3月に策定しています。

本計画の計画期間は、平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年間としていますが、計画策定から5年間が経過し、その間、地球温暖化を起因とした気候変動やプラスチックごみによる海洋汚染、食品ロスなどの地球環境をめぐる問題が国際的に大きく取りざたされるようになり、「SDGs」やカーボンニュートラル実現に向けた様々な取組が進められています。

このような中、本市を取り巻く状況の変化や環境問題、社会情勢の変化に応じ、令和4年度に策定した「第3次射水市総合計画」と整合性を図り、中長期的な視点に立ち、本計画で取り組む施策や目標となる指標等の見直しを行うものです。

[射水市環境基本条例に定める環境の保全及び創造についての基本理念]

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民の健康で文化的な生活の基盤である恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに自然と人との豊かなふれあいを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように、適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を目的として、すべての者の公平な役割分担と協働の下に、自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、地域の環境と深く関わりがあることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

[見直しの視点]

- (1) 持続的な開発目標（SDGs）の考え方を踏まえた施策の推進
- (2) カーボンニュートラル実現に向けた地球温暖化施策の推進
- (3) プラスチック資源循環に向けた施策の推進
- (4) 地域循環共生圏の考え方を踏まえた施策の推進

第2節 計画策定の目的

本計画は、世界規模で深刻化する気候変動問題などの環境問題を的確に捉え、環境行政を取り巻く状況の変化や社会経済情勢の変化、市民や事業者のニーズなどに対応した環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。また、市民、事業者、行政が公平な役割分担と協働の下に、環境の保全及び創造に取り組むための指針となるものです。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、国及び県の環境関連の基本計画や指針との整合を図りながら、環境面から「第3次射水市総合計画」（令和5年度～14年度）におけるまちづくりの基本理念や将来都市像の実現を目指すものです。同時に、環境行政の最も基礎となる計画としての役割を担い、本市における環境の保全及び創造に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものとなります。

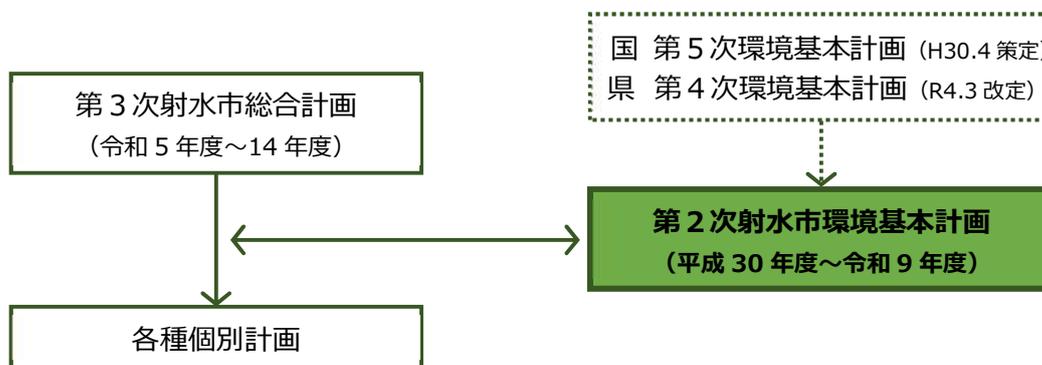


図 計画の位置づけ

第4節 計画の範囲

本計画の対象分野は、身近な環境から地球規模の環境までを総合的に捉えていくものとして、①生活環境、②自然環境、③快適環境、④循環型社会、⑤地球環境、⑥市民協働の6分野とします。

表 環境基本計画の範囲

対象分野	具体的な内容
①生活環境	大気環境、水環境、騒音・振動、悪臭、土壌環境、有害化学物質、ごみ不法投棄、海岸漂着ごみ、環境衛生対策 など
②自然環境	動植物、森林・里山、水循環（地下水、湧水等）、農地 など
③快適環境	公園・緑地、景観・文化財 など
④循環型社会	廃棄物・リサイクル、バイオマス、食品ロス など
⑤地球環境	地球温暖化、省エネルギー・再生可能エネルギー、オゾン層・酸性雨 など
⑥市民協働	環境学習・教育、環境保全・環境美化活動 など

第5節 計画の期間

本計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、平成30年度(2018年度)から第3次射水市総合計画前期実施計画期間である令和9年度(2027年度)までの10年間とします。

ただし、環境の状況や社会情勢等の変化に適切に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

第6節 計画の対象区域

本計画の対象区域は、射水市の行政区域全域を基本とします。

ただし、市域を越えて広域的に協力して取り組まなければならない場合には、国・県や関係市町村との密接な連携のもと、施策を講ずることとします。

第7節 計画の実施主体とその役割

本計画の実施主体は、市、事業者、市民及び滞在者とします。

各実施主体がそれぞれの立場に応じ、次のような役割を担います。

【市の役割】

市は、よりよい環境づくりに向け、地域に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、市自らも、市民や事業者に対して模範となる行動に率先して取り組みます。

また、市民や事業者等が行う環境の保全及び創造に関する自主的な取組に対して支援や助言等を行い、地域をあげて環境問題に取り組む体制を構築します。

【事業者の役割】

事業者は、社会的責任を自覚し、その事業活動が環境に与える影響が大きいことを深く認識し、事業活動に伴う環境への負荷を可能な限り低減するよう努めるとともに、環境の保全及び創造に自主的に取り組みます。

また、地域社会の一員として、地域の環境保全活動や市が実施する各種環境施策に積極的に参加・協力します。

【市民の役割】

市民は、日常生活に起因する環境への負荷を低減するため、自らのライフスタイルを見直し、ごみの減量化や省資源・省エネルギーに積極的に努めるなど、良好な環境づくりのための行動に自主的に取り組みます。

また、市が実施する各種環境施策に個人又は地域社会の一員として積極的に参加・協力します。

【滞在者の役割】

通学、通勤及び旅行等で本市に滞在する者は、市民の役割に準じ、良好な環境づくりのための行動に自主的に取り組みます。

また、市が実施する各種環境施策に積極的に参加・協力します。

第2章 射水市の概要

第1節 自然的特性

(1) 位置・地勢

本市は、富山県のほぼ中央に位置し、東方は富山市、西方は高岡市、南方は砺波市と接し、北は富山湾が広がっています。市域面積は109.44k㎡（うち可住地面積97.07k㎡ 89%）、東西10.9km、南北16.6kmであり、富山県面積の約2.6%を占めています。

平成17年11月に新湊市および射水郡の全町村（小杉町、大門町、大島町、下村）の5市町村の合併により射水市が誕生しました。

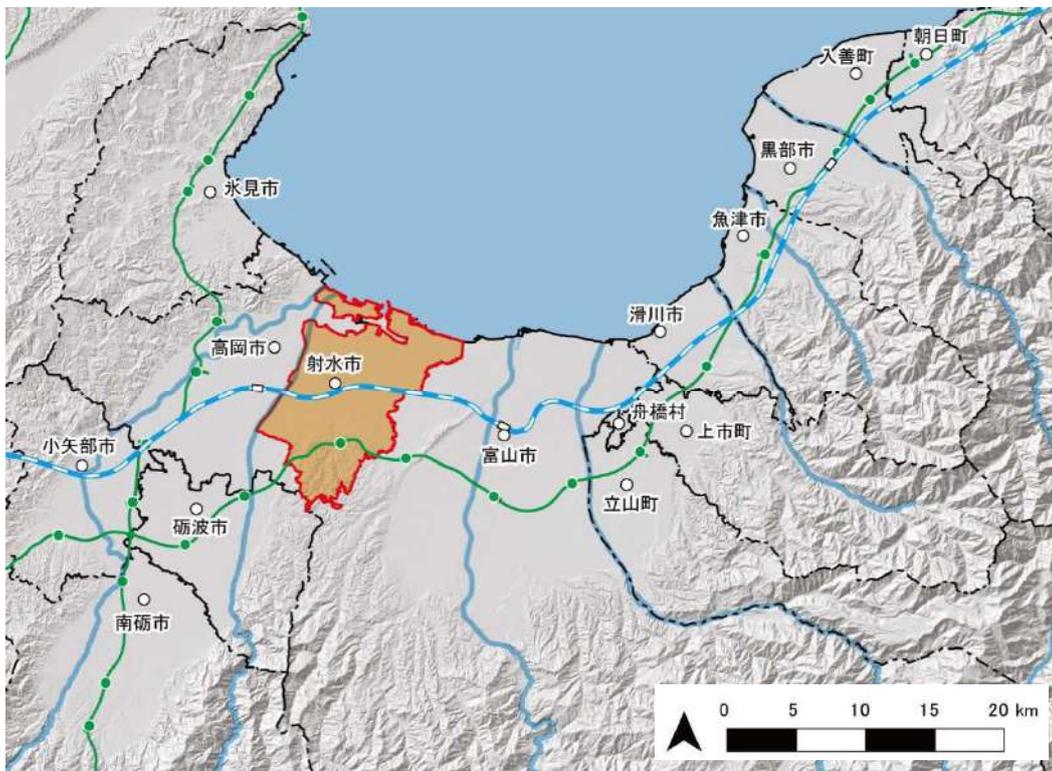


図 射水市の位置

(2) 地形・地質

地形構造については、北部に富山湾、中央に射水平野、南部に射水丘陵を配し、標高10～100m前後の射水丘陵を背後に射水平野が広がる緩やかな地形であり、庄川、下条川などの河川が日本海へと注いでいます。

地質構造については、飛騨変形岩類とジュラ紀の手取層が基盤となり、その上に海成の砂岩、泥岩からなる第三紀層、礫及び砂泥層を主体とする洪泥互層を主体とする沖積層からなっています。

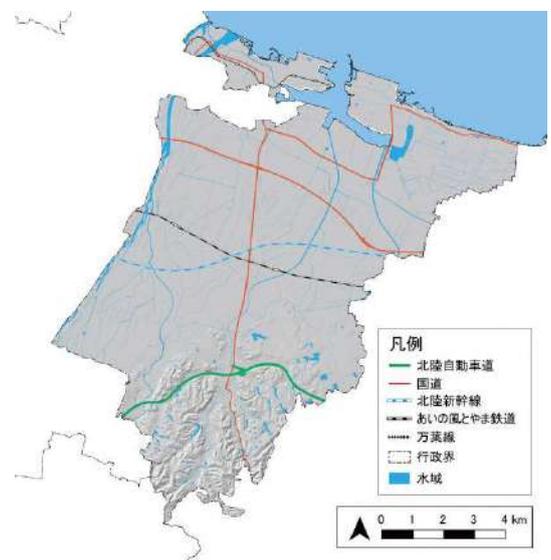


図 地形・水系

(3) 気象

本市の過去10年間の気象をみると、年間の平均気温は14.0～15.1℃、最高気温38.0℃、最低気温-5.7℃、平均湿度は76～80%、平均風速は2.6～2.8m/s、年間降水量は1,791～2,844mmであり、暖温帯に属し、降水量が比較的多いのが特徴となっています。

表 気温、年間降水量等の推移

項目	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
平均気温 (°C)	14.2	14.0	14.6	14.9	14.0	14.7	14.9	15.1	14.7	14.7
最高気温 (°C)	37.1	37.7	37.9	37.0	36.5	37.2	37.5	38.0	34.9	37.4
最低気温 (°C)	-5.7	-5.2	-3.5	-4.0	-3.9	-5.3	-2.3	-5.0	-4.4	-2.6
平均風速 (m/s)	2.6	2.6	2.6	2.7	2.8	2.8	2.6	2.7	2.7	2.7
平均湿度 (%)	77	76	79	79	79	79	77	79	80	79
年間降水量 (mm)	2,844	2,501	2,061	2,146	2,540	2,560	1,791	2,065	2,659	2,235

資料：高岡市伏木特別地域気象観測所 *最高気温、最低気温は極値

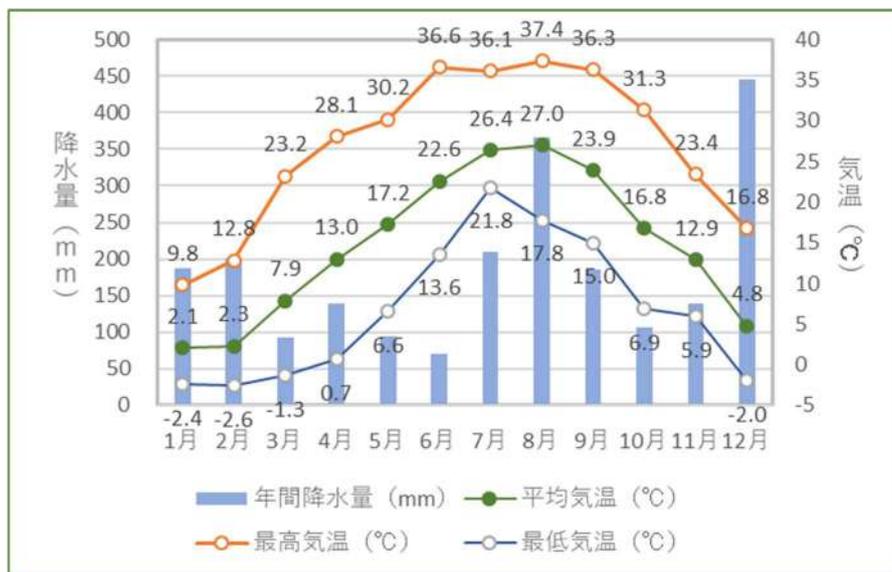


図 気温、降水量 (令和4年)

(4) 土地利用

射水平野は、かつてはその中央部まで入江が進入していたと推定されますが、庄川や下条川などの河川が運搬した土砂によって埋められ、放生津潟を形成しました。放生津潟には多くの河川が流れ込み、排水不良の水郷地帯であったことから、農耕は増水による冠水に悩まされていましたが、昭和38年(1963年)から昭和51年(1976年)に国営射水平野農業水利事業が行われ、射水平野は肥沃な乾田農地へと生まれ変わりました。また、昭和39年(1964年)の富山・高岡新産業都市の指定を契機に、富山新港の建設が進められ、放生津潟は昭和43年(1968年)に富山新港として開港しました。

丘陵地帯では、富山新港臨海工業地帯をはじめとした周辺地区のベッドタウンとして、昭和39年(1964年)に日本海側最大級の太閤山ニュータウンの建設が始まり、北陸自動車道の小杉ー砺波間が昭和48年(1973年)に、富山ー小杉間が昭和50年(1975年)に開通しました。昭和58年(1983年)には、小杉町と大門町に流通業務団地が形成されるなど、市内各地に多くの工業団地が整備されています。

表 市街地区別土地利用現況（都市計画区域）

(単位:ha)

市街化区分	自然的土地利用				都市的土地利用							合計
	田・畑	山林	水面・海浜・河川敷	小計	住宅用地	商業用地	工業用地	施設用地等	道路・鉄道用地	その他都市的土地利用	小計	
市街化区域	116.0	28.4	153.6	298.0	688.9	134.3	517.1	300.4	473.7	296.5	2410.9	2708.9
市街化調整区域	3775.7	480.6	633.6	4889.9	593.1	129.2	201.2	171.9	733.1	530.7	2359.2	7249.1
合計	3891.7	509.0	787.2	5187.9	1282.0	263.5	718.3	472.3	1206.8	827.2	4770.1	9958.0

資料:平成30年度都市計画基礎調査



図 市街地区別土地利用（都市計画区域）

※都市計画基礎調査の土地利用現況のデータを基に、道路用地と交通施設用地を道路・鉄道用地、農林漁業施設用地と公共空地とその他公的施設用地とその他空地をその他都市的土地利用、田と畑を田・畑、水面とその他の自然地を水面・海浜・河川敷とした。

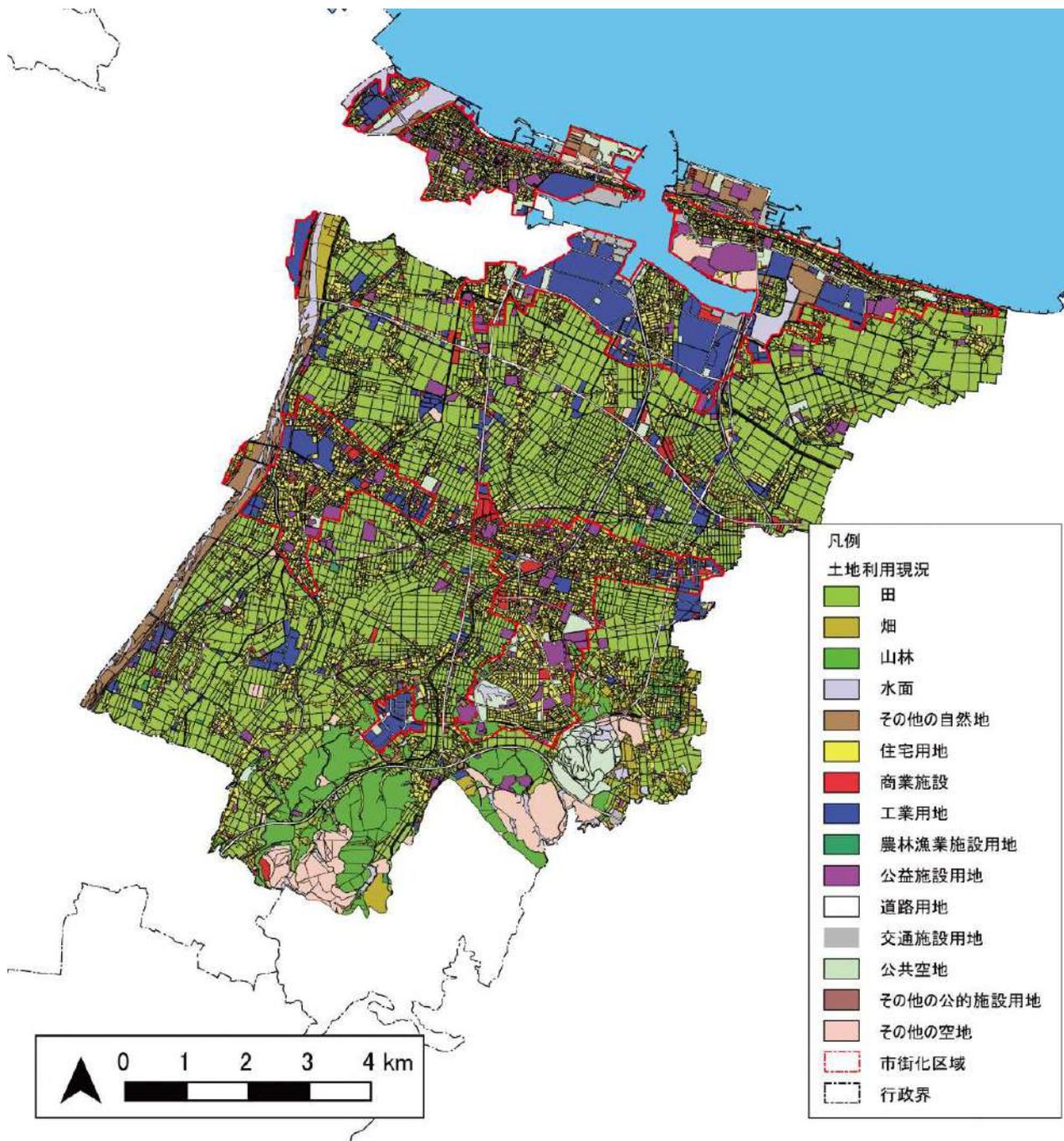


図 土地利用現況図

第2節 社会的特性

(1) 人口・世帯数

本市の令和4年10月1日現在の人口は89,897人、世帯数は34,452世帯であり、1世帯当たり人員は2.61人です。近年の人口動向をみると、平成19年(2007年)の94,648人までは、増減を繰り返しながらも緩やかな増加傾向で推移していましたが、その後は減少傾向での推移が続いています。

人口動態についてみると、自然動態が-423~-545人、社会動態が-47人~+238人で推移しています。一方、世帯数については、人口が減少傾向に転じた後も、緩やかな増加傾向が続いています。

年齢別人口については、年少人口（0~14歳）11,269人（12.4%）、生産年齢人口（15~64歳）51,219人（56.4%）、老年人口27,743人（30.6%）であり、少子高齢化傾向が続いています。（令和2年国勢調査）

地区別人口については、新湊地区31,685人（34.9%）、小杉地区33,919人（37.4%）、大門地区12,443人（13.7%）、大島地区10,976人（12.1%）、下地区1,719人（1.9%）となっています。（令和2年国勢調査）

表 人口・世帯数の推移

(単位:人)

年次	人口(人)	世帯数(世帯)
平成13年	93,829	28,754
平成14年	94,011	29,189
平成15年	94,232	29,604
平成16年	94,240	30,063
平成17年	94,209	30,185
平成18年	94,460	30,687
平成19年	94,648	31,076
平成20年	94,579	31,418
平成21年	94,313	31,618
平成22年	93,588	31,246
平成23年	93,240	31,492
平成24年	92,831	31,719
平成25年	92,574	31,997
平成26年	92,086	32,234
平成27年	92,308	32,115
平成28年	91,999	32,540
平成29年	91,528	32,947
平成30年	91,129	33,208
令和元年	90,877	33,724
令和2年	90,742	33,812
令和3年	90,271	34,065
令和4年	89,897	34,452

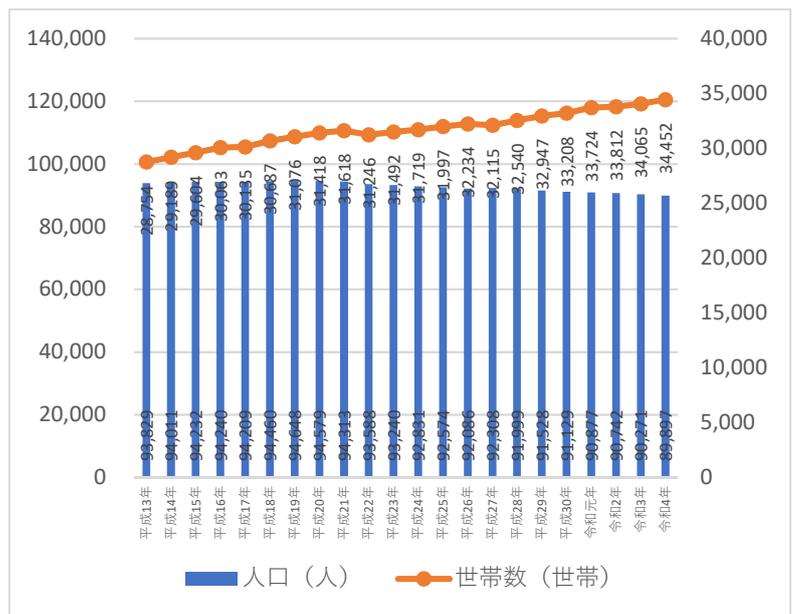


図 人口・世帯数の推移

資料：射水市統計書

表 年齢別人口

(単位:人)

項目	平成22年		平成27年		令和2年	
0~14歳(年少人口)	13,315	14.2%	12,368	13.4%	11,269	12.4%
15~64歳(生産年齢人口)	57,654	61.6%	53,154	57.6%	51,219	56.4%
65歳以上(老年人口)	22,399	23.9%	26,457	28.7%	27,743	30.6%
年齢不詳	220	0.2%	329	0.4%	511	0.6%
総数	93,588	100.0%	92,308	100.0%	90,472	100.0%

資料：国勢調査

表 人口動態

(単位:人)

区分	純増減	自然動態			社会動態		
		自然増減	出生	死亡	社会増減	転入総数	転出総数
平成30年	-399	-462	639	1,101	63	2,561	2,498
令和元年	-252	-423	629	1,052	171	2,732	2,561
令和2年	-543	-509	579	1,088	-34	2,583	2,617
令和3年	-536	-489	589	1,078	-47	2,516	2,563
令和4年	-307	-545	612	1,157	238	2,800	2,642

資料：富山県人口移動調査

注意：前年10月1日から9月30日

(2) 産業・経済

令和2年における本市の就業者数は46,499人であり、内訳をみると、第1次産業が983人(2.1%)、第2次産業が14,094人(30.3%)、第3次産業が30,670人(66.0%)、分類不能が752人(1.6%)です。平成7年(1995年)の50,557人をピークに、減少傾向が続いています。

表 産業大分類別就業者数の推移

(単位:人)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	合計
平成17年	1,483	16,685	30,825	164	49,157
平成22年	1,134	14,900	30,021	747	46,802
平成27年	1,099	14,449	30,472	585	46,605
令和2年	983	14,094	30,670	752	46,499

資料: 国勢調査

① 農業

令和2年の農家経営体数は458経営体、経営耕地総面積は333,830aであり、いずれも近年減少傾向となっています。稲作を中心に農産物が生産されています。

表 農業経営体数、経営耕地総面積の推移

(単位:経営体、a)

	農業経営体数	経営耕地総面積	うち田
平成17年	1,876	345,194	333,668
平成22年	866	347,109	337,895
平成27年	706	342,570	336,257
令和2年	458	333,830	328,072

資料: 農林業センサス

注意: 農業経営体は販売農家ほか法人や営農組合等の任意の組織を含むもの。

② 林業、漁業

令和2年の林家戸数は93戸、所有森林面積は1,188haであり、林家戸数は減少傾向にあります。

平成30年の漁業経営体数は30経営体であり、近年減少傾向にあります。漁業種類別についてみると、大型定置網、底引き網、刺網が主となっています。

表 林家戸数、所有森林面積の推移

(単位:戸、ha)

	林家戸数	所有森林面積
平成17年	104	1,190
平成22年	105	1,176
平成27年	103	1,188
令和2年	93	1,188

資料: 農林業センサス

表 漁業種類別経営体数の推移

(単位:経営体)

	主とする漁業種別経営体数					
	総数	底びき網	刺網	釣り	大型定置網	その他
平成20年	45	10	11	11	9	4
平成25年	38	9	5	6	10	8
平成30年	30	8	5	1	9	7

資料: 農林業センサス

③ 工業

令和2年の工業の事業所数は258事業所、従業者数は12,803人、製造品出荷額等は約4,764億円です。近年、事業所数は増加傾向、従業者数および製造品出荷額等は増加傾向で推移していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等もあり減少しています。

表 事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

(単位:事業所、人、万円)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
事業所数	251	253	254	256	258
従業者数	12,481	12,842	12,994	12,835	12,803
製造品出荷額等	49,352,233	50,497,567	53,568,296	53,126,700	47,639,215

資料：工業統計調査

注意：従業者4人以上の事業所が対象。各年12月31日現在。

(3) 社会基盤、エネルギー等

① 交通

ア. 道路

主要な道路網としては、東西に北陸自動車道、国道8号、主要地方道富山高岡線、主要地方道高岡小杉線が整備され、南北に国道472号が整備されています。

都市計画道路は31路線、83,590mが都市計画決定されており、令和2年度末の整備済延長は72,898mであり整備率は87.2%となっています。(資料：富山県の都市計画【資料編】)

市内の交通量については、近年は横ばい・微減の傾向にありますが、主要な幹線道路において混雑箇所が数箇所みられます。

自動車保有台数については、令和2年度は81,280台であり、増加傾向が続いており、平成28年度から1.5%の増加となっています。

表 主要道路の混雑度

路線名 (地点)	国道8号	国道415号	(主) 新湊庄川線		(主) 富山高岡線	
	(沖塚原)	(庄川本町)	(善光寺)	(島)	(三ヶ)	(若杉)
平成22年	1.33	1.50	1.03	0.94	1.15	1.18
平成27年	1.46	1.20	0.90	0.90	1.14	1.33

資料：H22、H27道路センサス

注意：H22の混雑度は推計値

※混雑度とは設計交通量と実測交通量により算出される道路の混み具合を表す数値であり、1.00超は混雑する可能性を示している。



図 主要道路の混雑度

イ. 公共交通

あいの風とやま鉄道及び万葉線の利用者数については、近年概ね横ばいの傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度は大幅に減少し、その後は回復傾向にあります。

表 あいの風とやま鉄道 利用状況

(単位:人)

区分	小杉駅	越中大門駅
平成29年度	1,163,757	351,949
平成30年度	1,186,545	371,163
令和元年度	1,181,382	377,397
令和2年度	900,487	297,043
令和3年度	1,002,862	333,755

資料：あいの風とやま鉄道株式会社

表 万葉線 利用状況

(単位:回、人)

区分	運行回数	利用者数
平成29年度	135	1,194,668
平成30年度	135	1,192,041
令和元年度	135	1,135,583
令和2年度	135	804,244
令和3年度	135	895,420

資料：万葉線株式会社

注意：運行回数は1日平均

地域の足として、17路線のコミュニティバスとデマンドタクシーが運行されており、令和3年度の年間利用者数はコミュニティバスが17路線合計で約33.6万人、デマンドタクシーが約1.2万人となっています。近年コミュニティバス及びデマンドタクシーは増加傾向にありましたが、コミュニティバスは新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度から減少に転じましたが、令和3年度は回復傾向にあります。デマンドタクシーは令和2年度の大規模な減少以降も減少傾向にあります。

表 コミュニティバスの利用状況

(単位:人)

路線名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 中央幹線 (R3.8⑦⑮へ統合)	21,566	24,262	27,020	25,394	10,548
① 新湊・大門線	34,940	35,183	31,154	25,380	32,018
② 新湊・本江線	70,827	69,283	48,031	51,186	52,888
③ 新湊東部・七美線 (七美・作道經由庄西線)	14,182	15,385	11,926	9,021	6,291
④ 新湊西部・庄西塚原線 (塚原・作道循環線)	1,884	1,896	2,471	2,286	4,352
⑤ 新湊・越中大門駅線	25,761	24,290	25,856	21,631	24,116
⑥ 新湊・呉羽駅線	15,031	14,369	12,898	9,963	11,358
⑦ 新湊・小杉線	73,389	71,130	70,186	60,091	63,375
⑧ 小杉駅・大島中央循環線 (大島・小杉經由大門線)	537	605	389	615	3797
⑨ 浅井・越中大門駅線 (浅井・大門經由小杉駅線)	2,923	3,093	3,300	3,381	3,529
⑩ 榎田・越中大門駅線 (榎田・大門經由小杉駅線)	646	296	805	696	753
⑪ 小杉駅・水戸田經由大門線	723	467	346	943	927
⑫ 小杉駅・金山線	13,794	12,862	12,299	9,219	10,600
⑬ 小杉地区循環線	24,965	24,332	25,053	18,599	22,313
⑭ 小杉駅・太閤山循環 (小杉駅・太閤山線)	51,899	56,308	55,142	40,266	29,113
⑮ 市民病院・太閤山線 (小杉駅・白石經由足洗線)	13,743	13,389	12,954	14,221	17,895
⑯ 小杉駅・下經由足洗線 (小杉駅・大江經由足洗線)	15,076	13,860	13,059	13,507	21,357
⑰ (海王丸パーク・ライトレール接続線 R3.9廃止)	1,435	1,555	1,478	984	531
⑱ 堀岡・片口經由小杉駅線 (R3.10から⑰)	18,924	21,824	21,403	17,769	20,508
計	402,245	404,389	375,770	325,152	336,269

資料:生活安全課

※()の路線名は、R3.7.31までの名称

表 デマンドタクシーの利用状況

(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間利用者数	14,118	14,183	15,278	12,224	11,990

資料:生活安全課

② 公園

本市には151箇所、220.9haの都市公園が整備済となっています。大規模な公園が整備されているため、市民一人当たりの面積をみると約24.6㎡^{*1}となり、県平均の15.8㎡^{*2}及び全国平均の10.7㎡^{*2}を大きく上回っています。

*1 市民一人当たり:人口移動調査 R4.10.1 現在の人口 89,897 人に基づき算定

*2 県平均、全国平均:国土交通省 都市公園データベース:R2 年度末 都道府県別一人当たり都市公園等整備現況(R3.3)

表 都市公園の概況

種別	箇所数	面積 (ha)	割合	摘要
広域公園	1	95.90	43.4%	県民公園太閤山ランド*
都市緑地	19	32.92	14.9%	庄川左岸緑地、堀岡緑地、荒町緑地、内川緑地 等
風致公園	1	19.70	8.9%	薬勝寺池公園
街区公園	114	19.93	9.0%	奈呉の江東公園、太閤山公園、和田川リンリン公園、大島南部公園、白石公園、立町公園 等
近隣公園	9	17.50	7.9%	三日曾根公園、薬勝寺池南公園、グリーンパークだいもん 等
地区公園	3	13.32	6.1%	大島中央公園、足洗湯公園、大島北野河川公園
緩衝緑地	1	9.70	4.4%	県民公園新港の森
運動公園	1	9.36	4.3%	歌の森運動公園
歴史公園	1	1.58	0.7%	中山公園
緑道	1	0.95	0.4%	いさりび緑道
	151	220.86	100.0%	

資料:都市計画課

令和4年3月31日現在

③ 上・下水道

本市の水道普及率は令和3年度末で99.2%となっています。年間配水量は約1,058万 m^3 であり、給水区域人口の減少とともに配水量は減少傾向にあります。

下水道整備率（水洗化普及率）は、令和3年度末で公共下水道が94.5%、農業集落排水は97.9%となっています。

表 給水人口・給水量

(単位:人、 m^3 、栓)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給水区域内人口	93,343	92,867	92,689	92,130	91,458
給水人口	92,438	92,009	91,861	91,388	90,737
普及率	99.0	99.1	99.1	99.2	99.2
年間配水量	11,050,890	10,734,224	10,665,385	10,807,155	10,584,037
年間有収水量	10,257,002	10,103,818	9,975,291	10,153,031	10,000,685
有収率	92.8	94.1	93.5	93.9	94.5
年度末給水栓数	35,131	35,439	35,705	35,948	36,121

資料：上下水道業務課

④ 温室効果ガス排出量

令和元年(2019年)度の本市における温室効果ガス排出量は977.5千 $t-CO_2$ であり、平成25年度(2013年度)比で**22.4% (282.2千 $t-CO_2$) 減少**しています。

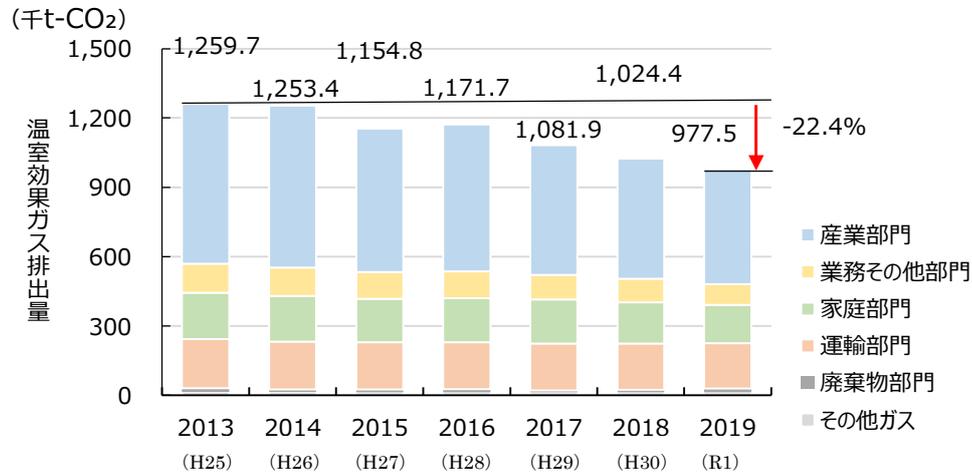


図 部門別温室効果ガスの排出量の推移

⑤ 再生可能エネルギーの導入状況

本市の令和2年度(2020年度)の再生可能エネルギーによる発電量は98,583MWhであり、市域の年間の電気使用量(推計値)1,032,693MWhと比較すると約9.5%となっています。

国のエネルギー政策の方針を示す「第6次エネルギー基本計画」では、令和12年度(2030年度)の電源構成における再生可能エネルギーの割合を36-38%に引き上げ、再エネの主電源化を進めることとしており、本市においても更なる導入が必要となります。

表 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギー種別	区域の再生可能エネルギーの設備容量の導入状況(MW)						
	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)
家庭用太陽光発電 (10kW未満)	4.0	4.4	4.8	5.2	5.6	6.3	6.7
事業用太陽光発電 (10kW以上)	14.7	25.1	27.1	29.3	31.2	35.0	37.6
水力発電	0	0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
バイオマス発電 ^{※1}	0	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8
再生可能エネルギー 合計	18.7	35.2	37.8	40.4	42.7	47.2	50.2

再生可能エネルギー種別	区域の再生可能エネルギーによる発電量(MWh) ^{※3}						
	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)
家庭用太陽光発電 (10kW未満)	4,780	5,234	5,807	6,271	6,769	7,530	8,040
事業用太陽光発電 (10kW以上)	19,433	33,197	35,909	38,764	41,237	46,357	49,779
水力発電	0	0	468	468	468	468	468
バイオマス発電 ^{※1}	0	40,296	40,296	40,296	40,296	40,296	40,296
再生可能エネルギー 合計	24,213	78,727	82,480	85,799	88,770	94,651	98,583
区域の電気使用量	1,103,583	1,040,575	1,047,816	1,067,955	1,047,079	1,032,693	1,032,693
対消費電力 FIT導入比 ^{※2}	2.2%	7.6%	7.9%	8.0%	8.5%	9.2%	9.5%

※1 バイオマス発電の導入容量は、FIT制度公表情報のバイオマス発電設備の値を用いている。

※2 区域の消費電力量に対するFITの導入比率(≒地域の再生可能エネルギー自給率)

※3 太陽光発電の設備利用率として、一般社団法人 太陽光発電協会「公共・産業用太陽光発電システム手引書」の4.参考資料に掲載されている都道府県別の1kW当たり年間予想発電電力量(富山:951kWh/年/kW)を参考に推計することも可能である。1kW当たりの年間予想発電電力量+(365(日)×24(時間))=設備稼働率となる。
 一般社団法人 太陽光発電協会「公共・産業用太陽光発電システム手引書」
<https://www.jpea.gr.jp/document/books/point/>

出典) 自治体排出量カルテ

(4) 歴史・文化

本市には、豊かな歴史の中で育まれてきた数多くの伝統行事や有形・無形の文化財があり、国・県・市指定文化財が136件、国登録有形文化財が10件の合計146件の指定文化財・登録文化財があります。そのうち、環境との関わりの深い名勝（庭園、海浜、山岳等が対象）が3件、天然記念物（動物、植物及び地質鉱物等が対象）が10件となっています。（令和3年度末現在）

表 文化財指定状況（名勝、天然記念物）

種別	名称	員数	指定区分
名勝	女池		市指定
	兜山公園		
	経嶽山		
天然記念物	串田のひいらぎ	1本	県指定
	専念寺の傘松	1本	
	西広上のあしつきのり		
	日の宮社叢		
	今開発の大ヒイラギ	1本	市指定
	うらじろ榎	1本	
	シロエビ群遊海面		
	水島柿		
	ウワミズザクラ	1本	
	紐体類(おいらん)生息海域		

資料：生涯学習・スポーツ課

第3章 望ましい環境像と施策の展開

第1節 望ましい環境像

第3次射水市総合計画でのまちの将来像「いろどり ひろがる ムズムズ射水」は、人やまちの魅力の調和がひろがり、新しいことや楽しいことを始めるワクワクする様子を表現しています。個性や価値観を尊重し、違いを認め合う多様性・寛容性のあるまち、地域資源が輝きを放ち、新しい価値や交流が生まれるまち、射水市に住む人のみならず、射水市に興味や愛着を持つみんなが幸せになるまちを目指しています。

総合計画では、基本方針「人と人 今と未来をつなぐ」において、基本目標「恵まれた自然環境を保全し、環境負荷の軽減を進める」を掲げ、市民が将来にわたり安心して暮らせる持続可能なまちをつくるため、豊かな自然環境との共生を図りながら、カーボンニュートラルの実現に向けて、エネルギー施策や資源循環型社会形成等の施策を推進することとしています。

そのような社会づくりに向けては、市民、事業者、行政等の全ての主体がその思いを共有しながら、適切な役割分担と連携のもとに取組を進めていくことが重要です。

以上から、本計画における目標とする環境像については、第1次基本計画の**「未来につなげる豊かな自然 協働で創る環境のまち いみず」**を継承することとし、市民一人ひとりの行動により、本市の豊かな自然を守り・育み、未来につなげていくことを目指します。

「未来につなげる豊かな自然 協働で創る環境のまち いみず」

第2節 施策の展開

望ましい環境像の実現を図るため、**生活環境、自然環境、快適環境、循環型社会、地球環境、市民協働の6分野に関して基本目標を掲げ**、それぞれについて施策を展開していきます。

これからの環境施策の展開にあたっては、豊かな自然や良好な生活空間を保全し、快適な日常生活を維持・創造していくことに加えて、環境の観点から新たな技術の開発や産業の創出が進められ、地域の環境資源・特性を活かした経済成長や活性化に結び付けていくという、**「環境と経済の両立」及び「環境を資源として活用」の考え方を重視して施策を展開**し、持続可能性の高い社会の実現を目指していきます。

(1) 健康で安全な生活環境の確保

■ 方向性

日常生活や事業活動に伴い発生する環境負荷の低減、及び自然界の健全な物質循環の確保に努めていきます。人の健康や生活環境に被害を及ぼすおそれのある大気、水、土壌等の汚染を未然に防止し、安全な生活環境の確保を図り、未来に受け継いでいきます。

■ 将来イメージ

- 人の健康や生活環境への被害を及ぼすおそれのある公害は未然に防止され、良好な生活環境が保全されています。
- 日常生活や事業活動において、一人ひとりが、自分達を取り巻く大気、水、土壌などの身近な環境に悪影響を及ぼすことのないよう考慮して行動しています。
- 身近な環境を良好な状態に保つために、住民や地域が主体となって自然環境保全や環境美化等に取り組んでいます。

■ 進捗管理指標

指 標	基準値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R9)	備 考
①大気(2 地点)、水質 (30 地点)、騒音(26 地点)各々の環境基準の達成率	100%	100%	100%	第3次射水市総合計画での目標値(R14) 【大気】二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質 (PM2.5) 【水質】河川における BOD、海域における COD
②水洗化・生活雑排水処理率	92.5%	94.8%	95.7%	射水市一般廃棄物処理基本計画での目標値(R8)
③化学肥料低減の取組面積 (緑肥)	47ha	47ha	100ha	第3次射水市総合計画での目標値(R14)
④ごみの不法投棄件数 (発見報告数)	48 件/年	65 件/年	33 件/年以下	過去5年間の平均以下を目指す。
⑤海岸漂着ごみ清掃活動数	10 件/年	15 件/年	増加	

■基本施策と主な取組



1. 大気汚染対策

現状と課題

市内の大気環境の観測については、一般環境観測局 2 箇所、自動車排出ガス観測局 2 箇所を実施しています。一般環境観測局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質 (PM2.5) 及び光化学オキシダント濃度を常時測定しており、自動車排出ガス観測局では、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を常時測定しています。

平成 27 年度の大気環境の測定結果では、大半の環境基準について達成していますが、引き続き環境基準の達成維持のみならず、大気環境の質的な向上に努めていく必要があります。

微小粒子状物質 (PM2.5) については、長期評価においては環境基準を達成しており、平成 26 年度をピークに全体としては下降 (改善) の傾向にありますが、今後とも国、県との連携を図りながら、実態の把握と対策の検討を進めていく必要があります。

光化学オキシダントについては、これまで環境基準 (1 時間最高値) を達成しておらず、また直近の年最高値は漸増傾向にもあることから、その原因物質である揮発性有機化合物の排出削減を進める必要があります。国、県との連携を図りながら、事業者の自主的な取組の促進に向けた支援等の措置を講じていく必要があります。

- ・今後、石綿 (アスベスト) が使用されている建築物の解体工事等が増加すると見込まれることから、適正な除去に関する情報提供や意識啓発について取組を進める必要があります。

取組の方針

- 大気質の監視と情報提供の充実を図ります。
- 大気質に影響を及ぼす恐れのある大規模工場等に対する指導の徹底を図ります。
- マイカー使用から公共交通や自転車利用への移行を促進します。
- 低公害車の普及とエコドライブを促進します。

【市民の取組】

- 自家用車には低公害車の導入を検討します。
- マイカーの利用をできる限り減らし、公共交通や自転車を利用します。
- 無駄なアイドリングや急発進などをしない、エコドライブを行います。
- 廃棄物 (生活ごみ) の野焼き (野外焼却) は行いません。

【事業者の取組】

- 業務用車両の低公害車の導入に努めます。
- 排気及び排水管理を徹底し、法律の規制基準を遵守します。

- 通勤での公共交通、自転車の利用を推進します。
- 業務車両での積載量の適正管理、車両整備を徹底します。
- 無駄なアイドリングや急発進、過積載などをしない、エコドライブを行います。
- ばい煙発生施設や集じん装置などの適正な維持管理を行います。
- アスベスト含有建築物の解体を適正に実施します。

【市の取組】

① 大気環境の負荷の低減

具体的な取組	内容等
固定発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づき規制の対象となっているばい煙施設等に対して、排出基準の順守徹底の指導を行います。 ・法規制の対象外の中小施設に対しては、焼却施設等の適正な運転・管理の指導を行います。
移動発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車から公共交通への転換を促進します。 ・公用車には低公害車の導入を進めます。 ・低公害車の普及に向けた情報提供及び購入補助を実施します。 ・アイドリング・ストップなど、エコドライブに関する意識啓発を進めます。 ・射水市公共交通プランに基づき、公共交通機関（鉄道・バス）の利用を推進します。

② 大気質の監視と情報提供

具体的な取組	内容等
大気汚染状況の監視	<ul style="list-style-type: none"> ・大気質（一般環境観測局__二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダント濃度、自動車排出ガス観測局__一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の常時監視を継続実施し、大気汚染の未然防止に努めます。 ・有害大気汚染物質による汚染実態の調査監視を定期的実施し、被害の未然防止に努めます。 ・国、県との連携を図り、新たな環境汚染物質や環境基準などに関する情報の収集に努めます。
汚染防止に向けた情報提供、意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・観測結果の周知を図り、環境に対する意識の向上、正しい知識の普及に努めます。 ・環境イベントや環境講座等を通じた広報・情報提供を推進します。
アスベスト飛散防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベストを使用した建物の解体・処理現場での適切なアスベスト飛散防止対策の実施を促します。



2. 水質汚濁対策

現状と課題

- ・市内の水質環境の観測については、5 河川 10 箇所、4 海域 5 箇所で開催しており、75%水質値で見れば、全ての測定箇所環境基準を達成しています。その他、主要な河川での窒素・りん調査、ため池での COD 調査、ゴルフ場や産業廃棄物処分場周辺等での排水調査を実施しています。
- ・公共用水域の環境基準を達成・維持し、水質汚濁の拡大を未然に防止していくため、常時監視が必要とされる地域・地点での水質調査を、引き続き実施していく必要があります。
- ・水質環境は、おおむね良好ですが、観測の時期によっては、環境基準が未達成となる箇所もあり、地域が一体となって生活排水対策を主とした水質改善を更に進める必要があります。
- ・下水道については、面的整備はほぼ完了しているものの、水洗化・生活雑排水処理率は 94.8% (R3 年度) であり、更なる普及に向けて下水道未接続世帯に対する接続指導を徹底していく必要があります。また、管路等施設の老朽化が進んでいることから、適正な維持管理及びライフサイクルコストの軽減に向けた対策を進めていく必要があります。

取組の方針

- 地域の状況に応じて、公共下水道の整備・接続ならびに合併処理浄化槽の整備を推進します。
- 下水道、合併浄化槽の適正な維持管理を行い、放流水の水質管理を徹底します。
- 地域ぐるみの水質保全の取組を推進します。
- 水質調査を継続的に実施し、情報の提供・共有を進めます。

【市民の取組】

- 下水道への接続又は合併処理浄化槽の設置・適正管理により公共用水域の水質を保全します。
- 農薬や除草剤、化学肥料は適正に使用します。
- 台所で調理クズや油分を流さないようにするなど、生活排水の汚れをできるだけ少なくします。
- 台所や洗濯で使う洗剤の適正量使用や水質への影響の少ない製品の使用に努めます。

【事業者の取組】

- 下水道への接続又は合併処理浄化槽の設置・適正管理により公共用水域の水質を保全します。
- 水質汚濁防止法に基づく特定事業場の汚水処理施設の適正な維持管理を行います。
- 事業活動に伴う排水処理と監視を適切に実施し、放流水の水質管理を徹底します。
- 油の流出事故が発生しないよう日ごろからの管理を徹底します。
- 農薬や除草剤、化学肥料は適正に使用します。

【市の取組】

① 水環境の負荷の低減

具体的な取組	内容等
生活排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の整備の推進及び下水道への接続を促進します。 ・公共下水道整備区域外では、合併処理浄化槽の普及を図り、適正な維持・管理のための指導・啓発を行います。
事業所等排水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対して排水の適正処理に関する指導・啓発を行います。 ・必要に応じて事業者と環境保全に関する協定を締結し、事業者の環境に対する配慮を促進します。
水質事故への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質や油等の流出の未然防止を徹底するとともに、被害を最小限に抑えるための対応を行います。
河川の浚渫の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の水質保全を図るため、河床の汚泥や汚染物質の除去を行う浚渫を推進するよう、関係機関に働きかけていきます。

② 水質の監視と情報提供

具体的な取組	内容等
水質汚染状況の監視と体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域等で継続的な水質調査を実施し、健全な水質環境が確保されるよう監視します。 ・産業廃棄物処理場周辺、大規模工場周辺、ゴルフ場周辺等での水質汚染の実態の調査監視を定期的実施し、被害の未然防止に努めます。
汚染防止に向けた情報提供、意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・観測結果の周知を図り、環境に対する意識の向上、正しい知識の普及に努めます。 ・環境イベントや環境講座等を通じた広報・情報提供を推進します。
体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等が水質異常を発見した際の通報体制の強化と、迅速かつ的確な対応ができる体制を関係機関の連携のもとに推進します。 ・身近な水辺の水質に対する市民や事業者の関心を高め、地域ぐるみで水質の保全に取り組める体制を構築します。



3. その他の公害防止対策、環境衛生対策

現状と課題

- ・騒音・振動については、環境騒音3地区10地点、交通騒音・振動9路線9地点、工場騒音6工場11地点で測定を実施しており、全ての測定箇所、環境基準等を達成しています。環境基準等の達成維持に努めていくとともに、規制基準のかからない施設への対策も求められています。
- ・悪臭については、悪臭発生の可能性がある工場・事業場等(2箇所)においては、臭気調査を実施しており、いずれも規制基準を達成しています。引き続き、悪臭発生の可能性のある工場・事業場等へ適正な管理を求めていく必要があります。
- ・土壌汚染については、廃棄物最終処分場の下流域の農地4箇所において土壌及び米の調査を実施しており、土壌及び米について全ての調査地点で環境基準等を達成しています。土壌汚染の恐れがある工場・事業場の跡地等に対して、適切な対応を求めていく必要があります。
- ・地下水位については、2箇所で年間を通じて観測が行われています。近年の年間水位は、大幅な変動はありませんが、冬期間は、道路・駐車場の消雪用に大量の地下水がくみ上げられるため、大きく低下します。節水を心掛け、地下水の保全に努める必要があります。また、道路消雪においては、道路消雪施設の改善を行うなど、取水時間の短縮や取水量の削減を図る必要があります。
- ・ダイオキシン類や環境ホルモン等の有害化学物質は、深刻な環境汚染、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす恐れがあることから、環境リスクの低減に向けた取組を推進していく必要があります。
- ・環境放射能については、国や県など関係機関とともに、空間放射線量のほか、大気浮遊じん、降水、水道水、土壌等の放射性物質濃度の観測を継続的に実施しており、引き続き、測定結果を広く周知し、環境放射能に関する正しい理解を深めていく必要があります。
- ・環境衛生対策として、空き地の管理やペットの飼い主のマナー向上に関する啓発などに引き続き取り組んでいく必要があります。

取組の方針

- 騒音、有害化学物質、地盤沈下等に関する監視・測定の継続的な実施、情報提供の充実、防止対策の推進を図ります。
- ペットの糞の処理や敷地内の除草など、環境衛生保全対策の促進及び啓発活動を推進します。
- 公害苦情や健康・生活環境被害の相談に適切に対応できる体制の整備を進めます。

【市民の取組】

- 騒音・振動 近隣への騒音に配慮し、深夜・早朝の静穏を保ちます。
- 悪臭 田畑への肥料散布等においては、悪臭が発生しないよう配慮します。
- 有害化学物質 日常生活の中で使用する化学製品について正確な知識を持ちます。
- 有害化学物質 農薬や化学肥料の適正な使用・管理を行います。

- 放射性物質 市内の放射線量や食品等の放射性物質の情報について正しく理解し行動します。
- 土壌汚染 土地取引に際して、土壌汚染の有無を確認します。
- 地盤沈下 地盤沈下の現状を認識し、地下水の適正利用に努めます。
- 環境衛生 空き地を所有している場合、草刈や防除等、適時適切に管理を行い、害虫の発生を未然に防ぎ、周辺の居住環境に配慮します。
- 環境衛生 犬等のペットを飼う場合は、マナーを守り周辺に迷惑をかけないように配慮します。
- 環境衛生 住宅敷地の除草など、所有する敷地の維持管理に努めます。

【事業者の取組】

- 全般 事業所等の敷地周辺の環境整備を徹底し、周辺の居住環境に配慮します。
- 騒音・振動 工事作業においては、国土交通省が指定する低騒音型・低振動型建設機械及び排出ガス対策型建設機械を使用し、周辺の環境に配慮します。
- 騒音・振動 特定施設の維持管理、防音・防振対策を適切に行います。
- 騒音・振動 飲食店などにおいてはカラオケ騒音等が発生しないよう配慮します。
- 騒音・振動 特定建設作業については届出を行い、規制基準を遵守して作業を行います。
- 悪臭 有機溶剤など、悪臭の原因物質の適正処理・保管を行います。
- 悪臭 家畜排せつ物の適正処理を行います。
- 有害化学物質 化学物質の適正な使用・管理と情報提供を行います。
- 有害化学物質 農薬や化学肥料の適正な使用・管理を行います。
- 土壌汚染 土地取引に際して、土壌汚染の有無を確認します。
- 地盤沈下 地盤沈下の現状を認識し、地下水の適正利用に努めます。
- 有害化学物質 化学物質の排出量など、環境影響についての把握を行い、排出量削減に努めます。
- 環境衛生 事業所敷地内の除草など、所有あるいは管理する敷地の維持管理に努めます。

【市の取組】

① 騒音、悪臭、有害化学物質、土壌汚染、地盤沈下等の防止対策

具体的な取組	内容等
土壌汚染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の地下浸透禁止の徹底について指導を継続します。 ・農業生産者団体を通じて講習会などを実施し、農薬の適正使用・適正処理を指導します。 ・土壌汚染状況の調査が適切に行われるよう促します。
騒音・振動、悪臭防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対して、事業や建設作業における環境配慮型の機器（低騒音型の機械など）の導入を要請します。 ・事業活動に起因する近隣への騒音や悪臭を防止するため、農商工の各団体などに対し、指導を行うよう協力を要請します。 ・工場の騒音について、必要に応じて協定による指導・啓発を進めます。
地盤沈下防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水揚水量の規制を継続し、地盤沈下の発生防止に努めます。 ・地下水の涵養に関する知識の普及、広報・情報提供を進めます。 ・地下水取水による地盤沈下への影響を軽減するため、道路消雪施設の適正な

具体的な取組	内容等
	点検及び運転管理を徹底します。また、取水時間の短縮と取水量の削減を図る消雪施設の一極集中管理システムの構築を進めます。
有害化学物質に関する情報の収集、知識の普及	・PRTR 制度*の活用などにより、特定化学物質の排出量や化学物質による環境へのリスクの把握に努めます。
放射線に関する情報提供と対策	・国や県が実施している大気、土壌、農水産物等に対する環境放射能調査結果について公表するとともに、関係機関との連携のもと、必要な対策を講じていきます。

* PRTR 制度__化学物質の排出に関する情報を国が1年ごとに集計し公表する制度。対象となる事業者が自ら化学物質の排出量を把握し国に届出。届出対象とならない事業者や家庭、自動車等からの排出量についても推計し、届出データと併せて公表する。

② 公害苦情の適正処理

具体的な取組	内容等
関係機関との連携による適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・公害苦情の適正かつ迅速な処理を進めていけるよう、庁内関係課及び関係機関との連携を強化した体制の整備を図ります。 ・市民の相談や関係機関との連絡調整に努め、公害苦情を受け付けたときの現状の確認、関係者への調査や指導など、適正な対応を行います。
市民・事業者の意識啓発と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭生活や事業活動が周囲に迷惑を及ぼさないよう、また近隣での紛争に発展しないよう、住民・事業者一人ひとりの意識の高揚を図ります。 ・近隣関係をめぐる苦情の解決のため、生活マナーの向上に向けた情報提供を実施します。

③ 環境衛生対策の推進

具体的な取組	内容等
意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者及び市民の環境衛生意識の高揚を図るため、市の広報紙やホームページ等を通じた周知啓発を図ります。 ・身近な地域において、多様化する生活様式に則したルールやマナー、隣近所への配慮に関する認識の醸成を図ります。 ・特に、ペットの糞の処理、敷地内の除草等による維持管理について、意識啓発を図っていきます。
健康・生活環境に関する情報提供、相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・健康・生活環境への影響などに関する情報をわかりやすく提供します。 ・国や県、医療機関や法律の専門家などと連携して、健康・生活環境被害などに関する相談体制の充実を図ります。



4. ごみの不法投棄・海岸漂着ごみ対策

現状と課題

- ・ごみの不法投棄の多くが、丘陵地周辺等の人目につきにくい場所で行われており、件数は減っていないのが現状です。引き続き、関係機関や地域住民と連携を図りながら、監視体制を強化していく必要があります。
- ・海岸に漂着するごみは、良好な景観や環境の保全、また沿岸漁業の振興を図る上で深刻な影響を及ぼしています。富山湾の漂着ごみの約8割は、県内の沿岸部や内陸部で発生したものであることから、海岸部及び河川の上流・下流部が連携して、より効率的な海岸漂着ごみの回収・処理や発生抑制対策を進めていく必要があります。

また、海岸漂着ごみの大半が生活系のプラスチックごみであり、回収が困難なマイクロプラスチックも多く見つかっていることから、プラスチックごみの発生抑制、水路への流出防止に向けた一層の取組が求められています。

取組の方針

- 廃棄物の適正処理に関する啓発と監視体制を強化し、ごみの不法投棄の防止を図ります。
- 海岸漂着ごみの削減に向けて、市民ならびに周辺市町村との連携に基づく取組を推進していきます。
- 環境教育や普及啓発を推進するとともに、美しい海を守る取組の情報発信に努めていきます。

【市民の取組】

- 不法投棄を発見したら、速やかに連絡・情報提供を行い、不法投棄の監視に協力します。
- 地域の不法投棄対策活動に協力します。
- 地域の美化活動に協力し、不法投棄されにくい環境づくりに努めます。
- ごみのポイ捨て、家庭ごみの不法投棄や野外焼却（たき火等の軽微なものを除く）をしません。
- 所有又は管理している土地に不法投棄されないよう管理に努めます。
- 市一斉クリーン作戦や海岸清掃活動に協力します。
- 海洋ごみの現状を理解し、ごみのポイ捨てをやめ、地域清掃活動・河川清掃を実施します。

【事業者の取組】

- 不法投棄を発見したら、速やかに連絡・情報提供を行い、不法投棄の監視に協力します。
- 地域の不法投棄対策活動に協力します。
- 地域の美化活動に協力し、不法投棄されにくい環境づくりに努めます。
- 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物について、それぞれ適正に処理します。
- 産業廃棄物の排出事業者が処理を委託した場合、適正に処理が行われているかを、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等で確認します。（マニフェスト制度の遵守）

- 所有又は管理している土地に不法投棄されないよう管理に努めます。
- 市一斉クリーン作戦や海岸清掃活動に協力します。
- 消費者等への適正な処分の呼びかけを行います。
- 事業におけるプラスチック類の飛散及び水路への流出防止に努めます。

【市の取組】

① 不法投棄の監視体制の強化

具体的な取組	内容等
パトロールの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や関係団体等と連携し、定期的にパトロールを実施します。 ・パトロールを担う市民ボランティアの育成を図ります。
関係機関との連携強化 (地域と警察の連携)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や関係団体等との連携により、不法投棄に迅速に対応できる連絡体制を構築します。また、不法投棄発見時の連絡先の周知を図ります。 ・国・県の関係部局と連携し、不法投棄の調査・回収や防止策の検討を進めます。 ・悪質または常習的不法投棄については、警察と連携して対応にあたります。 ・空き地等の土地所有者や管理者に対して、柵の設置等により不法投棄されない環境づくりを行うよう促します。
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の不法投棄を防止するため、市が収集しない一般廃棄物の処分方法等についての情報提供・周知の充実を図ります。 ・市の広報紙やホームページ、ポスターやチラシ、勉強会や講習会、不法投棄強化月間の制定などを通じて、市民や事業者に対する不法投棄防止の啓発活動を展開します。

② 海岸漂着ごみの回収・発生抑制の促進

具体的な取組	内容等
海岸漂着ごみの回収・発生抑制の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域及び関係機関の連携による回収活動や抑制対策を促進します。 ・広域連携による海岸一斉清掃の取組を継続していきます。 ・河川の支流・河口での網場設置による河川ごみの調査・回収の検討 ・市内教育機関と連携した上流域での河川清掃の実施 ・海洋ごみの現状等の情報発信の強化 上流域自治体等に向けた啓発 ・海岸清掃における海洋ごみの量やマイクロプラスチックの現状を知ることができる参加型イベントの開催

(2) 人と自然環境の共生

■ 方向性

本市には、森・川・海のほか、人との共生により形成されてきた里山などの良好な自然環境が多く残されています。しかし、農村部の人口減少と農林業従事者の減少に伴って、手入れが行き届かない範囲が広がっており、それら自然環境の荒廃が進むことが懸念されています。本市の優れた自然環境を適切に保全し活用していくためには、自然環境を守る取組を総合的に進めるとともに、農林水産業において環境や生態系への配慮を高めるなど、自然資源の持続可能な活用を図っていくことが重要です。貴重な自然を守り活かし、人と自然が共生するまちづくりを進め、良好な自然環境を未来に受け継いでいきます。

■ 将来イメージ

- 市内にある貴重な自然を次世代に継承する重要性を、市民のみんなが認識しています。
- 身近な地域における里山などの豊かな自然環境は、良好な状態が保たれ、市民等の憩い・交流の場としての活用も進んでいます。
- 里山環境を適切に守り・活かしていく活動を、地権者のほか住民やNPO等の多様な主体が支えています。
- 都市開発や河川・海岸等の施設整備にあたっては、周辺の自然環境や生態系に十分に配慮しながら進められています。
- 水源涵養、国土・景観保全、生物生息など、森林や農地の多面的機能の発揮にも留意しながら、地域特性を活かした農林漁業の振興が図られています。

■ 進捗管理指標

指 標	基準値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R9)	備 考
①市民参加による森づくり年間参加者数	839人	389人	839人	
②里山等での保全・交流団体数	5団体	3団体	6団体	
③希少動植物の保全活動数	0件	2件	2件	県指定天然記念物(アシツキ、トミヨ等)に係る保全活動の促進

■ 基本施策と主な取組



1. 生物多様性の確保、生態系の保護

現状と課題

- ・親司川や鴨川には、富山県指定天然記念物のアシツキヤトミヨ、下条川上流にはタナゴなど、貴重な生物が生息していますが、河川周辺の開発等による自然環境の変化により、絶滅が危惧されています。また、「富山県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブックとやま 2012）」によれば、本市で生息が確認された絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類）は、鳥類が2種、淡水魚類が1種、昆虫類が9種等となっています。
- ・希少生物をはじめとする野生生物の保護と生態系の保全（外来生物への対応等）を図るため、一層の意識啓発を図っていくとともに、身近な自然を適切に保全し、様々な種類の生物が生息できる環境の保全・回復に努めていく必要があります。

取組の方針

- 地域に生息する野生生物（希少動植物）の保護を図ります。
- 外来生物の侵入に留意しながら、生物多様性の確保や生態系の保護に努めます。
- 都市開発においては、経済的効果と環境重要度（動植物の貴重度等）のバランスを考慮しながら、自然との共生・調和に十分に配慮した都市開発に努めます。
- 暮らしや農作物等に被害をもたらす有害鳥獣の防除・駆除を適切に行います。

【市民の取組】

- 生物観察会など、自然とふれあう行事等へ積極的に参加し、野生生物に対する理解を深めます。
- 貴重な野生動植物を採取したり傷つけたりしません。
- 外来種の動植物は責任をもって飼育・栽培し、生態系に悪影響を及ぼす行為はしません。
- 違法な動植物の捕獲・譲渡、飼育はしません。

【事業者の取組】

- 事業活動に当たっては、野生生物の生息環境への影響が出ないように十分配慮します。
- 野生生物（希少動植物）の保護活動や生態系の保全活動に協力します。

【市の取組】

- ① 希少動植物の保全

具体的な取組	内容等
希少動植物に関する調査と周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の固有種や絶滅が心配される種の生息状況を調査し、保護対策について検討します。 ・天然記念物、絶滅危惧種等の希少動植物に関する情報の提供、保護の呼びかけを進めます。
希少動植物の生息環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系における相互作用に配慮しながら、動植物の生息環境の保全に努めます。 ・地域や関係団体等による希少動植物の保護活動に対する支援の充実を図ります。 ・公共事業の実施においては、野生生物の生息環境への影響に十分配慮します。
外来動植物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・外来種の分布・生息状況等の把握に努めるとともに、既存の生態系に著しい影響が生じないよう駆除等の適切な対策を講じます。

② 有害鳥獣対策

具体的な取組	内容等
有害鳥獣対策	<ul style="list-style-type: none"> ・農地や居住地における鳥獣被害についてその状況を把握し、計画的な対策と被害発生時の迅速な対応を推進します。

2. 森林・里山環境の保全・活用



現状と課題

- ・本市の森林面積は1,188ha（林野率11%）であり、その内、民有林が1,178ha、国有林（林野庁外）が10haとなっています。農地については、経営耕地面積は3,338haであり、ほとんどを水田が占めています。10年前と比較すると、経営耕地面積はほぼ同じ面積が維持されていますが、農業経営体数*は、709から446へと約6割にまで減少しています。（令和2年農林業センサス）
*農業経営体数は、販売農家のほか法人や営農組合等の任意の組織を含む
- ・農林業や人々の生活との関わりの中で利用され保全されてきた里山の環境は、生活様式の変化や地権者の高齢化等により手入れが行き届かなくなり、荒廃が進みつつあります。暮らしの身近にある森林や里山の自然環境を、多様な生物が生息・生育する場として、また自然とのふれあいの場として保全・整備を図っていく必要があります。
- ・森林や里山が有する水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的な機能の発揮には、人の関わりによる保全と活用が必要であることを認識し、林業振興による担い手の確保とともに環境保全に係る人材・組織の育成が必要です。
- ・また、農地についても、良好な環境の保全と創出に係る多面的な機能の発揮を考慮して、耕作放棄地の抑制や無秩序な農地転用の抑制に努めていく必要があります。

取組の方針

- 農地や森林の多面的機能の増進を図り、より良好な環境の農地・森林の保全・創出に努めます。
- 遊休農地や耕作放棄地の有効活用を促進します。
- 豊かな自然環境を体験し、学べる機会を増やします。

【市民の取組】

- 森林や里山に関する学習や保全の活動に参加します。
- 農地や森林の多面的機能への理解を深めます。
- 身近な自然に興味を持ち、自然とふれあい、親しむ機会を積極的に持ちます。
- 優良農地の保全とともに、遊休農地の賃貸借等による活用を促進を図ります。
- 減農薬や減化学肥料等、環境にやさしい農業を実践します。
- 計画的に間伐・除伐を行うなど、維持管理に努めます。(個人が所有する森林)

【事業者の取組】

- 森林や里山に関する学習や保全の活動に参加・協力します。
- 市民による管理活動や環境教育の機会への協力を努めます。
- 身近な自然とふれあい、親しめる環境づくりに協力します。
- 開発事業を行うときには、環境への影響に十分配慮します。
- 計画的に間伐・除伐を行うなど、維持管理に努めます。(事業者や組合等が所有する森林)

【市の取組】

① 森林の保全

具体的な取組	内容等
良好な森林の保全	・ 森林の望ましい姿に向けて、森林の多様な機能（水源涵養、山地災害防止、土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材生産等）に応じた適切な施策や保全を進めることとします。
市民の意識啓発	・ 森林や里山の機能などについて広く市民に広報し、森林・里山保全の大切さについて周知を図ります。また、森林や里山の保全活動への参加を呼びかけます。
市民等が主体となった活動の促進、支援の充実	・ 地域や関係団体等が主体となった森林整備や里山保全の活動を促進するとともに、活動に対する支援の充実を検討します。

② 農地の保全

具体的な取組	内容等
優良農地の保全、耕作	・ 優良農地の確保のため、担い手農家による賃貸借など農地の流動化を促進し、

放棄地の解消	<p>経営規模拡大などを図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地や休耕田を、市民農園や体験農園、学童農園等として活用し、耕作放棄地の解消と農業への理解を促進します。 農産物の「地産地消」を推進し、地域の農と食を通じた田園環境の保全を図ります。
環境保全型農業の促進	<ul style="list-style-type: none"> 減農薬や減化学肥料など、環境にやさしい環境保全型農業の推進を図ります。エコファーマー制度の活用を促します。

③ 市民啓発、情報提供

具体的な取組	内容等
森林・里山環境に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 森林や農地の公益的機能に対する市民の理解を深めるため、情報提供と意識啓発を推進します。
里山環境を活かした交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体等と連携しながら、豊かな森林・里山の環境を活用した自然とのふれあいを深める場や機会の提供に努めます。



3. 水循環の保全

現状と課題

- 県では、地盤沈下や塩水化等の地下水障害の発生を防止するため、「富山県地下水の採取に関する条例」に基づき、地下水の採取量の規制を行っており、本市は、その指定区域に含まれ、平成27年度の指定区域における採取量は12.3百万m³/年（規制地域8.2百万m³/年、観察地域4.1百万m³/年）となっています。
- 健全で豊かな水循環を維持していくためには、地下水の保全とともに涵養を推進していく必要があります。また、生態系にも配慮し、農薬や化学肥料の適正な使用に努めていく必要があります。

取組の方針

- 県条例に基づき、地下水の適正管理を図ります。
- 節水や雨水の有効活用等を促進し、地下水の適正利用に努めます。
- 農地や森林の保全による水源涵養機能の維持を図ります。
- 湧水等の良好な水資源の保全を図ります。

【市民の取組】

- 節水や雨水の有効活用に努めます。
- 雨水の活用や地下への浸透を促進し、地下水の涵養に努めます。

- 水源保全のための事業や活動に参加します。
- 農薬や肥料、化学物質の適正な使用と廃棄を行います。
- 良好な水資源の保全に協力します。

【事業者の取組】

- 節水や雨水の有効活用に努めます。
- 雨水の活用や地下への浸透を促進し、地下水の涵養に努めます。
- 地下水の適正な利用に努めます。また、有効活用策について検討を行います。
- 水源保全のための事業や活動に参加・協力します。
- 農薬や肥料の適正な使用と廃棄、家畜排泄物や化学物質の適正処理を行います。
- 良好な水資源の保全に協力します。

【市の取組】

① 地下水の適正管理と涵養

具体的な取組	内容等
地下水の保全、水源の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬、肥料等の過剰な使用、家畜排泄物の野積み、化学物質の土壌への浸透処理などが地下水や土壌に与える影響についての周知に努めます。また、その管理や廃棄時の措置についての指導に努めます。 ・廃棄物処分場やゴルフ場の周辺において、排水及び地下水の調査を実施し、周辺地域や下流域への影響について状況把握に努めます。 ・市街地における雨水浸透施設（透水性舗装等）の整備を検討し、地下水の涵養について研究を進めていきます。 ・樹林地や農地の水源涵養機能を重視し、これらの保全に努めます。
節水、水の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な地下水利用（節水や有効利用）を周知啓発します。 ・公共施設における節水や雨水の有効活用を推進します。

② 湧水等の水資源の保全・活用

具体的な取組	内容等
湧水等の水資源の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・湧水等の良好な水資源の実態調査を行い、保全・活用すべき水資源を把握します。
湧水等の水資源の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な湧水等水資源について、周辺の生態系や景観等も考慮しながら、適切な保全を図ります。 ・湧水の飲料水としてのブランド化など、地域の特産商品や観光資源としての活用を図ります。

(3) うるおいとやすらぎのある快適環境の創出

■ 方向性

公園・緑地の整備と緑の創出、まちなみ景観の形成、環境美化等の取組を積極的に進め、さらなるうるおいとやすらぎのある快適環境の創出を図っていきます。

■ 将来イメージ

- 生活の場や人々が訪れる場で、うるおいを感じる緑や水を活かした環境整備や、歴史文化に配慮した街並み整備が進められています。

■ 進捗管理指標

指標	基準値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R9)	備考
①身近な公園や歩道、公共施設における花や緑に満足している市民の割合	—	91%	90%	環境とくらしフェアで毎年アンケート調査を実施 総合計画アンケート（H24.7）では、施策「環境保全」に対して72.8%が満足
②地域花壇数	259面 (H27)	244面	240面	
③市民と行政との協働による都市公園管理数	94箇所 (H27)	95箇所	99箇所	

■ 基本施策と主な取組



新S 1. 公園緑地の保全・創出

現状と課題

- ・本市には、151箇所・220.9haの都市公園が開設されており、市民一人当たりの都市公園面積は24.6㎡となり、県平均の15.8㎡を大きく上回っています。
- ・市街地におけるうるおい空間の創出と地球温暖化対策の一環として、緑化の推進は大変効果的であることから、引き続き、都市公園における良好な緑地の維持や各種公共事業での緑化の推進と、一般家庭や事業所における緑化を促進していく必要があります。
- ・河川や海岸等については、良好な自然環境の保全に留意しながら、市民が集い、憩える交流拠点としての環境整備を進め、さらに魅力ある快適な水辺空間を創出していくことが望まれます。

取組の方針

- 市民の憩いの場、生物の生息場所、さらに災害時の避難場所となる公園緑地の保全を図ります。
- 公共施設をはじめ、住宅や事業所などの緑化を促進し、緑豊かなまちづくりを進めます。
- 市民が集う交流空間として、河川や海岸等の水辺の環境整備を推進します。
- 自然を身近に感じられる緑豊かなまちづくりに向けて、緑・水辺のネットワーク形成を図ります。

【市民の取組】

- 家の周りで緑化に取り組むなど、自らも積極的に快適環境の創出に努めます。
- 身近な公園や緑地、街路樹などの維持や管理に参加します。
- 家庭では、生垣、花壇、プランター等による敷地内の緑化に努めます。
- 地域の緑化活動に参加・協力します。
- 屋敷林を残すなど、身近な樹木を大切にします。

【事業者の取組】

- 事務所等の周りで緑化に取り組むなど、自らも積極的に快適環境の創出に努めます。
- 地域の公園や緑地、街路樹などの維持や管理に協力します。
- 事業所等では、生垣、花壇、プランター等による敷地内の緑化に努めます。
- 施設の建設や改修のときには、一定割合以上の緑地の確保に努めます。
- 地域の緑化活動に参加・協力します。

【市の取組】

① 公園緑地の維持管理の充実

具体的な取組	内容等
都市公園等の維持管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な公園緑地である都市公園や野外レクリエーション施設の維持管理の充実を図ります。 ・ 地域の身近な公園については、住民の意向を踏まえながら、住民参加による維持管理について検討を進めます。

② 水辺空間の環境整備

具体的な取組	内容等
水辺に触れあう場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庄川、内川、下条川等の河川や海岸の水辺を活かし、散歩道や親水空間の整備を進め、水辺とふれあえる場を増やします。 ・ 河川改修にあたっては、自然を活かした水辺空間の創出に努めます。
水辺に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺での学習活動など、水辺の利用を通じて水環境への関心を高め、水辺空間の保全のための意識の向上を図ります。

③ 緑化の促進

具体的な取組	内容等
家庭や事業所等における緑化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 住宅や事業所等の敷地における緑地の確保や植樹など、地域緑化の推進に向けた市民や事業者の協力を要請します。また、市民や事業所等の緑化の取組に対する支援の充実を図ります。 地域の美観風致を維持するために特に保存が必要な民有樹木等については、指定樹木制度（花と緑の銀行射水支店）を活用して保存を図ります。
公共施設における緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の整備・改築時において、敷地規模に対して一定割合以上の緑地を確保するなど、市公共施設における緑化を計画的に推進します。また、道路や河川についても関係機関と協力しながら緑化の推進を図ります。

④ 公園緑地等のネットワーク化

具体的な取組	内容等
歩道や河川堤防等を活用した緑地ネットワーク空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹のある歩道や河川堤防等を活用し、緑地拠点となっている都市公園や公共施設等をつなぐ緑地ネットワーク空間の整備を推進します。 広域的な水辺空間・緑地空間の整備や動植物の生息に適した環境の形成に向けて、県や近隣市、関係機関などとの調整・検討を進めます。
ビオトープ創りの推進	<ul style="list-style-type: none"> 身近に自然を体験できる場所として、学校などでのビオトープ創りの推進を図ります。



新S 2. 良好な景観の形成

現状と課題

- ・内川周辺地区などでは、歴史的風情のある街並みが形成されております。また、海王丸パーク等の観光交流拠点では、立山連峰や富山湾の優れた眺望を活かした施設整備が行われてきました。
- ・私たちに精神的な恵みをもたらす良好な景観の価値を再認識し、その適切な保全と快適な地域環境の形成に向けた活用を進めていく必要があります。

取組の方針

- 地域の自然、歴史・文化との調和に配慮した景観づくり（街並み形成）を図ります。
- 地域の歴史・文化的な財産の価値を再認識し、適切な保護と活用を図ります。

【市民の取組】

- 住宅や付属物等について、周囲との調和に配慮して、良好な街並みの保全・創出に努めます。
- 地域の歴史や文化に対する理解を深めます。
- 史跡や天然記念物等の文化財への理解を深め、保全・継承に協力します。

【事業者の取組】

- 事業所や付属物、広告物等について、周囲との調和に配慮して、良好な景観の保全・創出に努めます。
- 地域の歴史や文化に対する理解を深めます。
- 史跡や天然記念物等の文化財の保全・伝承に協力します。

【市の取組】

① 良好な景観の形成

具体的な取組	内容等
良好な景観形成の推進	<ul style="list-style-type: none">・内川周辺地区での水辺・歴史を活かした景観まちづくりを推進します。・富山湾から立山の雄大な眺望景観や里山景観など、良好な自然景観の保全に努めます。・県の屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の適切な規制・誘導を図ります。
意識啓発と情報提供	<ul style="list-style-type: none">・良好な景観の形成及び景観資源の保全に向けて、市民、事業者等の理解・協力を高めていくための啓発・情報提供を図ります。・建造物の建設や広告物等の掲示においては、周辺の景観との調和や街並みの形成に十分に配慮するよう、市民や事業者への啓発を行います。

② 歴史・文化の継承

具体的な取組	内容等
文化財の保存と活用	<ul style="list-style-type: none">・各地域の歴史的遺産、郷土芸能、伝統行事等の文化財も地域の環境を形成する重要な要素であることから、それらの価値を再認識し、関心を高めるとともに、継承に向けた意識の高揚を図ります。

(4) 循環型社会の構築

■ 方向性

資源の枯渇や地球温暖化の進展が深刻さを増す中、市民一人ひとりが、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動のあり方を見つめ直し、環境への負荷をなるべく小さくする暮らし方（ライフスタイル）や事業活動（ビジネススタイル）への変革を進め、そのスタイルを標準として定着させていくことが重要です。そのために、廃棄物の排出抑制とリサイクル、資源やエネルギーの合理的かつ循環的な利用を促進し、環境への負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指していきます。

また、サーキュラーエコノミー（循環型経済）の考え方も取り入れて、製品を製造の段階からリサイクルや再利用がしやすい設計とすることで、持続可能な形で資源を利用していきます。

■ 将来イメージ

- ごみの分別は徹底され、買物等ではマイバッグの持参が定着し、ごみの減量が進んでいます。
- 製造メーカーでの製品の容器包装の簡素化、小売店でのトレイを使用しない商品販売など、事業者も積極的にごみ削減に取り組んでいます。また、消費者も環境に配慮した商品や取組を行う店を選択しています。
- 食品メーカーや卸、小売店、飲食店、家庭など、「食べる」ことに関係する様々な場所において、食べ物を無駄なく大切に消費しようという意識が高まり、食品ロスの削減が進んでいます。
- バイオマス産業都市構想に基づき、地域の有機性資源を活かした、たい肥製造、廃食油活用、もみ殻有効利用等が進み、地域の循環型社会づくり（環境活動）と産業創出（経済活動）の両立を目指すバイオマス産業として定着しています。
- 市民、事業者が3Rに取り組むとともに、製品のライフサイクル全般でサーキュラーエコノミーへ移行することにより、資源消費の最小化が図られ、良好な環境の維持と持続的な経済・社会が両立しています。

■ 進捗管理指標

指 標	基準値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R9)	備 考
①市民1人1日当たりのごみ排出量	1,058 g ※	1,085 g	983 g	一般廃棄物処理基本計画 改訂 での目標値 (R8) ※事業系資源物含む
②市民1人1日当たりのごみの最終処分量	50 g	99 g	90 g	一般廃棄物処理基本計画 改訂 での目標値 (R8)
③リサイクル率	26.7% ※	22.0%	23.0%	一般廃棄物処理基本計画 改訂 での目標値 (R8) ※事業系資源物含む
④食品ロス削減の啓発協力店舗の数	54 店舗	54 店舗	70 店舗	アルコールと料理を提供する飲食店（約70店）の全店舗を目指す。 ポスターやコースター等による市民啓発

⑤バイオマス産業でのたい肥製造量	3,600 t (H26)	3,326 t	4,300 t	バイオマス産業構想での目標値(R6)
⑥バイオマス産業での廃食用油利活用(混合燃油製造量)	5万ℓ (H26)	4.0万ℓ	10万ℓ	バイオマス産業構想での目標値(R6)

■基本施策と主な取組



1. 廃棄物の排出抑制の推進

現状と課題

(令和3年度：第2次射水市一般廃棄物処理基本計画 改訂 による)

- ・令和2年度の1人1日平均排出量についてみると、一般廃棄物全体では1,066g(平成27年度1,117g)と過去5年間で約5%減少しています。内訳として家庭系ごみでは594g(平成27年度577g)、事業系ごみでは416g(平成27年度450g)、資源集団回収量では56g(平成27年度91g)となっており、資源集団回収量は減少傾向が続いています。
- ・1人1日のごみの排出量の減量化は進んでいるものの、全国平均と比較すると近年は高値で推移しており、一層のごみの減量化・資源化の取組が必要です。
- ・引き続き市民や事業者に対して、ごみの分別排出ルールの徹底を協力要請していく必要があります。
- ・近年、大きな課題となっている食品ロス(食品廃棄物)に関しては、県等との連携を図りながら、実態把握に努めるとともに、効率的かつ効果的な減量化及び資源化対策を検討する必要があります。

取組の方針

- できるだけ「ごみを出さない」生活スタイル・地域づくりの推進を図ります。
- 分別収集体制の構築により、廃棄物発生量の削減を図ります。
- 廃棄物の排出抑制に向けて、特に食品ロス対策の強化を図ります。
- プラスチックごみの一括回収方式を導入し、リサイクルすることで、資源循環を図ります。

【市民の取組】

- できるだけ「ごみを出さない」生活スタイルに努めます。
- 食事は作り過ぎないように留意し、食べ残しによるごみを極力出さないようにします。
- 生ごみを排出する際は、水切りをしっかりと行い、ごみの減量化を図ります。
- 買い物の際には、マイバッグを持参し、レジ袋や過剰包装を断ります。
- 買い物時には、その必要性をよく考えて、無駄なものを購入しないよう努めます。
- ごみの分別排出を徹底し、減量化と再資源化に努めます。

○人や社会・環境に対して十分配慮された商品活動をします。

【事業者の取組】

- 容器包装の簡素化に努めます。
- 使い捨て商品や過剰包装商品の使用を削減します。
- 再利用しやすい商品、簡易包装の商品、ロングライフの商品を製造・販売します。
- 事業活動の各段階で廃棄物の発生を抑制する体制を構築します。
- できるだけ「ごみを出さない」生活スタイルの提案や情報提供などを積極的に行います。
- 産業廃棄物の処理業者は、業界全体として技術や能力の向上に努めます。
- 産業廃棄物の排出事業者が処理を委託した場合、適正に処理が行われているかを、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等で確認します。（マニフェスト制度の遵守）
- 食品廃棄物の減量化及び資源化に努めます。
- 手続きのオンライン化やペーパーレス会議の実施により、利用する紙の使用を抑えます。
- 代替素材等による包装を含めプラスチック容器を選択可能な方法で提供し、無償でのワンウェイ製品の提供を控えます。
- 再資源化に関する技術開発に努めます。
- マイボトルの推進に取り組みます。
- グリーン購入等環境にやさしい製品を購入します。

【市の取組】

① ごみ縮減の体制強化

具体的な取組	内容等
ごみ縮減の意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報や環境とくらしフェア等を通じて、ごみを増やさないライフスタイルや事業活動について、市民や事業者へ周知・啓発を図ります。 ・廃棄物処理法、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の法制度への適切な対応を図るとともに、市民や事業者へ周知・啓発を図ります。
常時回収ステーションの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者と連携し、収集日以外にも資源物を出せるよう、常時回収ステーションの充実を図っていきます。
プラスチック資源の一括回収	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装に加え、プラスチック使用製品ごみも合わせて一括回収する方式を導入することで、再資源化率を向上させていきます。

② 食品ロス対策

具体的な取組	内容等
食品ロスの実態調査の推進	・県との連携により、食品ロスの実態の把握を進めます。調査結果を踏まえ、総合的な対策の検討を進めます。
食品ロスの意識啓発の推進	・国の啓発活動である30・10運動*の推進を図ります。啓発協力の飲食店舗へのポスター掲示等と合わせて、市民に対しても、広報や環境講座等を活用した情報提供・啓発を推進していきます。
食品ロス・食品廃棄物の削減の推進	・食品ロスの多くを占める手つかず食品の削減対策について、関係機関と連携して、総合的な対策の検討を進めます。 ・フードバンク活動・フードドライブによる未利用食品の有効活用を図ります。 ・事業系の食品廃棄物等の資源化について検討を進めます。

* 30・10 (さんまる いちまる) 運動_食品ロスを減らすための運動で、「宴会の開始から30分と、閉宴10分前には席に座って食事を楽しみましょう」というもの。2011年に長野県松本市で始まり、全国に広がりつつある。富山県では、2017年に同様の取組を3015 (さんまる いちご) 運動として提唱している。



2. 資源有効利用の推進

現状と課題

- ・集団回収量や分別収集は近年減少傾向にあり、再生利用率は約20%となっています。事業系資源ごみを把握した場合、富山県平均や全国平均と比較すると、高水準で推移している状況にあります。
- ・循環型社会の構築には、廃棄物の3R (リデュース (Reduce 発生抑制)、リユース (Reuse 再使用)、リサイクル (Recycle 再生利用)) を一層推進することが必要です。ごみ発生そのものを抑制することが重要です。
- ・更なるごみの減量化及びリサイクルを進めるため、使用済小型家電の分別、収集方法について検討する必要があります。
- ・クリーンピア射水からの処理残渣物 (焼却固化物、焼却不燃物等) の有効活用について引き続き検討する必要があります。

取組の方針

- 徹底した分別収集体制の構築を進めます。
- リサイクル (Recycle 再生利用) の徹底を中心に、3Rの推進によるごみの資源化を推進します。
- 本市の循環型社会づくりのモデル事業であるバイオマス事業の推進を図ります。

【市民の取組】

- ごみを減量するため3R運動を実践します。
- 地域の資源集団回収活動に協力・参加します。
- ごみの分別と出し方のルールを遵守します。
- ごみの分別を徹底し、再資源化と減量化を図ります。
- 生ごみ自家処理機材を活用して、生ごみの堆肥化に努めます。
- リユース品やリサイクル品の購入・使用に努めます。
- フリーマーケットやバザー等を活用して、楽しみながらリサイクルに取り組みます。
- ごみステーションは常に清潔に保つなど、それぞれの地域で責任を持って管理します。

【事業者の取組】

- 簡易包装の商品、ロングライフの商品を製造・販売します。
- リユース・リサイクルしやすい製品の製造・販売・購入に努めます。
- ごみの分別を徹底し、再資源化と減量化を図ります。
- 使用済み製品の自主回収に努めます。
- 有害ごみの分別を徹底します。
- 民間リサイクル施設の活用、再生品利用の拡大に努めます。
- 食品リサイクル法の基本方針に基づき、食料資源のリサイクル等の有効利用に取り組みます。

【市の取組】

① 3Rの推進

具体的な取組	内容等
ごみ減量化とリサイクルに関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報やホームページ等を活用し、ごみ削減とリサイクルに関する情報発信・共有を進め、市民の意識の向上を図ります。 ・ごみ処理にかかる経費等の情報を公表し、ごみ減量化とリサイクル推進の必要性を事業者や市民へ繰り返し啓発します。 ・事業系一般廃棄物の資源化の取組について、事業者や関係団体に指導します。
リサイクル関連イベント等の開催支援	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケットやバザー、リサイクル製品の普及・販売など、リサイクルを促進するイベント等の開催・運営を支援します。
市民等による資源回収活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体などによる自発的な有価物・資源物の回収を促進します。より効果的な回収のあり方や支援について検討します。
分別収集体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別・出し方について、市報・ホームページ、ふれあい講座等を通じて、市民や事業者への周知・啓発を強化します。 ・排出量の減量化と再資源化を推進するため、市民や事業者の理解と協力を得ながら、収集体制の強化を図ります。 ・事業者に対して、事業所内での分別の徹底を指導します。
生ごみたい肥化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出量の削減を図るため、家庭から排出される生ごみのたい肥化を促進します。生ごみ処理機器の購入補助の継続を図ります。



3. バイオマス産業都市構想の推進

現状と課題

- ・本市では、平成20年度にバイオマスタウン構想を策定し、堆肥の製造、廃食用油の活用、もみ殻の有効利用、バイオマス教育を4本柱とする取組を推進してきました。また、平成26年度には、その後の関連施設の整備や社会経済の情勢変化等を踏まえ、本市のバイオマス産業の確立に向けた各種プロジェクトについて定めたバイオマス産業都市構想を取りまとめています。その構想に基づき、平成27年度には未利用間伐材を燃料とする県内初の木質バイオマス発電施設が整備されました。
- ・バイオマス構想の採算性や持続性を確保していくため、各関連事業の連携・融合を促進していく必要があります。商品の販路拡大等の事業拡大が課題となっています。
- ・市民一体型のバイオマス産業都市を推進していくため、市民理解を高める意識啓発や体験交流等のソフト事業の一層の充実が望まれます。

取組の方針

- これまでの個々のバイオマス事業の融合により、さらに幅広いバイオマス事業の推進を図ります。
- バイオマス構想を、本市における循環型社会づくりのモデルとして、広く市民の理解と協力を得ていきます。

【市民の取組】

- バイオマスの利活用の学習に努め、理解を深めていきます。
- 各種のバイオマス事業への参加・協力を努めていきます。

【事業者の取組】

- バイオマスの利活用の情報収集や理解を深めるよう努めます。
- バイオマスの利活用を通じた新規事業の展開を積極的に検討し、事業化に努めます。

【市の取組】

① バイオマス事業の推進

具体的な取組	内容等
バイオマス関連事業者への支援の充実	・ バイオマス関係事業者に対して、さらに幅広く高度に事業活動できるよう支援します。 ・ 事業者によるバイオマスを利活用した新規の事業展開を促進するため、情報提供と支援を図ります。
バイオマス産業の推進	・ 木質バイオマス発電、たい肥製造、廃食用油有効活用、もみ殻有効利用の取組を進め、事業個々の技術向上や品質向上を図りつつ、それらを融合し付加価値

具体的な取組	内容等
	値商品の開発を推進します。 ・引き続き、産学官の連携体制の強化を図ります。

② バイオマス教育の推進

具体的な取組	内容等
バイオマス教育の推進	・プラント施設の見学会や、たい肥等のバイオマス製品の学校や地域での活用を通じた環境教育の展開など、バイオマス教育の推進を図ります。 ・バイオマスの利活用の情報提供に努めます。

(5) 地球環境の保全

■ 方向性

世界各地で発生している記録的な猛暑や干ばつ、熱波、集中豪雨、巨大台風等といった異常気象の背景には、地球温暖化の影響が指摘されており、持続的な発展が可能な社会に向けて、温室効果ガス排出量の削減に取り組み、脱炭素社会を実現する必要があります。

温室効果ガス排出量削減のためには、再生可能エネルギーの積極的な導入に取り組み、蓄電池等を活用した自家消費型の利用に転換を促していくことが重要です。

また、市民・事業者・行政の協働による環境配慮行動の促進及び脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換促進に取り組むなど、省エネを推進していくことが必要です。

さらに、省エネ性能の高い建築物の普及や太陽光発電等の余剰電力の地域内での有効活用、環境に配慮した移動手段への転換促進など、まちの脱炭素化を進めていくことが必要になります。

あわせて、すでに引き起こされている地球温暖化を起因とする気候変動の影響による被害を防止・軽減する適応策に取り組むとともに、オゾン層破壊や酸性雨の原因物質の排出抑制等の取組を進め、かけがえのない地球環境の保全に努め、未来に受け継いでいきます。

■ 将来イメージ

- 地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など、地球環境問題に関する正しい理解が広がっています。
- 市民一人ひとりが、地球規模の環境問題の重要性を理解し、環境の視点から生活行動や経済活動を見直し、実践しています。
- 中長期的に避けられない気候変動の影響に対し、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止める、あるいは気候の変化を利用していく「適応」の取組が積極的に行われています。
- 太陽や水、バイオマス等の恵まれた自然資源を活用した再生可能エネルギーの利活用が進み、エネルギーの地産地消が広がっています。
- エコカーの普及や公共交通機関へのシフト、省エネルギー住宅の普及など、民生部門での温室効果ガスの排出量抑制の取組が進んでいます。
- 本市における温室効果ガス排出量のうち約半分を占める産業部門において、確実に高まるカーボンニュートラルへの対応について、自社内での取組だけでなく、調達先や顧客、消費者を含めたサプライチェーンも意識した対応が行われています。

■ 進捗管理指標

指 標	基準値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R9)	備 考
①何らかの地球温暖化対策を実践している市民の割合 *対策内容_節電、節水、緑化、ごみ排出抑制、ごみ分別、生活排水配慮、アイドリングしない等	—	94.6%	95%	環境フェアで毎年アンケート調査を実施 国調査を参考に各項目 90%以上を目指す。 今後、指標の細区分について検討

②公共交通の利用者数（万葉線）	115.6 万人	89.5万 人	108.8万 人	万葉線経営改善計画（令和8年度推計値）
（コミュニティバス）	(H27) 38.9 万人	33.6万 人	45.0万 人	射水市地域公共交通網形成計画（令和6年度目標値）
③電気自動車充電ステーション設置数	13基 (12箇所)	13基 (12箇所)	18基 (17箇所)	
④温暖化対策に関する環境講座の実施回数・参加者数	2回60 人	新型コロナウイルスの影響により中止	2回60 人	現状維持を目指す。
⑤外灯のLED切り替え率	61.5%	72.1%	85.0%	現況_LED切り替え数 9,035基 ÷ 全外灯数 14,699基 = 61.5%
⑥温室効果ガス排出量 （平成25年度（2013年度）比）	－	▲28.7% （令和元年度）	▲50.0%	射水市再生可能エネルギービジョンでの目標数値

■基本施策と主な取組

1. 再生可能エネルギーの導入促進



現状と課題

- ・本市の2020年度の再生可能エネルギーによる発電量は98,583MWhであり、区域の電気使用量の年間の電気使用量（推計値）の9.5%にすぎません。
- ・「再生可能エネルギー情報提供システム」（「REPOS」）によると、本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルはほぼ太陽光発電に限られ、そのポテンシャルも市内エネルギー消費を賄えるほど十分ではありません。（844,400MWh）
- ・本市における新築住宅の太陽光発電導入率は新築住宅の2割程度であり、全国の4割の半分と少ない状況にあります。
- ・金融機関や投資家による気候変動への対応を求める動きが強まっており、カーボンニュートラル実現に向けた取組が急拡大しています。特に、国際的なサプライチェーンを有する企業では、末端まで含めて脱炭素化に向けた具体的な目標を掲げ始めており、市内企業においても再生可能エネルギーの導入に向けて早急に対応していくことが求められています。

取組の方針

- 太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進に取り組みます。
- 蓄電池や HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）など、エネルギーの自家消費や効率化を促進し、災害時にも強い自立分散型エネルギーシステムの普及促進に取り組みます。
- 公共施設、家庭、事業所に再生可能エネルギーの導入を促進します。

- バイオマス構想に基づき、木質バイオマス発電事業の推進を図ります。
- ごみ処理による発電を活用した再生可能エネルギーの発電量を増やします。

【市民の取組】

- 住宅へ自家消費型太陽光発電設備を導入するとともに、蓄電池を活用し、創・蓄エネに取り組みます。
- 再生可能エネルギーの利用を優先に電力契約を考えます。

【事業者の取組】

- 再生可能エネルギーへの転換に努め、化石燃料の使用を削減します。
- 工場や事業所等への自家消費型太陽光発電設備を導入するとともに蓄電池を活用し、創・蓄エネに取り組みます。
- 自社の温室効果ガス排出量を把握し、削減目標を設定します。

【市の取組】

再生可能エネルギー導入の促進

具体的な取組	内容等
ポテンシャルに合わせた計画的な太陽光発電設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅への太陽光発電導入、蓄電池導入を支援します。 ・ 第三者所有モデル（PPA モデル）での太陽光発電設備により、一般家庭や事業所、公共施設等への導入を促進します。 ・ 農地を活用したソーラーシェアリングの導入を促進します。 ・ メガソーラーをはじめ、遊休地やため池を活用した太陽光発電の導入を促進します。
小水力発電設備の導入検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業水路などを活用したマイクロ水力発電を検討します。 ・ 河川や用水路における小水力発電を検討します。
バイオマス発電設備の最大限の活用及び拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存木質バイオマス発電の拡充を検討します。 ・ 木質系廃棄物等の更なる燃料確保のための支援を検討します。 ・ クリーンピア射水におけるごみ焼却発電において再生可能エネルギーの認定を行います。
大型施設等の整備に伴う地中熱の活用の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の整備・改修に伴って地中熱利用設備を率先的に導入します。 ・ 商業施設や事務所、工場等の大型施設の整備において地中熱の活用を促進します。
水田から生じるもみ殻の熱利用の可能性の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存もみ殻循環施設において熱交換器機能向上、もみ殻燃焼計画の見直しにより、熱エネルギー利用効率の最適化を図ります。 ・ 他のカントリーエレベーターにおけるもみ殻循環施設の導入を検討します。
地域マイクログリッドの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の重要拠点となるエリアから優先的にマイクログリッドを構築し、適正のある他のエリアに展開していきます。
情報提供と意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校での環境教育や一般市民向けの環境講座等において、再生可能エネルギーの重要性に対する理解と意識の高揚を図ります。

2. 省エネルギーの促進



現状と課題

- ・本市の温室効果ガス排出量は近年減少傾向にあるものの、エネルギー消費量は電力・燃料ともにほぼ横ばいに留まっています。カーボンニュートラルの実現には、日常の省エネ行動に加えて設備、建築物の省エネルギー化が不可欠です。エネルギー消費設備、建築物の燃料転換や電化、高効率化については、エネルギー価格の高騰対策にもつながり、経済的なメリットもあることから、省エネと経済をうまく両立しながら省エネルギー化を進めていく必要があります。

取組の方針

- 電力や化石燃料の使用を抑制し、エネルギー消費量を減らすことで、温室効果ガスの排出量の削減を進めます。
- 公共施設や家庭での省エネルギー設備の導入、緑化等を促進し、温室効果ガスの排出量の削減を進めます。
- 温室効果ガス排出量の実態把握を行うとともに、情報の提供・共有を進め、市民意識の向上を図ります。

【市民の取組】

- 住宅の新築・改修の際には、高断熱化等の環境性能を高め、省エネルギーを図ります。
- 車購入の際には、電動車の購入を検討します。
- エアコンの設定温度の調整や待機電力のカット等のこまめな取組により、節電に努めます。
- 比較的近い場所には、徒歩または自転車で移動し、公共交通機関を積極的に利用します。
- アイドリング・ストップ等のエコドライブを実践します。
- 節電、冷暖房の温度設定の調整、家電製品のプラグを抜く等、省エネルギーに努めます。
- 省エネ性能の高い家電への買い替えを検討します。
- グリーンカーテンにより、冷房の使用を減らします。

【事業者の取組】

- エネルギー管理体制の整備を促進するため、ISO14001 やエコアクション 21 など PDCA サイクルを備えた環境マネジメントシステムを導入します。
- 工場やオフィスを新改築する際には、省エネルギー型機器の導入、断熱性の向上に努めます。
- 事業活動において、冷暖房、照明、OA 機器等の利用の効率化を図り、省エネルギーを図ります。
- 社用車は、計画的に電動車へ転換を図ります。

【市の取組】

① 省エネルギーによる温室効果ガスの排出削減

具体的な取組	内容等
建築物の省エネルギー化	<ul style="list-style-type: none"> ・新築される住宅について、ZEH 基準の省エネルギー性能の確保を目指し、快適さ・暮らしやすさを実現する建物の普及拡大を図ります。 ・住宅のエネルギー管理システム (HEMS) 等の導入を促進します。
省エネルギー設備・機器の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー診断の受診を支援します。 ・高効率型の給湯器や照明、空調について、メリットのほか、国・県の補助等の支援制度等を市民や事業者へ情報提供し、その導入を促進します。 ・事業者への ESCO 事業*の活用などによる省エネルギー設備の導入を呼びかけます。 <p><small>* ESCO 事業_Energy Service Company 事業の略。顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のこと。光熱水費等の削減により費用を賄うというビジネスの性質上、ESCO 事業が成立するためには、対象物件において相当なエネルギー削減余地が見込まれることが必要条件となる。</small></p>
自動車の適正利用	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者に対して、エコドライブへの協力を要請します。 ・あいの風とやま鉄道、万葉線、民間路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシー等の公共交通機関の利用を促進します。 ・公用車は原則、電動車を導入していきます。
温室効果ガス排出削減の取組(グリーンカーテン事業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・市公共施設においてグリーンカーテンや屋上緑化に積極的に取り組みます。 ・住宅におけるグリーンカーテンについて、作り方の講習会を通じて普及を促進します。
市の率先した行動	<ul style="list-style-type: none"> ・射水市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、市の事務事業におけるエネルギー使用量の削減を図ります。 ・公共施設において、ESCO 事業の活用などによる省エネルギー設備・機器の導入を推進します。 ・外灯等の LED 照明への切り替えを推進します。

② 省エネルギーに関する調査と意識啓発

具体的な取組	内容等
エネルギー消費の実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業所、行政の各主体のエネルギー消費量の実態把握と情報共有に努め、省エネルギー対策の検討に活用していきます。
省エネルギーに関する調査、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・環境講座やイベント等を通じて、エネルギーの有効利用や省エネルギー対策に関する情報の提供と意識啓発を進めます。 ・市内事業所等について温室効果ガス排出量の把握に努めます。
省エネルギーに向けた市民意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出抑制に関する情報提供を行い、地球温暖化問題に関する理解を深めます。



3. エネルギーを核とした環境と経済の地域経済循環

現状と課題

- ・地域における再生可能エネルギーの導入は、脱炭素・省資源を実現しつつ、地域の雇用、災害時のエネルギー確保によるレジリエンス（災害対応力）の強化といった経済・社会的な効用を生み出します。行政、市民、事業者が一体となり、地域資源を活かした新たなエネルギーの創出に努めるとともに、あらゆる資源を最大限活用し、温室効果ガス排出量の削減に向けた行動を実践することが必要です。
- ・本市には木質バイオマス発電施設、もみ殻バイオマス施設、ごみ焼却発電施設、アルミを中心とした資源循環を行う施設が集積しています。アルミは半永久的なリサイクルが可能であるとともに、新アルミ原料から生産する場合に比べ、消費電力とCO2排出量を約97%削減可能することが可能です。バイオマス産業の育成、工場等からの排熱利用、アルミの資源循環をはじめ、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る経済への転換を進めることが必要です。

【市民の取組】

- 地元産の製品、エネルギーを選びます。
- リサイクルを意識し、ごみの分別を正しく行います。
- 自家消費型太陽光発電設備を導入するとともに蓄電池を活用し、エネルギーの自家消費に努めます。

【事業者の取組】

- 環境への理解を深め、好循環を呼び起こす人材を育成します。
- 脱炭素事業に関連するイノベーションの検討や創出に努めます。
- 地産地消型のエネルギーシステムの構築に取り組みます。
- 未利用エネルギーである工場等からの排熱を発電や熱源等として利用します。

【市の取組】

具体的な取組	内容等
再生可能エネルギーの地域内循環	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギーで電気をつくり、蓄電池などで電力量をコントロールし、コミュニティ内の電力供給を賄うことができるシステムを構築していきます。 ・市内における再生可能エネルギー発電事業者を支援します。 ・公共施設に地域内でつくられた再生可能エネルギーを積極的に導入します。
循環型アルミ産業の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会ビジネスを振興します。 ・再資源化技術の開発を支援します。

具体的な取組	内容等
	・循環型アルミ産業網の構築に向け、支援します。
蓄熱輸送システムの導入	・蓄熱輸送システムの技術の動向把握に努めます。 ・排熱施設（工場・発電設備・ごみ焼却施設）と熱利用施設（工場・公共施設・ホテル・病院・集合住宅・温浴施設）の抽出蓄熱輸送システムを構築していきます。



4. 気候変動適応、オゾン層、酸性雨、水銀対策

現状と課題

- ・地球温暖化に伴う気候変動への対策としては、温室効果ガス排出量の削減や、森林の吸収源の増加などの「緩和」に全力で取り組む必要があります。しかし、「緩和」の効果が現れるには長い時間がかかるため、既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない気候変動の影響に対し、被害を最小限に食い止める、あるいは気候の変化を利用していく「適応」の取組みについても、積極的に進めていく必要があります。
- ・オゾン層は、地上約10～50km上空の成層圏にあり、太陽光に含まれる有害紫外線を吸収し、地上の生態系を保護する働きがあります。フロン等の化学物質によるオゾン層の破壊は今も続いています。フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体の包括的な対策強化を目的に施行されたフロン排出抑制法に基づき、フロン類の回収と適正処理に関する取組を継続していく必要があります。
 - ・酸性雨は、河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与えます。本市内の観測地点では、令和2年度の平均が4.9pH（3.9～5.9pH）であり、全国の4.65～5.15pH（※令和元年度）と比べて酸性雨の傾向となっています。現在のところ酸性雨が原因と考えられる被害は報告されていません。
- ・酸性雨の原因物質の排出抑制対策とともに、国・県等との連携による調査・情報収集を進めていく必要があります。
- ・地球的規模での水銀汚染の防止を目指す水俣条約が2017年8月16日に発効し、水銀使用製品の産業廃棄物については、水銀の回収が義務付けられました。今後、一般廃棄物についても同様の対応が求められていくものと予想され、それに向けての取組を進めていく必要があります。

取組の方針

- 激甚化する風水害等の災害に備えたまちづくり、防災対策を行います。
- 農作物について、耐暑性、耐病性の高い品種の導入を図るとともに、将来の気候変動により適応した品種の育成や転換を検討します。
- フロンなどオゾン層を破壊する物質の適正な処理を推進します。
- 酸性雨の被害状況や観測結果の収集と情報の公開を推進します。

- 水銀使用廃製品の適正な回収を推進します。

【市民の取組】

- 自宅、職場、地域の災害リスクを認識し、災害発生時にとるべき避難等の行動を確認します。
- 熱中症対策を十分に行い、健康に気を付けます。
- フロン使用製品を廃棄する際には、適正な処理業者に委託します。
- マイカーの使用を減らすなど、酸性雨の起源となる二酸化硫黄や窒素酸化物等の排出の抑制に努めます。
- 水銀による健康被害や環境破壊を防止するため、電池や蛍光灯等の水銀使用廃製品の適正な分別回収に取り組みます。

【事業者の取組】

- 気候変動に適応した農林水産業技術の確立に取り組みます。
- 災害時の企業の事業継続や事後の素早い復旧を目的とした事業継続計画（BCP）を策定します。
- 自然災害に対するレジリエンス向上のため、自家消費型の再エネ設備の導入を推進します。
- フロン使用設備の廃棄や修理の際には、適正な処理業者に委託します。
- 低公害車や低燃費車の導入により、酸性雨の起源となる二酸化硫黄や窒素酸化物等の排出の抑制に努めます。
- ばい煙を発生する特定工場では、大気汚染物質の排出削減を図ります。
- 水俣条約に基づき、水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等について適正な措置を講じます。

【市の取組】

① 気候変動への適応対応

具体的な取組	内容等
浸水、土砂災害等対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業による雨水排水路、雨水貯留池の整備等の浸水対策等を行います。 ・洪水浸水想定区域を適宜見直します。 ・地域における防災リーダーの育成支援など、地域防災力の強化を図ります。
ライフラインの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・電力、ガス、上下水道、通信等のライフラインについて、災害時においても機能不全に陥らないよう、電力会社、ガス事業者、水道事業者、電気通信事業者等の関係機関と連携し、災害被害防止策を講じます。
高温対応農作物の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高温でも育つ農作物の品種開発や栽培を支援します。
熱中症予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・作業中の熱中症対策について、各種広報媒体で情報発信を行い、市民に向けて注意喚起や予防行動の啓発を行います。 ・児童生徒の安全確保のため、各学校に対し、高温注意情報に関する注意喚起や熱中症予防対策の周知に努めます。

② フロン等オゾン層破壊物質の適正処理

具体的な取組	内容等
フロン回収の適正指導	・民間事業者による適正なフロン回収とその後の破壊処理を指導します。また、フロン使用製品を廃棄する際には、適正な処理業者に委託します。

③ 酸性雨に関する観測・監視、情報提供

具体的な取組	内容等
観測・監視の継続と情報の収集・提供	・酸性雨の観測・監視を継続するとともに、酸性雨による被害状況等の情報収集と市民への情報提供を進めます。
発生源対策の推進	・工場・事業場、及び自動車からの酸性雨原因物質（硫黄酸化物、窒素酸化物）の排出抑制を図るため、住宅や事業所等での再生可能エネルギーへの転換、自動車利用の抑制等を促していきます。

④ 水銀使用廃製品の適正な回収

具体的な取組	内容等
水銀使用廃製品の適正な回収	・家庭から排出される電池や蛍光灯等の水銀使用廃製品の適正な回収を推進します。

(6) 市民協働による環境の保全・創出

■方向性

市民一人ひとりが身近な地域レベルから地球レベルまでの様々な環境問題に対して理解を深めながら、市民、事業者、市等のすべての主体が「知っている」から「行動する」主体となって、環境配慮・創造型の暮らし方や事業活動に変革していくことが重要です。そのための学習・啓発や実践の機会充実、活動・組織の育成・支援の充実を図っていくとともに、各主体の協働・連携に基づく推進体制の構築を図っていきます。

■将来イメージ

- 日常生活や事業活動、地域活動などの様々な場面において、環境に配慮した行動を自発的に行うことができる人が増えています。
- 環境学習の機会が充実し、市民の環境に対する理解は高く、自然環境、省エネルギー・省資源、景観などに関して、環境保全のために具体的に行動する・実践する人が増えています。
- 市民・地域、関係団体、行政などの多様な主体が連携して、環境保全や環境美化の活動が活発に行われています。また、そのような活動を通じて、都市部と農村部等の市民交流が活発化しています。
- 企業や事業所等において、製品の製造や販売での環境負荷の低減や、地域の環境保全活動への協力など、環境に配慮した事業活動が広がっています。
- 環境の保全や創出に係る活動・組織を育成・支援する仕組みが充実しており、地域における環境ネットワークが広がりを見せています。

■進捗管理指標

指 標	基準値 (H28)	現状値 (R3)	目標値 (R9)	備 考
①いみず環境チャレンジ 10 事業の実施数	15 学校	15 学校	15 学校	市内の全小学校での実施の継続 *県事業6校、市事業9校の合計
②エコアクション 21 認定数 (環境マネジメントシステム導入事業所数)	14 事業所 (エコアクション21のみ)	15 事業所	増加	エコアクション 21 ほかの環境マネジメントシステムも含めるかについて検討
③アダプト・プログラム参加 団体数、実施数	-	6,687 人	7,500 人	第3次総合計画での目標値(R14)
④協働事業数(市民、事業者 等、市の連携による環境事業)	4 事業	4 事業	7 事業	海岸清掃活動、事業者によるクリーン作戦活動等
⑤環境関連活動団体数(N P O等)	7 団体	9 団体	9 団体	富山県民ボランティア総合支援センターに登録しているN P O法人で、活動分野に環境保全を含んでいる団体

■基本施策と主な取組



1. 環境学習・環境教育の推進

現状と課題

- ・本市では、市民を対象に環境講座を毎年実施しているほか、グリーンカーテンの育て方講習会など、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に向けた啓発事業に継続的に取り組んでいます。
- ・子どもに対しては、富山県事業のとやま環境チャレンジ10により、各小学校の4年生を対象に環境教育プログラムを実施しています。また、小杉小学校では、地域の環境ボランティアの協力を受けながら、天然記念物であるミズアオイのビオトープの整備が行われています。
- ・一般廃棄物処理施設であるミライクル館のプラザ棟は、環境全般に関する情報発信の拠点として利用されており、太陽光発電設備、環境学習機材の設置、リサイクル品の展示、リサイクル体験工房、ごみ減量化及び分別の仕方に関する情報提供等を行っています。
- ・引き続き、市民や子ども（学校）などの年齢や生活場面に応じて、学習・教育の機会充実と参加促進を図っていく必要があります。
- ・環境教育や環境保全活動の活性化に向けては、コーディネート機能を強化し、多様な主体の参加と活動の拡大、連携が促進する仕組みづくりを進めていく必要があります。
- ・環境学習・教育の取組を通じて、環境への意識を高め、環境に配慮して行動できる人を増やしていくことが重要です。また、市民一人ひとりの環境に配慮した行動を促していくためには、無理なく楽しみながら取り組んでいける工夫が必要です。
- ・行政側からの情報発信においては、受け手の年代や課題認識等の特性を十分に考慮して、効果的に進めていく必要があります。
- ・国民調査では、今後、行いたい環境行動として「講習会等で得た知識の実践」が45.9%で最も多くなっており、情報提供や啓発から、具体的な環境配慮の行動につなげていく取組が重要となります。

取組の方針

- 環境学習・教育に関する情報の収集と共有を進めます。
- 年齢や生活場面に応じた体系的な環境学習・教育を推進します。
- 環境学習・教育に取り組む個人や団体の活動を支援します。

【市民の取組】

- 日頃から環境について関心を持ち、家庭内で環境について話し合う機会を持ちます。
- 環境学習会や講演会などに参加し、環境に対する正しい知識・理解を深めます。
- インターネットなどを利用して環境情報を積極的に入手・活用します。
- 各種の組織・団体の活動において、環境の視点を含む取組や連携に努めます。

【事業者の取組】

- 職場において、従業員に対する環境学習・教育に取り組みます。
- 環境学習会や講演会、研修会などに参加し、社員の環境に対する正しい知識・理解を深めます。
- 学校や地域での環境学習・教育の推進に協力します。
- 各種の環境情報の提供に努めます。
- 環境配慮型イベントの開催や運営の支援を行います。
- 事業活動や施設が環境学習・教育に役立つ場合、事業の紹介や施設の開放など協力を行います。

【市の取組】

① 環境情報の提供、環境教育の場の整備

具体的な取組	内容等
情報収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報紙やホームページ等を活用し、環境に関する情報の提供に努めます。市民の意識を高めるための環境関連情報の充実を図ります。 ・各種行事の中で、環境関連情報の発信・提供を進めます。 ・環境問題等を分かりやすく伝える副読本の作成を検討します。また、「とやま環境チャレンジ10」（県事業）の副読本「地球温暖化を止めるため家族みんなでチャレンジ」の活用を進めます。
環境教育の場となる公共施設の活用・開放	<ul style="list-style-type: none"> ・ミライクル館（廃棄物再生利用施設）やクリーンピア射水（ごみ焼却施設）、衛生センター（し尿処理施設）など、見学会等を通じて環境教育の場となる公共施設の活用・開放を進めます。 ・各種の環境団体の研修会や学習会、交流会等の多様な活動を促進するため、公共施設の活用・開放を進めます。

② 環境教育・講座の推進

具体的な取組	内容等
学校教育と連携した環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校などにおいて、「いみず環境チャレンジ10事業」（小学4年生対象）のほか、年齢や学習段階に応じた環境教育を推進し、体験学習を通じて、子ども達の環境への関心・理解を高めます。 ・地域と学校とが連携して、環境教育の充実を図ります。
年齢階層に応じた環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから大人まで、市民の年齢に応じた多彩な学習の機会・内容の充実を図ります。 ・連続講座や出前講座により、環境学習の機会を増やします。また、学習成果を実践に移していく実践型の学習の充実を図ります。 ・環境とくらしフェアを通して、環境保全意識の高揚を図ります。 ・海王丸パーク、太閤山ランド、新港の森等の大規模公園の豊かな自然環境を活用して、自然の中で行う学習やレクリエーションの機会を充実します。
事業所等における環境教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等における従業員向けの環境教育を促進します。出前講座等による支援に努めます。 ・事業者に対して、環境とくらしフェアへの参加・出展を呼びかけます。
市民主体の取組に対す	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が主体となって行う環境学習会や見学会などの取組みを支援します。

具体的な取組	内容等
る支援	・環境教育を推進するうえで必要となる情報を提供します。
環境イベントの開催	・本市の良好な自然をアピールし、ふれてもらう機会を増やすため、自然観察会等の環境イベントの拡充を図ります。 ・海王丸パーク、太閤山ランドをはじめ、周辺のレクリエーション施設との連携を進め、良好な環境を活かした観光交流の取組を促進します。



2. 環境保全活動の推進

現状と課題

- ・本市では、六渡寺、海老江、本江で、海岸の一斉清掃を毎年実施しています。海岸部の市民だけでなく内陸部の市民も含めた全市的な活動として定着しています。
- ・また、道路や公園等の公共空間の美化清掃をボランティアで行っている個人・団体・企業を支援するアダプト・プログラム事業を実施しており、令和3年度時点で59団体が登録されています。その他、事業者が主体となった美化活動（クリーン作戦活動）も数多く取り組まれています。
- ・行政、市民、団体、企業等が連携した環境保全活動を更に推進していくことが望まれます。そのためにも、環境保全活動に取り組む団体等の育成に努めていく必要があります。
- ・環境マネジメントシステムの導入を目指す事業所も増えており、エコアクション21の令和3年度時点の認証取得事業所数は15事業所となっています。

取組の方針

- 市民や事業所による主体的な環境保全活動や美化活動の取組を促進します。

【市民の取組】

- アダプト・プログラムに参加します。
- 河川沿いや海岸などを対象とした地域ぐるみの清掃活動などに参加します。

【事業者の取組】

- アダプト・プログラムに参加します。
- ISO14001 やエコアクション21等の環境マネジメントシステムの取得・認証に取り組めます。
- 河川沿いや海岸などを対象とした地域ぐるみの清掃活動などに参加・協力します。
- 環境に関する講座やイベントを開催・参加します。
- 植樹・緑化の取組を実施します。
- 自社の環境保全への取組を外部へ積極的に発信します。

【市の取組】

① 環境美化活動の推進

具体的な取組	内容等
環境美化の推進、市民等の主体的な取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・アダプト・プログラム等により、市民や事業者と市が協働して道路や公園等の清掃活動を推進します。 ・地域における一斉清掃などの活動を推進します。 ・市民や事業者、学校、各種団体による環境美化活動への支援を行います。

② 事業者における環境保全に係る取組の促進

具体的な取組	内容等
事業者の環境マネジメント導入の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・国際規格である環境ISOや環境省が推進するエコアクション21の認証取得を推奨し、環境経営を促進します。認証取得に向けた支援の強化を図ります。 ・認証取得が事業活動においてもメリットとなる仕組みの検討を進めます。



3. 協働・連携の推進体制の構築

現状と課題

- ・本市においては、地域の既存組織や環境関連NPO等が連携し、市民等が主体となった里山保全や森づくり等の環境活動が進められています。引き続き、市民主体の取組を促進していくとともに、各種団体の連携を高めていく、主体的な取組を促進していく仕組みの整備が必要となっています。

取組の方針

- 市民や事業所による主体的な取組みを支援します。
- 各主体間の協力・連携を促す体制の整備を進めます。
- 環境に係る人材の育成・発掘、活動の育成を図ります。
- 国、県、周辺市町村との協力・連携の体制強化を図ります。

【市民の取組】

- 自分の住む街に愛着を持ち、地域が主体となった環境保全活動に取り組みます。
- 日頃から環境に関心を持ち、情報収集に努めながら、正しい知識を身につけ、実践していきます。
- NPOやボランティアなどの市民団体による環境保全活動やリサイクル活動等に関心を持ち、参加・協力します。
- 市や事業者と連携しながら、環境保全に向けた取組を進めていきます。

【事業者の取組】

- 地域社会の一員として、地域の環境保全活動に参画します。
- 日頃から、環境法令制度等の情報収集に努めます。
- 市の支援を活用するなど、環境に配慮した事業活動を進めます。
- NPOやボランティアなどの市民団体による環境保全活動やリサイクル活動等に関心を持ち、参加・協力します。
- 市や市民（団体）と連携しながら、環境保全に向けた取組を進めていきます。

【市の取組】

① 環境人材の育成

具体的な取組	内容等
推進役となる人材の育成・発掘	・環境教育や環境学習の推進役となる人材の育成・発掘を進めます。
活動団体の支援	・市民や関係団体等が主体となった環境保全活動への支援の充実を図ります。

② 各種団体との連携・協力の促進

具体的な取組	内容等
連携・協働体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者及び市が対等な立場で連携し、環境問題に取り組む体制を構築します。 ・NPOやボランティア団体などの市民団体が互いに補完的役割を担いながら協力して活動できるネットワークの構築を推進します。 ・各種団体の交流促進や市民・地域と団体を繋ぐコーディネート等の機能を有する体制の整備を検討します。 ・環境保全活動などを通じた各種団体、地域間の交流を図り、人の交流や情報交換による環境保全活動の活性化を推進します。
産学官の連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全・活用のための新たな技術や社会システムの研究開発等を推進するため、産・学・官それぞれの専門性を活かした連携を強化していきます。また、最新の環境保全技術の普及・啓発や人材育成、環境ビジネスによる産業振興等に結び付けていきます。
周辺都市との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ・大気や水質等の環境観測の他、河川ごみ（内陸ごみ）による海岸漂着ごみの改善対策等については、市域を超えた取組が必要となることから、国・県との情報交換や、周辺都市との協力・連携の体制を強化していきます。

SDGs の視点から見た分野別の施策と主な取組

SDGs	基本施策	主な取組
	廃棄物の排出抑制の推進	食品ロス対策(フードバンク、フードドライブ、30・10 運動の推進) 事業系廃棄物の再資源化
	再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの促進	再生可能エネルギーの創出、省エネルギーの推進、資源循環の推進
	廃棄物の排出抑制の推進	食品ロス対策(フードバンク、フードドライブ、30・10 運動の推進) 事業系廃棄物の再資源化
	再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの促進	再生可能エネルギーの創出、省エネルギーの推進、資源循環の推進
	大気汚染対策	ばい煙発生施設等の監視・指導
	水質汚濁対策	上下水道の維持・整備、水質の監視と情報提供
	その他の公害防止対策、環境衛生対策	騒音、化学物質等に関する監視・測定の実施、相談体制の充実
	森林・里山環境の保全・活用	森林の保全、農地の保全
	水循環の保全	地下水の環境調査、農地や森林の保全による水源涵養機能の保全
	公園緑地の保全・創出	緑豊かな公園整備、水辺空間の環境整備
	オゾン層保護、酸性雨対策、水銀汚染防止対策	フロンの適正な処理、酸性雨対策、水銀使用製品の回収
	公園緑地の保全・創出	緑豊かな公園整備、水辺空間の環境整備
	良好な景観の形成	地域の自然、歴史・文化との調和に配慮した景観づくり
	廃棄物の排出抑制の推進	ごみ削減の意識啓発の推進、食品ロス対策
	資源有効利用の推進	徹底した分別収集体制の構築、3R の推進、資源回収活動の支援
	環境学習・環境教育の推進	学校教育と連携した環境教育の推進 年齢階層に応じた環境教育の推進 事業所等における環境教育の促進
	水質汚濁対策	上下水道の維持・整備、水質の監視と情報提供
	水循環の保全	地下水の環境調査、農地や森林の保全による水源涵養機能の保全
	オゾン層保護、酸性雨対策、水銀汚染防止対策	フロンの適正な処理、酸性雨対策、水銀使用製品の回収
	再生可能エネルギーの導入促進	太陽光発電設備、蓄電池の導入、バイオマス発電の拡充
	省エネルギーの促進	化石燃料の使用抑制、省エネ機器の導入促進、EV 車の導入
	エネルギーを核とした環境と経済の地域経済循環	再エネの地域内循環、循環型アルミ産業の拡大、蓄熱輸送
	エネルギーを核とした環境と経済の地域経済循環	再エネの地域内循環 循環型アルミ産業の拡大 蓄熱輸送
	再生可能エネルギーの導入促進	太陽光発電設備、蓄電池の導入、バイオマス発電の拡充
	省エネルギーの促進	化石燃料の使用抑制、省エネ機器の導入促進、EV 車の導入
	再生可能エネルギーの導入促進	太陽光発電設備、蓄電池の導入、バイオマス発電の拡充
	省エネルギーの促進	化石燃料の使用抑制、省エネ機器の導入促進、EV 車の導入
	エネルギーを核とした環境と経済の地域経済循環	再エネの地域内循環、循環型アルミ産業の拡大、蓄熱輸送
	大気汚染対策	ばい煙発生施設等の監視・指導
	その他の公害防止対策、環境衛生対策	騒音、化学物質等に関する監視・測定の実施、相談体制の充実
	水質汚濁対策	上下水道の維持・整備、水質の監視と情報提供
	水循環の保全	地下水の環境調査、農地や森林の保全による水源涵養機能の保全
	公園緑地の保全・創出	緑豊かな公園整備、水辺空間の環境整備
	良好な景観の形成	地域の自然、歴史・文化との調和に配慮した景観づくり
	再生可能エネルギーの導入	太陽光発電設備、蓄電池の導入、バイオマス発電の拡充
	省エネルギーの促進	化石燃料の使用抑制、省エネ機器の導入促進、EV 車の導入
	エネルギーを核とした環境と経済の地域経済循環	再エネの地域内循環、循環型アルミ産業の拡大、蓄熱輸送
	オゾン層保護、酸性雨対策、水銀汚染防止対策	フロンの適正な処理、酸性雨対策、水銀使用製品の回収
ごみの不法投棄・海岸漂着ごみ対策	不法投棄の監視・指導、海岸漂着ごみの回収・発生抑制の促進	

SDGs	基本施策	主な取組
12 持続可能な消費と生産	大気汚染対策	ばい煙発生施設等の監視・指導
	水質汚濁対策	上下水道の維持・整備、水質の監視と情報提供
	ごみの不法投棄・海岸漂着ごみ対策	不法投棄の監視・指導、海岸漂着ごみの回収・発生抑制の促進
	水循環の保全	地下水の環境調査、水質汚濁発生施設等の監視・指導
	廃棄物の排出抑制の推進	食品ロス対策、ごみ縮減の体制強化、プラスチック資源一括回収
	資源有効利用の推進	徹底した分別収集体制の構築、3Rの推進、資源回収活動の支援
	バイオマス産業都市構想の推進	木質バイオマス発電、たい肥製造、廃食油有効活用、もみ殻有効利用
	再生可能エネルギーの導入	太陽光発電設備、蓄電池の導入、バイオマス発電の拡充
	省エネルギーの促進	化石燃料の使用抑制、省エネ機器の導入促進、EV車の導入
	エネルギーを核とした環境と経済の地域経済循環	再エネの地域内循環、循環型アルミ産業の拡大、蓄熱輸送
13 気候変動に具体的な対策を	廃棄物の排出抑制の推進	食品ロス対策、ごみ縮減の体制強化、プラスチック資源一括回収
	資源有効利用の推進	徹底した分別収集体制の構築、3Rの推進、資源回収活動の支援
	再生可能エネルギーの導入	太陽光発電設備、蓄電池の導入、バイオマス発電の拡充
	省エネルギーの促進	化石燃料の使用抑制、省エネ機器の導入促進、EV車の導入
	エネルギーを核とした環境と経済の地域経済循環	再エネの地域内循環、循環型アルミ産業の拡大、蓄熱輸送
14 持続可能な水と海洋資源	水質汚濁対策	上下水道の維持・整備、水質の監視と情報提供
	その他の公害防止対策、環境衛生対策	化学物質等に関する監視・測定の実施、相談体制の充実
	ごみの不法投棄・海岸漂着ごみ対策	不法投棄の監視・指導、海岸漂着ごみの回収・発生抑制の促進
	水循環の保全	地下水の環境調査、農地や森林の保全による水源涵養機能の保全
	生物多様性の確保、生態系の保護	野生生物(希少動植物)の保護活動、生態系の保全活動
	森林・里山環境の保全・活用	森林の保全、農地の保全
	廃棄物の排出抑制の推進	食品ロス対策、ごみ縮減の体制強化、プラスチック一括回収
	資源有効利用の推進	徹底した分別収集体制の構築、3Rの推進、資源回収活動の支援
15 陸域生態系の保護	環境保全活動の推進	環境美化の推進、市民等の主体的な取組への支援
	大気汚染対策	ばい煙発生施設等の監視・指導
	水質汚濁対策	上下水道の維持・整備、水質の監視と情報提供
	その他の公害防止対策、環境衛生対策	化学物質等に関する監視・測定の実施、相談体制の充実
	水循環の保全	地下水の環境調査、農地や森林の保全による水源涵養機能の保全
	ごみの不法投棄・海岸漂着ごみ対策	不法投棄の監視・指導、海岸漂着ごみの回収・発生抑制の促進
	生物多様性の確保、生態系の保護	野生生物(希少動植物)の保護活動、生態系の保全活動
	森林・里山環境の保全・活用	森林の保全、農地の保全
	公園緑地の保全・創出	緑豊かな公園整備、水辺空間の環境整備
17 パートナーシップ	オゾン層保護、酸性雨対策、水銀汚染防止対策	フロンなどの適正な処理、酸性雨対策、水銀使用製品の回収
	環境保全活動の推進	環境美化の推進、市民等の主体的な取組への支援
	ごみの不法投棄・海岸漂着ごみ対策	広域連携による海岸一斉清掃、上流域自治体等に向けた啓発
	協働・連携の推進体制の構築	環境人材の育成、産官学民が協働した環境活動の実施

第4章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進体制

望ましい環境像の実現に向けては、市、事業者及び市民の各主体が、それぞれの役割を果たしながら、協働に基づき、本計画に示した取組を効果的に推進していくことが重要です。そのための推進体制は、以下のとおりです。

① 射水市環境審議会

環境審議会は、条例第25条に基づき設置し、学識経験者、関係機関の職員及び市長が必要と認める者で構成され、市長の諮問に応じ、環境基本計画をはじめ環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議し、必要に応じて市長に意見を述べます。

② 環境調整会議（仮称）

環境調整会議（仮称）は、庁内関係各課で組織され、環境施策の実効的かつ体系的な推進を図るため、総合的な調整を行います。

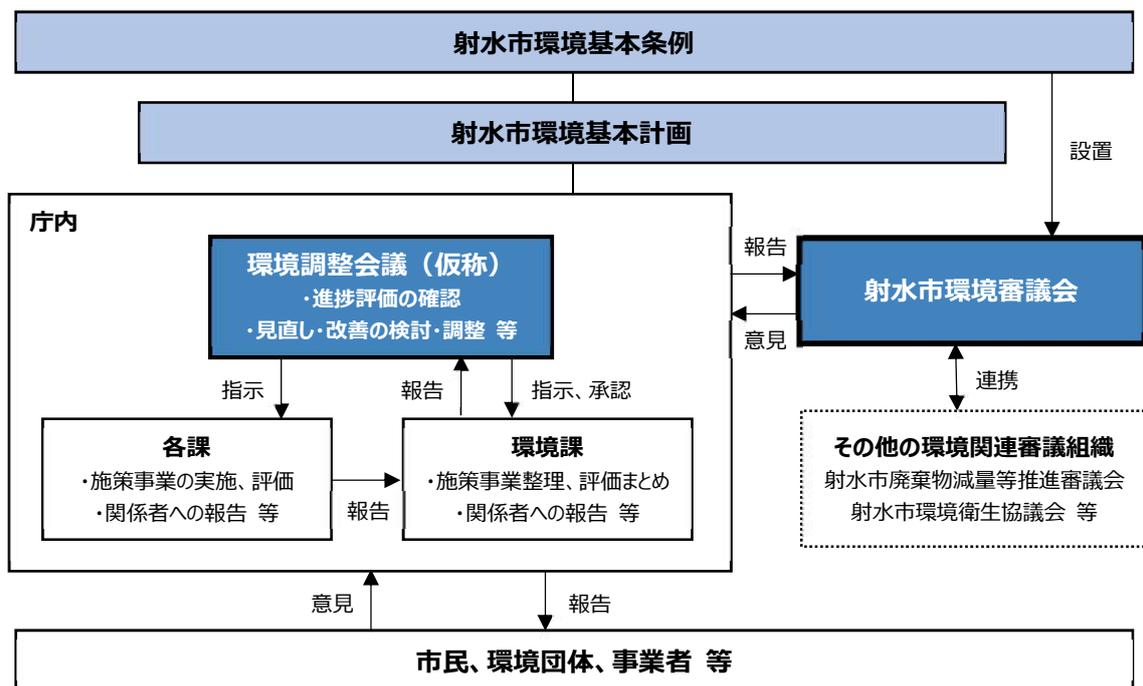


図 推進体制

第2節 計画の進行管理・見直し

本計画を確実に実行していくためには、定期的に計画の進捗状況を把握・検証するなど、計画の進行管理が重要となります。環境マネジメントシステムの考え方に基づくPDCAサイクルにより、施策の点検・評価、必要な改善、計画の見直しを図っていきます。

個別の施策や取組については、毎年、進捗状況の把握・検証、改善策の検討を実施していくこととし、施策体系や数値目標を含めた計画全般については、計画期間の中間5年をめぐり、それまでの個別施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえて、必要な見直しを図っていくこととします。

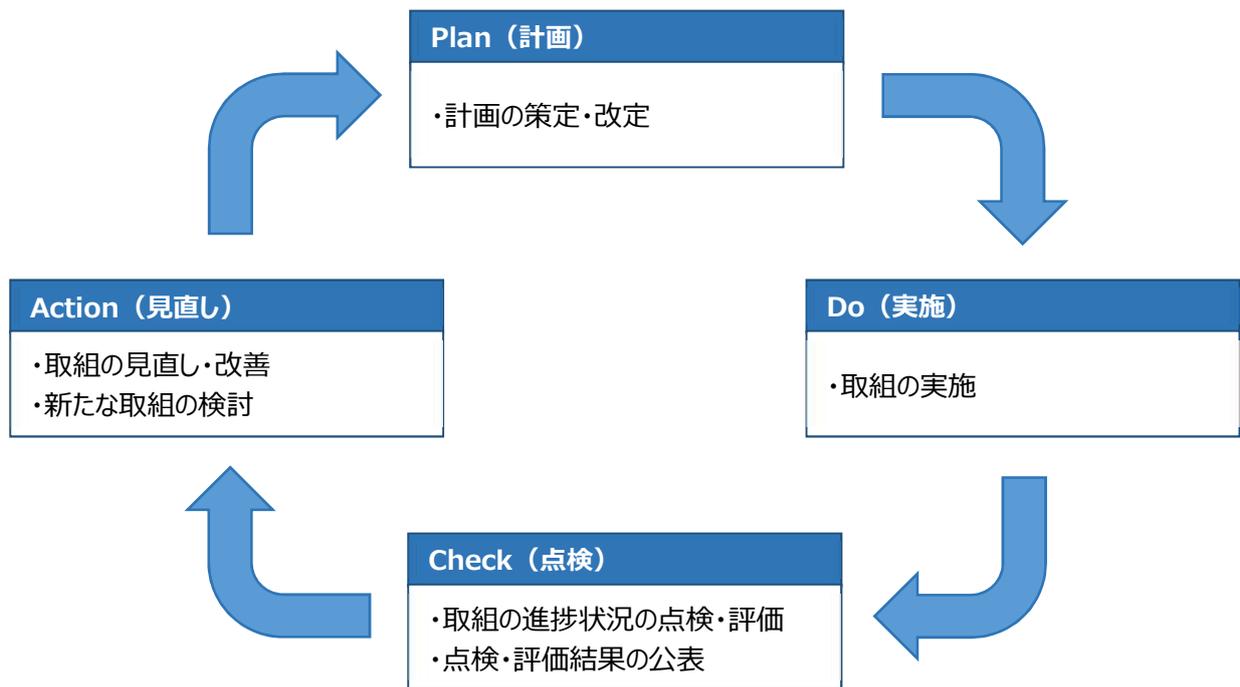


図 進行管理体制図 (PDCA サイクル)

第3節 計画の進捗状況等の公表

条例第9条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況や点検・評価の結果について、本計画の進捗状況として整理を行い、市の広報紙やホームページ等を利用して公表することとします。

附属資料

射水市環境審議会委員名簿

委員区分	団体・組織名等	氏名	備考
学識経験のある者	富山県立大学 工学部環境・社会基盤工学科教授	渡辺 幸一	会長
	富山県立大学 工学部環境・社会基盤工学科准教授	中村 秀親	副会長
関係機関の職員	富山地方気象台次長	野内 修一	
	富山県環境科学センター所長	九澤 和英	
	富山県高岡厚生センター射水支所長	櫻田 惣太郎	
市長が必要と認める者	いみず地球温暖化防止活動推進員 ネットワーク会員	川西 茂	
	射水市企業団地連絡協議会長	澤田 悦守	
	射水市農業委員会会長	堀 正	
	射水市地域振興会連合会常任理事	寺林 志朗	
	いみず女性ネットワーク会長	沖 和美	
	新湊漁業協同組合代表理事組合長	塩谷 俊之	
	射水市環境衛生協議会長	串田 伸男	
	公募委員	折坂 利春	
計 13 名			

※令和5年2月現在

第2次射水市環境基本計画策定の経過

内 容	開催日	備 考
平成28年度 第1回射水市環境審議会	平成28年(2016年) 11月15日	・第2次射水市環境基本計画の策定(諮問) ・第2次射水市環境基本計画策定専門部会の設置
平成28年度 第1回射水市環境審議会 専門部会	平成29年(2017年) 3月22日	・環境審議会専門部会委員長の選任について ・第2次射水市環境基本計画の策定について
平成29年度 第1回射水市環境審議会 専門部会	平成29年(2017年) 7月26日	・第1次基本計画の数値目標の達成状況及び主な課題について ・第2次射水市環境基本計画の構成等について
平成29年度 第1回射水市環境審議会	平成29年(2017年) 8月30日	・第1次基本計画の数値目標の達成状況及び主な課題について ・第2次射水市環境基本計画の施策体系(案)について
平成29年度 第2回射水市環境審議会 専門部会	平成29年(2017年) 10月27日	・第2次環境基本計画の素案について ・第2次環境基本計画の推進体制について
平成29年度 第2回射水市環境審議会	平成29年(2017年) 11月22日	・平成28年度射水市の環境概要について ・第2次射水市環境基本計画の素案について
パブリックコメントの募集	平成29年(2017年) 12月25日～平成30年 (2018年)1月24日まで	・第2次射水市環境基本計画の素案について
平成29年度 第3回射水市環境審議会	平成30年(2018年) 2月13日	・意見募集(パブコメ)の結果について ・答申(案)について
第2次射水市環境基本計画 について答申	平成30年(2018年) 2月22日	
第2次射水市環境基本計画 策定	平成30年(2018年) 3月30日	
令和4年度 第1回射水市環境審議会	令和5年(2023年) 2月6日	・令和3年度射水市の環境概要について ・第2次射水市環境基本計画(改訂版)の素案について
パブリックコメントの募集	令和5年(2023年)4月	・第2次射水市環境基本計画(改訂版)の素案について
第2次射水市環境基本計画 (改訂版)策定	令和5年(2023年)6月	

第2次射水市環境基本計画改訂版（素案）

発行 / 射水市市民生活部 環境課

〒939-0294 射水市新開発 410 番地 1

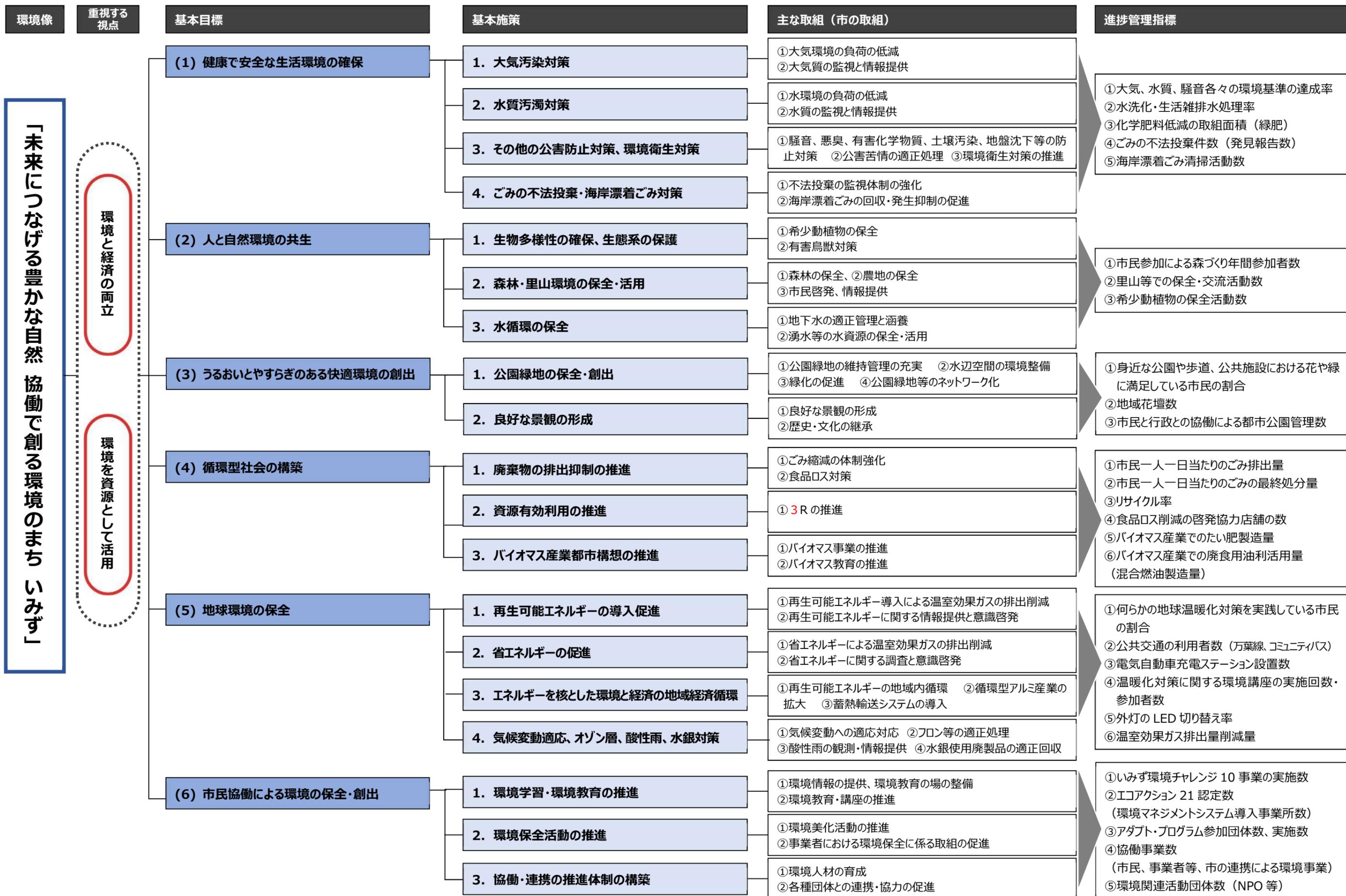
[TEL] 0766-51-6624

[FAX] 0766-51-6656

[メール] kankyou@city.imizu.lg.jp

令和5年2月

■ 施策体系



射水市住宅用太陽光発電システム設置補助金（案）について

1 趣旨

家庭で取り組む地球温暖化防止対策を推進するため、射水市内の住宅に蓄電池付き太陽光発電システム又はP P A 1に基づく太陽光発電システムを設置する市民に補助金を交付する制度を創設する。

1 P P Aに基づく太陽光発電とは、電力の使用者がP P A事業者に敷地、屋根スペースを提供し、P P A事業者は太陽光発電設備の無償設置、運用及びメンテナンスを行うシステムをいう。

2 補助対象者

令和5年4月1日以降、射水市内の自らが居住又は所有する住宅に蓄電池付太陽光発電システム又はP P Aに基づく太陽光発電システムを設置した個人であり、次のいずれかの要件を満たす者。

- (1) 設置者又は同居の家族が電力会社と太陽光発電からの電力需給に関する契約を締結していること
- (2) 設置者又は同居の家族がP P Aを提供している事業者とP P Aに関する契約を締結していること

3 補助金額

(1) 蓄電池付き太陽光発電システム設置

太陽光発電の最大出力1 k w当たり2 0千円、上限5 0千円（ただし、蓄電池の容量は最低1 k w h以上の設備に限る。）

(2) P P Aに基づく太陽光発電システム設置

太陽光発電の最大出力1 k w当たり2 0千円、上限5 0千円

4 予算額

8,000千円（令和5年度）

国民健康保険税に係る令和5年度税制改正について

1 国民健康保険税課税限度額の見直し

中間所得者層の保険税負担軽減を図るため、課税限度額を見直すもの。

区 分	課 税 限 度 額		引上額
	現 行	改 正 後	
基礎課税額	65万円	65万円	据え置き
後期高齢者支援金等課税額	20万円	22万円	2万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	据え置き
合 計	102万円	104万円	2万円

2 国民健康保険税軽減判定所得の見直し

経済動向等を踏まえ、保険税軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直すもの。

軽減割合	軽 減 判 定 所 得 の 基 準 額	
	現 行	改 正 後
7 割	基礎控除額 43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	現行どおり
5 割	基礎控除額 43万円 + 28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者 数) + 10万円 × (年金・給与所得者 の数 - 1)	基礎控除額 43万円 + 29万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者 数) + 10万円 × (年金・給与所得者 の数 - 1)
2 割	基礎控除額 43万円 + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者 数) + 10万円 × (年金・給与所得者 の数 - 1)	基礎控除額 43万円 + 53.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者 数) + 10万円 × (年金・給与所得者 の数 - 1)

3 適用

令和5年度国民健康保険税から適用する。

なお、射水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)については、市議会6月定例会において提案する予定。

後期高齢者医療保険料均等割に係る軽減判定所得の見直しについて

1 概要

物価の動向や国民健康保険税での制度見直しを踏まえ、低所得者に対する保険料負担を軽減するため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正されたことから、その内容について報告するもの。

2 内容

保険料均等割の5割及び2割軽減判定基準のうち、「被保険者数に乗ずる金額」を5割軽減は29万円（現行28.5万円）、2割軽減は53.5万円（現行52万円）にそれぞれ引き上げる。

軽減割合	軽減判定所得の基準額	
	現行	改正後
7割	基礎控除額 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	現行どおり
5割	基礎控除額 43万円 + (28.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	基礎控除額 43万円 + (29万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割	基礎控除額 43万円 + (52万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	基礎控除額 43万円 + (53.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

3 適用

令和5年度以後の年度分保険料から適用する。

新型コロナウイルスワクチン接種進捗状況等について

1 接種状況について(2月24日現在)

対象者	対象人数 (R4.1.1現在)	接種済人数(接種率)				
		1回目接種	2回目接種	3回目接種	4回目接種	5回目接種
65歳以上	27,940人	26,736人 (95.7%)	26,681人 (95.5%)	25,804人 (92.4%)	23,477人 (84.0%)	19,024人 (68.1%)
12歳~64歳	55,220人	49,724人 (90.0%)	49,544人 (89.7%)	38,424人 (69.6%)	20,632人 (37.4%)	4,343人 (7.9%)
対象者比 (12歳以上)	83,160人	76,460人 (91.9%)	76,225人 (91.7%)	64,228人 (77.2%)	44,109人 (53.0%)	23,367人 (28.1%)
5歳~11歳	5,383人	1,397人 (26.0%)	1,361人 (25.3%)	443人 (8.2%)	-	-
6か月~4歳	2,822人	93人 (3.3%)	73人 (2.6%)	15人 (0.5%)	-	-
人口比	91,783人	77,950人 (84.9%)	77,659人 (84.6%)	64,686人 (70.5%)	44,109人 (48.1%)	23,367人 (25.5%)

接種率は令和4年1月1日現在の射水市人口(91,783人)及び対象人数から算出

	市	県	国
オミクロン株対応ワクチン接種率	45.7%	46.4%	43.5%

3回目、4回目、5回目の内数

2 新型コロナウイルス感染症の発生状況について

富山県の感染者の状況(令和5年2月24日15時現在)

感染者累計 233,741名

- ・入院者数 77名(うち重症者数1名)
- ・宿泊療養施設入所者数 15名
- ・死亡者数 306名

感染対策のレベル

- ・入院病床使用率 15.4%
- ・重症病床使用率 2.8%
- ・直近1週間の10万人当たり感染者数 109人
- ・上記の対前週比 0.64

現在のレベル 2(感染注意報)